

平成21年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年6月12日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年6月12日
2. 閉 会 平成21年6月16日
3. 会 期 5日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
3番	青 木 照 夫	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成21年第5回西会津町議会定例会会議録

平成21年6月12日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	地域整備課長	杉原徳夫
副町長	薄友喜	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
総務税政課長	伊藤要一郎	教育委員長	佐藤晃
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 長	長谷川隆夫
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋謙一
健康福祉課長	藤田潤一	代表監査委員	廣瀬 涉
経済振興課長	新田新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成21年6月12日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託

日程第4 議会改革特別委員会報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 平成20年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第9 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第10 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第11 報告第4号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

（各常任委員会）

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会…… [議員控室] (第1会議室)

○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 ただいまから、平成 21 年第 5 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から詳細にわたり説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 10 件の議案及び 4 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願は 3 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

次に、本定例会の一般質問の通告は、6 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長からは副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、清野佐一君、10 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 16 日までの 5 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は3件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、議会改革特別委員会報告を行ないます。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、清野邦夫君。

○議会改革特別委員会委員長（別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって議会改革特別委員会報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、廣瀬渉君。

○監査委員（例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長（町長提案理由の説明）

○議長 日程第8、報告第1号、平成20年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。本件の報告を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 報告第1号、平成20年度西会津町繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年2月の議会臨時会及び3月の議会定例会においてご議決をいただいたところではありますが、今次の繰越事業はいずれも平成20年度国の補正予算関連事業でありまして、第1次補正分で4件、第2次補正分で26件の計30件であります。この30件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

会計は全て一般会計であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。まず第1点目は「野沢駅通り環境整備事業」

で、繰越額は 250 万円、完了予定は 6 月 19 日であります。第 2 点目は「温泉宿泊施設改修整備事業」で、繰越額は 5,610 万円、完了予定は 12 月 28 日であります。第 3 点目は「温泉宿泊施設送迎車両整備事業」で、繰越額は 763 万 8 千円、完了予定は 9 月 11 日であります。第 4 点目は「総合運動公園施設工事整備事業」で、繰越額は 3,320 万円、完了予定は 12 月 28 日であります。第 5 点目は「駅前広場改修整備事業」で、繰越額は 150 万円、完了予定は来年 1 月 31 日であります。第 6 点目は「ケーブルテレビ取材用カメラ整備事業」で、繰越額は 400 万円、完了予定は 7 月 31 日であります。第 7 点目は「高速バス停トイレ新設整備事業」で、繰越額は 500 万円、完了予定は 12 月 28 日であります。第 8 点目は「テレワークセンター施設運営整備事業」で、繰越額は 289 万 3 千円、完了予定は 9 月 30 日であります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費であります。まず第 1 点目は「高齢者等日常生活用具整備事業」で、繰越額は 350 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。第 2 点目は「定額給付金事業」で、繰越額は 2,212 万 2,017 円、完了予定は 10 月 30 日であります。2 項児童福祉費であります。第 1 点目は「子育て応援特別手当交付金事業」で、繰越額は 17 万 6,976 円、完了予定は 9 月 6 日であります。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。第 1 点目は「保健センター排水接続整備事業」で、繰越額は 100 万円、完了予定は来年 1 月 31 日であります。第 2 点目は「機能訓練送迎用バス整備事業」で、繰越額は 1,012 万 6 千円、完了予定は 10 月 30 日であります。

次に、7 款商工費、1 項商工総務費であります。第 1 点目は「商業活性化緊急対策事業」で、繰越額は 250 万円、完了予定は 10 月 30 日であります。第 2 点目は「観光地駐車場整備事業」で、繰越額は 830 万円、完了予定は 6 月 19 日であります。第 3 点目は「観光案内看板整備事業」で、繰越額は 250 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。第 4 点目は「ふるさと自慢館整備事業」で、繰越額は 600 万円、完了予定は 12 月 28 日であります。第 5 点目は「西平ラッセル車格納庫整備事業」で、繰越額は 160 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費では、「防災パトロール車両整備事業」で、繰越額は 358 万 6 千円、完了予定は 7 月 31 日であります。4 項住宅費のうち第 1 点目は「町営住宅地上デジタル放送対応宅内配線等工事整備事業」で、繰越額は 480 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。第 2 点目は「町営住宅火災報知器整備事業」で、繰越額は 170 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。

次に、9 款消防費、1 項消防費であります。第 1 点目は「消防団総合整備事業・町の第 5 次補正分」でございますが、繰越額は 1,176 万 9 千円、完了予定は 9 月 30 日であります。第 2 点目は「消防団総合整備事業・町の第 6 次補正分」でございますが、繰越額は 800 万円、5 月 28 日に完了済であります。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費では「旧群岡中学校排水接続整備事業」で、繰越額は 100 万円、完了予定は来年 1 月 31 日であります。2 項小学校費であります。第 1 点目は「小学校耐震診断事業」で、繰越額は 470 万 3 千円、完了予定は 10 月 30 日であります。第 2 点目は「野沢小学校排水接続整備事業」で、繰越額は 700 万円、完了予定は 9 月

30 日であります。第 3 点目は「学校施設デジタル化整備事業」で、繰越額は 573 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。第 4 点目は「野沢小学校校舎等耐震補強事業」で、繰越額は 2 億 3,830 万 6 千円、完了予定は来年 2 月 12 日であります。3 項中学校費では「学校施設デジタル化整備事業」で、繰越額は 1,341 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。4 項社会教育費では、「公民館施設改修整備工事」で、繰越額は 900 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。

なお、各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで報告第 1 号、平成 20 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

日程第 9、報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 　報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてをご説明いたします。

お手元に配布いたしました「平成 20 年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書」をご覧くださいと思います。

まず、1 ページの土地開発公社事業報告書の「1. 総括事項」であります。平成 20 年度中に土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の 2 事業であり、本町の事業はございませんでした。なお、各事業の詳細につきましては 8 ページの明細表のとおりとなっております。

次に、平成 20 年度の決算の状況についてであります。収益合計が 1,602 万 7,147 円であり、一方、費用の合計は 1,598 万 7,762 円でありましたので、差し引き 3 万 9,385 円の当期利益となり、繰越準備金で整理をいたしました結果、当期末の繰越準備金合計額は 985 万 2,160 円となったところであります。

なお、これらの明細につきましては、3 ページに貸借対照表、4 ページに財産目録、5 ページに損益計算書、6 ページにキャッシュ・フロー計算書、7 ページに現金及び預金明細表を添付しておりますので、ご覧くださいと思います。

次に、理事会の議決事項であります。1 ページ後段に記載のとおり、理事会は 3 回開催されております。議決事項は平成 19 年度の事業報告及び決算の認定、平成 20 年度及び平成 21 年度の事業計画と予算の調整、さらには土地開発公社の定款の変更についてを行っております。

なお、ただ今説明しております「平成 20 年度の事業報告及び決算」の認定につきましては、去る 5 月 25 日に認定を受けております。

次に、平成 21 年度の事業計画でございますが、別紙で配付のとおりでございます。公有地取得事業として喜多方市の 3 事業、事業費といたしまして 1,103 万 6 千円が計画さ

れておりますが、本町の事業はございません。

なお、本町では、これまで、この喜多方地方土地開発公社を活用して「商業団地造成事業」や「住宅団地造成事業」などの事業を行なってまいりましたが、「住宅団地造成事業」の償還が平成 18 年度末をもって完了したことから、本町における未償還残高は全てなくなっております。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 10、報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 　報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります。その概要について申し上げます。1 ページをお開き願います。

はじめに、事業報告から申し上げます。

平成 20 年度は、温泉健康保養センターやさゆり公園などの施設において指定管理が最終年度となることから、利用者の満足度を高めるために、施設ごとの数値目標を設定し、公社として鋭意努力を重ねてきたところであります。

また、新たに地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」の指定管理者となったことから、地場産品やミネラル野菜等の地域産業の活性化についても推進してきたところであります。施設管理面では、安全面などを第一としながら、顧客サービスの向上に努めながら、利用客の増大に努めてまいったところであります。

地方の経済は依然低迷しており、世界的な資源高や物価の高騰による消費意欲の減少など、経営環境が依然として厳しい状況において、総体的な費用削減と営業の強化など経営改善に努めてきました結果、平成 20 年度決算において 614 万 6,249 円の黒字となりました。

なお、黒字の内訳であります。平成 20 年度から新たに指定管理者となった地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」に係る黒字が 422 万 9,363 円、それ以外の振興公社に係る黒字が 191 万 6,886 円であります。

「よりっせ」を除く振興公社の黒字額 191 万 6,886 円は昨年の黒字額 352 万 4,572 円と比較しまして、160 万 7,686 円の減額となりましたが、平成 20 年度につきましては、前年度に支給しませんでした職員のボーナスを支給しましたことから、実質的には昨年度よりも 500 万円を上回る黒字を計上したところであります。

平成 20 年度も黒字決算であることから欠損額は減少され、累積欠損は 2,317 万 9,827 円となったところであります。

次に、(2) 事業の内容、(3) 会社の概要、(4) 役員及び従業員の構成、(5) 資本金の増減につきましては、2 ページから 3 ページに記載されているとおりであります。

続いて、4 ページの平成 20 年度の決算について申し上げます。

(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金、前払費用、仮払金であり、合計で 4,151 万 5,335 円の計上であります。

新たに、「よりっせ」の指定管理者となったことから、前年度と比較して 1,845 万 9,602 円、率にして 80 パーセントの増となりました。固定資産の内訳につきましては記載のとおりであり、合計で 307 万 4,335 円の計上であります。

開発費 14 万 2,857 円は 17 年度より開始しました旅行業に係る県旅行業協会の加入金に係る減価償却費であり、その金額が繰延資産の金額であります。

したがって、資産の部の合計は、4,473 万 2,527 円であります。

次に、表、右の負債及び資本の部について申し上げます。

買掛金は食材などの未払い分であります。未払い税金は消費税と法人住民税であります。未払い費用は一般管理費等の未払い部分であります。預かり金は職員の源泉所得税や社会保険料負担金等であります。前受け金はロータスインの利用券や食事券の未利用分などあります。

流動負債の計は 3,241 万 2,354 円となりましたが、先ほども申し上げましたとおり「よりっせ」が新たに加わったことから、前年度と比較して 1,229 万 6,291 円、率にして 61 パーセントの増となりました。

以下、資本金 3,550 万円、前期繰越損失金 2,932 万 6,076 円及び当期末処分利益 614 万 6,249 円を計上し、資本計は 1,232 万 173 円となったところであります。

したがって、負債及び資本の部の合計は 4,473 万 2,527 円であります。

なお、ただいま申し上げました、資産の部の未収入金、負債及び資本の部の未払い税金、未払い費用、預り金につきましては、5 月末までにすべて処理されております。

次に、5 ページの損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高の営業収益に雑収入などの営業外収益を合わせた収益の部の合計額は 4 億 5,133 万 7,301 円であります。この収益の部につきましても、新たに「よりっせ」が加わったことや、ロータスインの宿泊・宴会・レストラン等の営業部門の売上が約 880 万円増加したことなどにより、1 億 4,989 万 6,537 円、率にして 50 パーセントの増となりました。

次に左の欄の費用の部であります。仕入れ金や一般管理費それに人件費などの営業費用の計、4 億 4,488 万 3,789 円、それに、支払利息 1,863 円、固定資産除却損の特別損失 12 万 400 円、法人税 18 万 5 千円までの合計額が 4 億 4,519 万 1,052 円となります。

したがって、収益の部の合計額 4 億 5,133 万 7,301 円から、ただいま申し上げました営業費用などの 4 億 4,519 万 1,052 円を差し引いた 614 万 6,249 円が当期利益であり、昨年に引き続き平成 20 年度も黒字決算となったところであります。

費用の部の合計は記載のとおり、4 億 5,133 万 7,301 円であります。

次に、(3) の利益金処分計算書につきましては、記載のとおりであります。当期未処

分利益 614 万 6,249 円を前期からの繰越損失金 2,932 万 6,076 円に繰り入れますので、次期繰越損失金は 2,317 万 9,827 円となりました。

次に、平成 21 年度の事業計画について申し上げます。

計画事業の内容につきましては、7 ページから 9 ページに記載されているとおりであります。平成 17 年度から平成 20 年度まで 4 年連続で黒字決算となりましたが、依然厳しい状況にあることから、より一層の経費節減と営業強化を図り、経営の改善を図るよう指導してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 　それではいくつかお尋ねをいたしますが、指定管理者として町から業務を受託をしてきたんでありますが、よりっせも新たに加わってきたわけで、具体的に年間の施設の利用状況について若干伺いたいと思います。

一つは、ロータスイン、これは 20 年度年間の利用者数と、それからこれについての客層ですね、どういう動向にあるのか、この点について伺っておきたいと思います。この報告書によりますと、企画とか運営でリピーターも次第に多くなっているということですが、具体的にはどういう内容であったのかを聞いておきたいと思います。

次に、道の駅ですが、年間 300 万人といわれているわけですが、30 万人ですね。30 万人とこういわれているわけですが、この利用者数の動向というのは、この 30 万人という程度なのか、あるいは増えているのかどうか、この点についてはどのように把握しておりますか、これもちょっと聞いておきたいと思います。

それから、さゆり内の公園の施設の適正な管理体制について若干伺います。特にフィールドアスレチック、この 5 月の連休に私も孫を連れて、ここを利用しようかと思うところでしたが、しかし、そこには工事中につき使用禁止、こういう貼り紙が貼って、自由に使えば使えるんですね。そして子供も一部、自由に出入りして遊んでおったんです。こういう管理体制であれば、やはり怪我とか、あるいは自由に、これは危険だからという貼り紙一つで本当の意味での管理体制にあるのかどうか。もしここで怪我などした場合については、いったい誰が責任者となってこの責任を取るのかということですが、この一番利用しやすい時期に利用できない、こういうことについての具体的な内容はどのような状況であったのか。

それともう一つは、あそこに受付らしきものもあるわけですが、しかしこれが全然今のところ見当たらないんですね。本当の意味で開設をしているのかどうか、この点の管理体制というのが具体的にどのようなになっているのか、だれがこの責任者となっているのか、この点についてはどのようになっておりますか聞いておきたいと思います。

それから、次に 20 年度の決算状況について伺いたいと思います。今ほどの話であります。当期利益で 614 万 6,249 円の黒字となったということでありまして、18 年度以前は確かに債務超過にいたっていたわけですが、それが経営改善をされてきたということは、徐々にこの運営もよくなってきたということは認めます。それ以降、約 300 万程度の黒字化となっておったわけですが、今回、この 614 万 6,249 円の黒字の内容については

伺いましたけれども、特に「よりっせ」が、この売上の利益分がここに加わったためにこういう結果になってきたわけですが、じゃこのよりっせ全体で売上については、よりっせの全体の売上ですよ、年間のね。これはどのくらい売上がされていますか。

それと、「よりっせ」だけをみた場合に、これに関わる人件費や、あるいは販促費、販売をするためのそういういろんな経費ですね、これらをみた場合に、最終的に先ほどいったような880万円ということではありますが、この程度のものなのかどうなのか。これについてはどのようになりますか。

施設内にある食堂とか、それから商工会も入っておられるわけですよ。これと「よりっせ」との関係、これは食堂に対しては具体的にどのような契約内容になっておりますか、それと商工会、ここに入っているわけですが、この商工会と、いわゆる「よりっせ」、「よりっせ」というよりも、むしろこれ振興公社との関係なんでしょうね、今度は。この契約はいったい具体的にどのように契約をされておりますか、この点について聞いておきたいと思います。

それから、最後、21年度の事業計画について若干伺いますが、事業方針はここに書かれておりますけれども、当然、黒字化に向けて経営をしなければなりません、その予算書が添付をされていないんですね。具体的に今年の事業計画はこうだよというならば、合わせて予算書というのも当然あるはずなんです。これが添付されないということは、添付しなくてもいいということなのか、必要ではないから添付しないということなのか、これについての計画書はどのようになっておりますか聞いておきたいと思います。

それから事業の中で、なつかしカーショーとか、あるいはフォルクスワーゲン大会、これらも行なっているわけですが、毎年開催しているわけですが、この運営と経費は「よりっせ」との直接的関係があるのか、あるいはこれはただ場所の提供だけだよと、こういうことなのか、この内容については具体的にどのような状況でありますか、聞いておきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 12番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、施設利用状況、ロータスインの施設利用状況でありますけれども、まず日帰りの温泉利用者数であります、20年度は合計で6万478名です。それから宿泊利用者数が4,601名。合計で6万5,079名のかたが温泉を利用されました。ちなみに19年度との比較でございますが、まず日帰り温泉者数につきましては、19年度と比較しまして約3,900名ほど減であります。次に宿泊利用者数でございますが、前年度と比較しまして530名ほどの増となっております。トータルで約3,400名ほどの減という状況でございます。

続きまして、「よりっせ」の利用者の動向ということでございますけれども、まず20年度、道の駅の利用者数、これはあくまでも推計でございます、レジカウンターのカウント数から推計した数字でございますが、平成20年度につきましては35万8,879名のかたがご利用いただいております。19年度につきましては34万6,689名のかたがご利用いただいておりますので、比較しますと1万2,190名の増、率にしまして3%の利用者増という数字が出てございます。

3点目のアスレチックの管理の点でございますが、アスレチックは連休前に確かオーブ

ンしたと思いますけれども、オープン前には施設の点検、補修、その作業が毎年ございまして、多分、伊藤議員さんがおいでになったときは、まだ修繕、点検が完了していなかったということで立ち入り禁止の看板があったと思います。

それと、受付は誰がというお話でしたが、当然アスレチックにつきましては、振興公社が指定管理として管理をしております。ですから、平日であろうが休日であろうが、オープンしている期間は、当然、振興公社の職員が当然受付にはいるというふうを考えております。

次に、決算の状況、よりっせの決算の状況というお話でしたが、本日、公社の決算書お配りしているわけですが、「よりっせ」のみの数字で申し上げます。まず「よりっせ」の損益計算書の部分で申し上げますが、費用の部の営業費用の合計、これにつきましては1億4,300万円ほどです。そのうちには当然販売費、一般管理費、人件費等の経費がありまして、それでだいたい3,600万円ほどです。残りは仕入れ分ということです。

「よりっせ」だけの収益は、先ほど申し上げたとおり422万9,363円ということでございます。なおこのよりっせの中には、櫟、レストラン部門とか、商工会部門は入ってございません。あくまでも公社の営業部分だけの数字でございます。

あと商工会、櫟との関係というおただしでありますけれども、これにつきましては、櫟は櫟で独立した営業を行っております。ただし、よりっせ全体の中の、例えば電気代とか水道代とか、そのかかる分については櫟のほうから商工会に支払いをしております。失礼しました。振興公社のほうに支払っております。その経費については、本日提出しました貸借対照表の経費として、損益計算書ですか、の経費として計上してあります。

それから、なつかしカーショーのおただしでありますけれども、なつかしカーショーの実施主体は委員会組織を組織しまして、イベントを開催しているわけですが、当然その中には振興公社も入ってございます。ただし、あくまでも実行委員会形式でございますので、多分公社の関わりは負担金という形で出ているだけで、総体の収支につきましては実行委員会の中の会計になります。

以上でございます。

答弁漏れがございました。失礼しました。

先ほど櫟と振興公社の関係申し上げましたが、同じく商工会につきましても、電気代とか水道代、それは応分の負担をしていただいております。

あと21年度の予算についてのおただしありますが、公社の株主総会等には予算の提出はございません。よって町の議会への報告についても予算書はなしということになります。

もう一つ申し上げます。地方自治法243条の3の第2項でございまして、公社の経営状況の説明に関する部分でございまして、書類の内容でございまして、当該法人の事業年度の事業計画及び決算に関する書類、貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告等を議会に提出しなければならないということでございますので、予算書までは提出は求めていないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 それでは、若干再質問をいたしますが、ロータサインの利用については、これ

は日帰りのかたの人数は、これは減少しているということは前々からわかっていましたけれども、ただこの利用する 3,900 人が昨年よりも減少しているということは、これは大きいんですね。どこにこの原因があるのか、使用しないから多いんですけれども、ただ、この利用をしていただくために、具体的にはどういう方法があるか、この件については、いろいろ時間単位における利用料の問題とか、いろいろあろうかと思えますけれども、この 3,900 名の減少ということについては、やはり大きいんですから、これに対する対策や取り組みというのはございましたらどういう対応を取っているのか聞いておきたいと思えます。

「よりっせ」の動向、あるいはその売上等々についてはわかりましたが、「よりっせ」の総合的な、総合的な売上、先ほどいったのは費用ですよね、1 億 4,300 万円は費用なんです、総売上ではだいたいどのくらいになるのか、この点についてちょっと聞いておきたいと思えます。

私もあんまりよく商工会と振興公社の建屋内に入っている関係については、いろいろ経過やいきさつがあるわけですね、ただ商工会としては、言葉は悪いですけども間借りしているような感じに捉えざるを得ないんですけども、ここにやっぱり商工会が入ったということは、やっぱり将来はきちっとした看板を立てて、ここに西会津町商工会ということが明記をされるということが私は筋だろうと思うんですが、この点についてはどのような今後の計画等になりますか。国の監査うんぬんというようなこともいわれていたんです。しかし、町、農協、商工会、これは経済を担う 3 団体ですよ。そういうところに看板もないなんていうのはおかしい。ですから、この点については、これから具体的にどのようにしていくべきかということについて、直接これには関係ないと思えますけれども、ただ関連しますので聞いておきたいと思えます。

それから、なつかしカーショーとか、これについての具体的な実行委員会方式はわかりましたが、負担金があるということは、どの程度の負担金なのか、わかれば聞いておきたいと思えます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 質問にお答えをいたします。

まずロータスインの温泉施設の日帰り客の減少の対策ということでございますが、当然、日帰り客が減少しますと、当然収入も落ち込むと、それは公社の収入でございます。ということで、公社としましては、いかに温泉日帰り客の増を図るか、そういうことで努力しているわけでございます。その方法としましては、例えば時間帯によっては入浴料を下げるとか、そういった話も検討の一つとしてあがってございますし、それ以外にもいろんな対策はあると思えますけれども、そこら辺、町と公社、連携を取りまして、ぜひ日帰りの入浴客が増えるように今後努力してまいりたいと思えます。

それから、「よりっせ」の売上でございますが、先ほど答弁漏れがございました。まずよりっせ全体の売上額を申し上げます。これはすべての売上額です、レストラン部門も入った、総額で 20 年度は約 1 億 8,000 万円ございました。前年度比較しまして約 10.5 パーセントの伸びでございます。

それから、なつかしカーショーの公社が実行委員会に支出している負担金でございます

が、これについては大変申し訳ありませんが、資料がございませんので、のちほど調べましてご連絡をいたしたいと思っております。以上です。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 商工会の看板等についてのご質問でありましたので、私のほうから答えさせていただきますが、よりっせの経過につきましてはいろいろございまして、議員もご承知のこととでございます。したがって、今後、適正な時期をみまして対応してまいりたいということと考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 大きな点で一つお尋ねしますが、この振興公社は町の活性化ということできた、設立されたわけなんですよ、その活性化の主体を何に求めるかといえば、農産物をそのまま販売していたのでは農家所得の向上にならないということで、それに付加価値を付けるんだということで、この振興公社というのは設立されたと思うんですが、この農業面では20年度の事業報告をみると、ミネラル農産物に限定してやっておられるというふうにみられると思うんですが、振興公社で20年度に実施されました農産物への付加価値を付ける事業、こういうのはどんな事業をやられました。そして、21年度はそれをどう継続、あるいは発展させていこうとしているのか、この事業計画では、あまりさだかではありません。

21年度事業計画をみると、事業の方針で町の活性化と発展に寄与するところ大きくくくられているんですが、これにくくってしまえば観光事業であれ、施設の管理部門、こういういろいろ分かれていますけれども、まったく地場産品に対する付加価値を付けるという、そういう事業がおろそかにされる危険性はないのか。だから、そういう点で設立の趣旨というのは、今でも貫かれているのかどうか、あるいは定款も改定して、そういうのは当の昔になくなっているんだということなのか、その辺を明らかにしてください。以上です。

それともう1点、ロータスインにしろ、さゆり公園の体育館施設にしろ、野球場にしろ、つくってから相当年数が経過しておりますが、だいたい年々どのくらいの維持補修費が必要なのか、今後だって相当いると思うんですが、おそらくそれは建物そのものが町所有なので、町の一般会計で負担ということが当然起きてくると思うんですが、かなりの額を要するんじゃないかというふう思うんですが、そういうふうな見込みというのがありますか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

まず1点目の公社は町の活性化を目的に設置されたものであるからという、農産物に付加価値を付けなければというご質問ですけれども、まず平成20年度公社が農業部門で行なった事業について申し上げます。農林業振興普及実践事業ということで、これは町の補助金を交付して行なっている事業であります。まず一つ目としましては、市場流通販売実践事業ということで、ミネラル野菜、よりっせに出すだけではなくて若松の市場に野菜を運搬しまして、その市場、運搬だけではなく市場で現在出回っている野菜の売れ筋とか、値段とか、そういった調査を含めまして実施をしております。

それから、二つ目でございますけれども、西林のたばこ育苗ハウスの脇で堆肥を希望さ

れる農家のかたに販売をしております。昨年につきましては、20年度につきましては、約35トンほど農家のかたに販売をしております。

続きまして、あともう一つ、加工品開発ということで、毎年世田谷の区民祭りとか、さまざまなイベントがございまして、その中でミネラル野菜を使った加工品、そういったものも販売しております、そこら辺の部門で特産品開発といいますか、加工品の開発にも公社であたっただいております。

それから、公社の設立の平成3年10月に振興公社が設立したわけですが、それから18年ほど経ってございますけれども、当初の設立の趣旨といいますか、経済団体や民間企業において、なかなか社会情勢、産業構造等によりまして、いろいろな問題によりまして、民間サイドではなかなかできない事業を公社が、ある程度のリスクを背負っても地域活性化のために事業を行なうんだと。その平成3年10月に設立した当初の目的、公社の目的は今も変わっていないと考えております。ですから、今後、公社が積極的に町の地域活性化のための事業を取り組んでいくように町としましても連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

それから、ロータスインさゆり公園等の維持修繕の経費の関係でございますけれども、この点につきましては、一応、毎年それぞれある程度大きな修繕が出たときには予算もかなり計上していますし、さほどない年についてはかなり増減がございます。基本的には、ロータスイン、さゆり公園、どちらも公社に指定管理をしていただいているわけですが、施設は基本的には町のものなので、修繕については町が予算を取って修繕するよと。ただし、軽微な修繕、例えばロータスインですと細かい修繕がたくさんあるわけでございますけれども、基本的に10万円未満の軽微な修繕については指定管理者の公社の負担、あとそれ以上のある程度の金額になる修繕につきましては、町の負担という基本で今まで管理をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、公社が取り組んでいる農業部門でございますけれども、耐雪型ハウス、西林にございますけれども、そこにおける冬期野菜の実証実験、それらについても取り組んで、以前でありますけれども、取り組んでおりまして、その実証実験の結果、現在、寒締めハウレンソウ等の栽培に取り組んでおられる農家も増えてございますので、申し添えたいと思います。以上でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 商品開発なりにどのくらい力点が置かれているのかみる一つの物差しとしては、振興公社からみれば受託収入1億300万円余ありますけれども、そのうちで、これの大きなものは多分施設の管理棟の管理部門だと思うんですが、そういう商品開発的な受託費というのはどのくらいあるんですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

受託収入、1億円ほどございますけれども、そのうち商品開発、あと地域興しといいますか、観光開発を含めた地域興しにかかる委託料は平成20年度で約450万円ほどでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけちょっとお尋ねしたいんですが、この役員の構成についてなんですけれども、この春、佐藤専務が退職されたと話をお聞きしました。ここお2人ばかり3年、4年で頻繁に変わっているというような中で、安定した計画的な経営ができるのか、一つ不安な点があるのと。あと今後の専務取締役の対応はどうか、その1点だけお尋ねいたします。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

今お話のありましたように、佐藤専務が5月いっぱいまで退職いたしました。前専務が退職されたあと、いわゆる民間から公募しまして、佐藤専務に決定をしたわけでございますが、専務、こちらのほうに専務としておいでをいただいたわけですが、当初から2年というお考えでおいでになったということでございまして、そんなことから5月いっぱいまで退職されました。

今後の問題でございまして、専務につきましての人選にあたりましては、これからどういう方法がいいのか、長い間専務として在職していただくための、その選定作業をどういうふうな形にしたらいのかということで、今いろいろ検討しております。今後その辺も含めて十分検討し、そして優秀な専務の選定作業をしてまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 これで、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第11、報告第4号、委任専決処分事項の報告を行ないます。

本件の報告説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長

報告第4号「委任専決処分の報告」について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、交通事故に係るものであります。

それでは、報告第4号をご覧いただきたいと思ひます。

事件の発生日は、平成20年12月7日であります。その内容であります。奥川大字飯根字傳道地内の県道におきまして、道路の除雪作業を行っていたところ、路側に設置されていた地下埋設電線用マンホールに除雪機械の排土板が接触し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成21年5月18日、賠償額43万4,231円で和解したところであります。過失割合は、当方100%、相手方0%であります。

なお、事故発生から示談まで5カ月余の日数を要しましたのは、修繕工事が雪解けを待たせて行なわれたことによるものでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告

といたします。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第4号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、議員の皆さんに申し上げます。

午後1時より全員協議会を開催いたします。

その後、議員互助会世話人会を開催しますので、役員のかたは議会委員会室にお集まりください。

その後、各常任委員会を開催し、請願の審査等を行ってください。それでは委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控え室、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会いたします。（12時04分）

平成21年第5回西会津町議会定例会会議録

平成21年6月15日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	地域整備課長	杉原 徳夫
副 町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
総務税政課長	伊藤 要一郎	教育委員長	佐藤 晃
まちづくり政策室長	成田 信幸	教 育 長	長谷川 隆夫
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成21年6月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 荒海 清隆 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 長谷川徳喜 | 5. 伊藤 勝 | 6. 清野 興一 |

○議長 平成 21 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順じ質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 おはようございます。

多賀剛でございます。先に通告した 2 件の質問をさせていただきます。

まず 1 点目といたしまして、雇用対策についてお尋ねいたします。町ではこの 3 月、雇用情勢の悪化を踏まえ、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業の二つを 2,200 万円の予算立ての中で実施し、雇用の維持確保に努めるとのことでしたが、その効果と今後の対応についてお尋ねするものであります。

アメリカのサブプライムローンの破綻、リーマンショックに端を発する 100 年に 1 度といわれる世界同時不況の中、国内においても自動車産業をはじめ、製造業など多くの産業が売上の大幅な減少などで減産体制を余儀なくされ、労働者の人員整理縮小などが行なわれているなどの大打撃を受けております。

本町や周辺市町村においても、多くの事業所が大規模なリストラや配置転換、一時帰休などが行なわれております。事業所に勤務する人たちは否応なしに会社に残るためには転居をせざるを得なかったり、また思うように仕事ができないゆえに収入が減り、各種の支払いに窮しているのが実情であります。もっとも厳しいのは、非正規社員やパートを中心とした雇い止めや解雇が実際に行われていることでもあります。この不況のあおりを受けて職を失った人は、みなそれぞれの努力で就職活動に励んでおります。

しかし未だ先のみえない不況感の中、みなが思うような仕事に就けていないのが現状であります。今、彼らは仕事をえり好みしている状況ではないのは十分承知しているにもかかわらず、未だ仕事に就けない人が大勢おります。今は失業保険の給付があり、なんとか生計を維持しているが、その後はどうなるかまったくわからない。失業保険が切れ収入の目途がなくなったらどうしたらいいんだという不安の声を聞きます。まさにこれからの雇用対策が今まで以上にもっと大切になってくるのではないのでしょうか。

今、国では 14 兆円規模の補正予算が可決され、また県においても 6 月補正予算案において、経済雇用対策として緊急雇用創出基金積立事業が造成積み増し、事業実施合わせて約 85 億 8,000 万円余の予算案が提出されております。各自治体もさまざまな補助事業や雇用対策などの資金が活用できるようになると思われまふ。このような対策が出たときに、すぐに対応できるよう各担当課は準備しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、長岡藩の米百俵の精神ではありませんが、使える資金があったから臨時的に雇用してただ配るというだけではなくて、継続雇用が可能な事業を創出するなどに力を入れる考えはないのかお伺いいたします。

また、本町においては、都市部のように職を失ったゆえに住むところもなくなったなどの二重苦、三重苦のような話はあまり聞かれませんが、定住促進住宅の利用状況も合わせ

てお尋ねいたします。

19年度に雇用能力開発機構から取得する際、町当局はどんなに悪く見積もっても4年ないし5年で取得費用は償還できるとの執行部の見解でありました。その後現在まで、予定どおり入居者があり、収入があったのか、今後の利活用の状況も合わせてお尋ねいたします。

二つ目といたしまして、学校教育の問題について2点ほどお尋ねいたします。最近は毎定例会のたびに小学校の耐震化や複式学級の解消の問題、小学校の適正配置に関する質問が各議員から出されます。しかしながら、なかなかかみ合った議論ができていないのが現状であります。私は今回、小学校の統合について、教育委員会としての所見をお伺いするものであります。まちづくり政策室では、小学校の適正配置に関しては、町小学校適正配置検討会議の中で基本理念の策定や今後のスケジュールを検討するということでもあります。私は教育委員会としての独自の考え方や理念があつてしかるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

以前にも申し上げたことがあります。会津美里町の統合した宮川小学校は、統合するにあたっては町教育委員会として全町民の合意形成に積極的に取り組むとともに、町の財政面のことよりも、子供が平等な教育を受けられるよう、また未来を担う子供たちの安心・安全のためにとの考え方を優先して対応してきた、またこのような強い意識があつたからこそ、地域住民、PTAの合意形成ができたものと考えていると申しておりました。私はまさにこの考え方が今必要なのではないのでしょうか。町小学校適正配置検討会議、あるいはこれから行なわれるでありましようPTA関係者、有識者などで行なわれる中で、一から一つ一つ積み上げていって、いい学校をつくるんだというのも一つの手法でしょう。私もこれは大変大事なことだと思ひます。

しかし、教育委員会としてはこうあるべきというような一定の考え方、ビジョンは必要なのではないのでしょうか。教育委員会というのは独立した行政委員会のはずです。独自の考えのもと、実際にはできること、できないことがあるでしょう。その中で検討組織、あるいは町財政当局ともすり合わせをしながら、一つの方向性を出していくというのも一つの方法ではないのでしょうか。私はこのような考えのもと、町教育委員会として小学校統合するにあたっての独自の考え、理念、ビジョンがあるのかお伺いするものであります。

もう一つは、現在の西会津中学校についてお尋ねいたします。ご承知のとおり西会津中学校は統合、開校して8年目になります。私も開校時、PTAの役員として少なからず関わって者として、今の現状があまりにも開校当時の心、みんなの思いとかけ離れているような気がしてなりません。当時すばらしい校舎ができた、これに熱意のある優秀な先生を入れ、五つの中学校から、あるいは小学校から元気のいい西会津の生徒が入り、日本一の中学校をつくろうじゃないかというのが合言葉だったはず。残念ながら、現在はまったく日本一などという言葉は聞かれませんが。開校時の思いは今どういう形で受け継がれているのかお伺いするものであります。

また、主要5教科ばかりではなくて、技術や家庭科、音楽、または部活動などを含め、専門的な技能技術、あるいは資格を持った教職員のバランスのいい配置はできているのかお伺いいたします。

最後に、現在の学力の状況、部活動の状況、PTA、保護者との関係を含め、適正な学校運営はなされているのかをお尋ねいたします。

以上の2点を私の一般質問とさせていただきます。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、学校教育問題についてお答えをいたします。

まず、小学校の適正配置に関する考え方等についてのおたしでございますけれども、ご承知のとおり、小学校適正配置につきましては、少子化に伴い複式学級の増加とそれに伴う学校の小規模化は、学校運営や教育環境にさまざまな影響を及ぼしておりますことから、これからの小学校の理想的な教育環境のあり方について、昨年7月に教育委員会として小学校適正配置の推進を決定し、町当局にお伝えしたところであります。

現時点での小学校適正配置に対する教育委員会としての考え方でございますけれども、次のような小学校が望ましいと考えております。

まず1点目ですが、児童が集団の中で学習することによりまして、多くの友人と交わることによって考え方や価値観の違いを感じるなど、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会性や協調性などを養うためには、1学年2ないし3学級の適正規模の小学校が必要であると考えておりますので、その適正規模の小学校にしたいことというふうに考えております。

2点目は、変化の激しいこれからの社会を生きるために、知育・徳育・体育などのバランスのとれた「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな人間性、健康・体育を身につけられる小学校にしたいというふうに考えております。

3点目ですが、義務教育9年間、小学校1年生から中学校3年になるわけですが、それを見通した教育課程の編成を考慮して、小中連携、または小中一貫教育など、系統的・継続的な教育活動が展開できる小学校としたいということでもあります。

4点目は、将来を見通し、コミュニティースクールとしての機能を持ち、町民にも親しまれる小学校としたいというふうに考えております。

それから5点目は、情報化や国際化など、これからの新しい教育に対応できる小学校としたい。

6点目は、遠距離通学児童が出てくるわけですが、それらについては、発育段階に配慮して、専用のスクールバスを運行したいということでもあります。

これらは大きな項目でありますけれども、このことを基本的な考え方といたしまして、教育委員会としては今後も小学校教育の基本理念などについて、さらに検討してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、中学校教育についてのおたしであります。

まず1点目の西会津中学校開校時の理念はどう受け継がれているかということですが、この件につきましては、本年3月定例会で武藤議員にお答えしたとおりでありますけれども、統合西会津中学校が、平成14年4月に開校し、今年で8年目を迎えたわけです。開校にいたるまでの間、理想的な中学校教育のあり方や教育環境の整備などについて検討し、統合中学校の開校にいたったものであります。

その過程の中で、統合中学校建設の三つの原則と六つの指針が定められ、整備をされたところであります。具体的には、未来型学校と位置付け、教科教室型の運営方式の導入やメ

ディアセンター化、または生涯学習施設としての機能、いわゆるインテリジェントスクールでありますけれども、それから地球環境に優しい、いわゆるエコスクールなどの施設整備や学校運営を目指してきたところでもあります。これら開校の理念が受け継がれ、それが伝統の礎となり今日にいたっているというふうに思っております。

次に2点目の「教職員のバランスのいい配置はできているか」ということのおただしでありますけれども、西会津中学校は、平成14年の開校当時と比較いたしまして、本年度平成21年度は生徒数が78人減少し、学級数も3学級減少しておりますことから、管理職を除く教員数もそれに伴いまして、学級減に伴いまして、6人減少しております。

中学校の指導につきましてはご承知のとおり教科担任制で行なわれており、中学校で学習しなければならない教科は10教科ありますが、授業時数の関係で主要教科、国語、数学、英語、理科などありますけれども、教科は複数の教員が必要になりますことから、美術、技術、家庭などは免許教科の教員以外で対応せざるを得ないことから、他の教科の先生が県の教育委員会の許可を得て指導をしている状況となっております。

次に、3点目の適正な学校運営についてでありますけれども、常に変化する状況に対応し中学校の課題等について評価と検討をしながら運営をしてまいっているところであります。部活動及び保護者や地域の人達との関連であります。部活動につきましては、昨年は6時30分まで行なっていた練習時間を、生徒の発育面への配慮や家庭団らの時間の確保、また家庭学習の時間を確保するために5時15分までと改め、その時間の中で効率的な部活の練習を行なうことといたしました。

また、部活動の指導につきましても、教師の減少に伴いまして、専門的な指導ができる教師がいない部活もありますので、一部、町民のかたがたが学校支援ボランティアとして部活の指導をお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、平成14年に導入されました「ゆとり」学習を掲げた学習指導要領が平成20年度に大幅に改定され「生きる力」の育成として平成21年度から授業時数の増加や道徳教育、体育活動、体験活動の重視など変化してきておりますので、これら国全体の動きに常に対応しながら、今年度から始まる学校支援ボランティアによる「学校支援地域本部事業」など地域との連携を図りながら、西会津中学校独自の教育理念の実現に向けて、適正な学校運営ができるよう指導してまいり所存でありますので了承いただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、雇用対策についてのおただしにお答えいたします。

昨年からの雇用情勢の急激な悪化に対する国の具体的な雇用対策が本年1月に示されたことから、町ではできるだけ多くの失業者の雇用の確保を図るため、「ふるさと雇用再生特別基金事業」14事業、「緊急雇用創出基金事業」8事業、合わせて22事業で事業費合計2,200万円を県に要望し、平成21年度予算に計上するとともにその準備を進めてきたところであります。

その結果、要望しました22事業の内8事業が採択されまして、「ふるさと雇用再生特別基金事業」ではテレワーク就業体制構築事業など2事業で3名、「緊急雇用創出基金事業」

では町道の美化・維持管理や交通安全施設の点検など6事業で13名の合計16名の新たな雇用を創出したところであります。

また、先日県より事業の追加要望がありましたことから、新たに3事業、雇用予定者数6名を要望し、今次の補正予算に計上したところであります。さらに、ご質問にもありましたように、先日、国の補正予算が可決され、6月県議会に85億8千万円余の雇用対策関係補正予算案が提出される予定であり、今まで以上の事業実施が予定されております。

町といたしましては、できるだけ多くの失業者の雇用の確保を図るため、経済振興課を窓口に関係各課等の連絡調整を図りながら、速やかに事業要望ができるよう準備を進めたいと考えております。

次に「有期の臨時雇用だけでなく、継続雇用が可能な事業創出に力を入れる考えはないか」とのおただしであります。雇用対策事業は二つの事業がありまして「緊急雇用創出基金事業」は、次の雇用が決まるまでの就業機会の提供であり、あくまでも一時的なつなぎとしての雇用事業であります。

もう一つの「ふるさと雇用再生特別基金事業」は、地域における継続的な雇用機会の創出が目的で、最大3年までの更新が認められており、最終的には企業が正職員として雇用することが目的の事業であります。

また、正職員として採用した場合、企業には国から一時金が交付されるというメリットもあることから、町といたしましては積極的に事業要望してまいりたいと考えております。

また雇用対策につきましては、失業者対策のほかに現在町内の事業所に雇用されているかたの継続的な雇用の確保も重要でありますことから、商工会・工業会をはじめとした関係団体との連携を図りながら、国・県の制度改正などの情報を一早く企業に提供するなど、町としてできる施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 定住促進住宅についてのご質問にお答えいたします。

おただしは、定住促進住宅の入居の状況についてでありましたが、関連がありますことから、町営住宅「西林東住宅」の状況も含めまして答弁させていただきます。

定住促進住宅及び町営住宅「西林東住宅」は、財団法人雇用能力開発機構より町が買い取りし、平成20年4月1日より入居を開始したところでありまして、町が管理を開始し、これまで1年2カ月が経過いたしました。本年6月1日現在の入居状況を申し上げますと、定住促進住宅は30戸のうち19戸、町営住宅「西林東住宅」は30戸の内25戸、合わせて44戸が入居済みとなっております。町が買い取った時点での入居者数、2棟合わせて15戸に比較し、この間に合計で29戸の増加が図られたところであります。

次に、定住促進住宅の今後の利活用についてであります。定住促進住宅は、町の定住人口の増加を図ることなどを目的に、入居にあたっての所得制限などを設けず、どなたでも入居が可能な住宅として設置しました。また、他町村から転居するかたに対し、敷金相当額並びに転居費用の一部5万円を補助する制度や、子供1人あたり1,500円の月額家賃を軽減する子育て支援補助の二つの支援策を設け、入居促進を図ってきたところでありますが、入居者の所得額に応じて、法律により家賃が決定される町営住宅に比較しますと、家賃が高く設定しておりますことから、入居率が低くなっているのが実態であります。

しかしながら、購入検討時の想定を上回るペースで確実に入居者が増加しているところ
でありますので、当分の間は現行制度のまま動向を見守りたいと考えておりますので、ご理
解をお願いしたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 はじめに教育委員会に再質問、お尋ねしたいと思うんですが、内容は概ねわか
りますが、まず中学校の問題について一つお尋ねします。このバランスのいい教職員の配
置はできているかというような質問の答弁の中で、生徒数が減り、教職員の人数が減って
きて、なかなか専門的な先生がいない、それはやむを得ないことだと思えます。私は心配
しているのは、いわゆる主要5教科、勉強のほうばかりにウエイトを置いて、そのほか
の部分、もっと大切な部分がたくさんあると思うんです。いわゆるナンバーワンにならな
くてもいい、もっと大切なオンリーワンがあるんじゃないかという歌がありましたけれど
も、このオンリーワンが本当に、いわゆる生きる力の中でもものすごく大切な部分だと思
うんです。要はお手伝いをいっぱいしている子は料理とか裁縫とかさせたら、ものすごく上
手にできるかもしれない。勉強はあまりできないけれども、野球させたならばものすご
い球を投げる人がいるかもしれない。あるいは大工仕事させたならば素晴らしい技能を
発揮するような人がいるかもしれない。これボランティアとか何かで対応するのは大変い
ことなんですが、そういう、いわゆるオンリーワンの力をしっかり見出せる、あるいは正
当に評価できるような体制というのは必要だと思うんです。その辺を私は心配している
ところですが、まず1点それをお尋ねしたいと思います。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 お答えいたします。

確かに多賀議員おっしゃるとおり、いわゆる子供たちが持っているいろんな力を十分に
発揮させるというのが中学校の教育の一つだろうと思えます。ただ、教育委員会としま
しては、限られた先生、時間の中で、じゃあ何が一番大事なんだということで考えますと、
やっぱり中学校の子供たちには、やっぱり勉強して力を付けていただくというのが原則だ
ろうというふうに考えております。その前提があって部活、またはいろんな子供たちが持
っている力をどう発揮させるかというのが、その次の時間だろうと思えます。

ただ先生が減って、先ほど申しましたように、美術とか、技術家庭、そういう感性、そ
れから特技の部分についてなかなか専門的な指導者が得られないというのは本当に悲しい
ことでもあります。したがって、それらをどうこれから、いわゆる子供たちがわかるよ
うな指導ができる体制にもっていけるかということで検討していきたいと思えます。その
中で、先ほど申しましたように、学校支援ボランティア等々の専門的なそういう特技を持
っている町民のかたがいらっしゃいますので、そういう人たちにいろいろ教えていただいて、
その子供たちのそういう勉強以外の部分について伸ばしていきたいなというふうに考
えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 学校支援ボランティアの話は概ね理解できました。ただ私は本当に正
当に評価されて、その技能なり技術なりを伸ばしてもらえるように、これからもっと
力を入れていただきたいと思えます。それと、私の質問の中で一つお尋ねしたか
つたんですが、現在の

学力の状況、一番大切なのは勉強のほうが大切で、その部分は補完するような形でやるというようご答弁ですが、その学力検査の結果、今どのくらいのレベルにあるのか、それを一つお伺いしたいと思います。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 中学校の学力についてのおただしにお答えいたします。

教育委員会で学力調査をしていますのは二つございまして、一つは国でやっております全国学力状況調査、これが中学校の3年生。それからあと、教育委員会が小学校1年生から中学校2年生まで、全児童生徒にやっております検査、レベル検査、二つございまして。教育委員会で独自にやっております学力検査につきましては、全国比較はできなんでしょうけれども、いわゆる平均偏差値で比較するわけですが、それにつきましては、中学校の場合ほぼ50%程度、いわゆる平均といいますか、普通の学力を示しております。

それから、文科省の全国学力学習状況調査につきましては、中学校3年の4月に実施します。これは中学校2年の内容を3年の4月に試験するわけですが、これにつきましては、年度によってばらつきがございます。というのは調査する生徒が違いますので仕方ないんですが、平成19年度の場合ですと、いわゆる学力調査ご存知のとおり知識と活用というのがあります。これにつきましては、ほぼ全国県並みの成績が得られました。それから20年度の学力調査の結果でありますけれども、これにつきましては、知識活用とも国県平均を若干下回っている状況であります。21年度はこの4月にしましたが、まだ結果が出ておりませんので、その動向についてはまだわかりませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私もいろんな保護者からちょっと耳にした中では、あまりその教育長の答弁とは違って、あまりなんかランキングとしてはよくないような話を聞いたものですから、その辺をお尋ねしたわけです。今ご答弁の中に、今まで6時半まで部活をしていたのが、5時15分までで5時半に一斉に下校するんだというようなことになっているそうなんです。私個人的な考えとしましては、生徒自身も本当はメリハリのある活動をさせたいんです。といいますのは、中体連までは6時半までしっかり部活をさせて、中体連を終われば今度はスイッチを切り替えて中間試験に向かって、じゃあ勉強しようじゃないかと、そんな形での部活習慣があってもかまわないと思うんですが、通年で5時半に一斉に下校してしまうというのがどうもなかなかメリハリがきかないような、スイッチのオンオフができなくなるような気がしてなりません。

それで、ひとつ学力にもっと力を入れたいんだというようなことであれば、夏休みとか長期の休み以外も、希望者だけでもいい、1時間補習授業をやろうよと、単なる一斉に5時半にみんな帰すんじゃなくて、そういうことも、仮に学力を上げようとするれば、そういうことも希望者を募ってやることも必要なんじゃないかと。あともう一つは、今いったようにメリハリのある学校生活を本当は送らせてやりたいんです。中体連を一生懸命させて、終われば試験に切り替えて、また終われば会津大会とか県大会に切り替えてというような、その人生の中でオンオフができるようになるというのは、ものすごく大切なことだと思うんです。併せて私は後者のほうが賛成なんです。通年で5時半下校ということであれば、

希望者だけでもいい、補習授業を1時間くらいやってみたら学力は上がってくるんじゃないかと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 部活動の時間についてのおただしにお答えをいたします。

中学校の日課表を変更しまして、部活動も5時15分で一斉に終わるとというのは、今年の4月から、去年は試行ということでやってまいりました。なぜそういうふうにしたかということでもありますけれども、一つは学力の向上というのがありますし、家庭の団欒というのがあります。従来ですと一番遅い人で自宅に帰るのが8時、そこからご飯を食べて、とても勉強する時間がないということが、一部の生徒の中でありました。そういうことを解消していくためには、やはりその部活を6時半までやるというのは無理があるだろうということで、部活を早めに切り上げると同時に、その切り上げられた1時間なら1時間、2時間なら2時間の中で、やっぱり密度の濃い練習をしていただいて、技術的にも落ちないようにしていただくということではじめましたので、ご理解いただきたいと思います。

また、学力を上げるというのが我々の、学校の仕事でありますけれども、その中で、いわゆる補習というお話もいただきました。これから検討していきたいと思いますが、ただ平日場合、先生が10人、部活が10ありますので、部活が八つくらいありますので、なかなかその平日の中では先生が補習にまわる人がいないというのが実態であります。ただ、昨年から夏休み期間に先生が学習、授業がありませんので、希望の生徒には先生が午前中なら午前中ですね、そういう期間を1週間程度設けて、いわゆる学力のこれから向上させなきゃならない生徒、またはもっと伸ばしたい生徒というのがありますので、そういう生徒に指導しているということでもありますので、ご了承いただきたいと思います。

また平日の補習につきましても、今ご提案いただきましたので、その辺が可能なのかどうかよく校長と相談してみたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も平日の補習に関しては、申し上げたのは、5時半に一斉に下校させるんじゃないかと、部活は15分までやってもいいんです。そこから例えば1時間でもいい、希望者だけでもやったほうがいいんじゃないかと申し上げたんで、一斉に5時半に下校しなければいけないとなれば、部活とのバランスとか難しい面があるでしょうけれども、そういうご提案です。

それと、今夏場で夕方明るいですが、7時ぐらいまで。5時半に帰った生徒たちが家に帰って家庭学習なり、いろんなことに取り組んでくれればいいんですが、学校からは早く帰れといわれる、家にいっても勉強はなかなかしないと、それで町場の中でたむろするといういい方はおかしいですけれども、そういうことも危惧されるわけです。ですから、その5時半以降の時間の使い方を、なんだか傍からみていると、おっぱなしちまっている気がしてならなかったんで、そういうこともあるんじゃないかというようなことでお尋ねしたわけでありまして。それはいいです。質問を変えます。

小学校の統合に関してのご答弁は、この理念に関してはみんなすべて理解できます。私が申し上げたかったのは、教育委員会がリーダーシップをとって、こういうビジョンのもとにこういうペースで、時間的な割り振りを決めながらやっていかないと、今のまんまで

もいつかはおそらく新しい小学校はできるでしょう。それが中学校みたいに十何年もかけてやるわけにはこれからの時期いかないと思うんです。ですから、教育委員会の強力なリーダーシップとビジョンをもって、ある程度の方針を出しながらやる必要があるんじゃないかというようなことでお尋ねしたわけです。この理念は十分承知しておりますが、そのスピード感がなかなか伴ってこないような気がしてならない。

それで、現在も複式学級なりで学んでいる子供もいるわけです。それを時間的な目途もある程度はつきりさせていかなければならないんじゃないかというようなことで、その宮川小学校の話をしていただきましたけれども、そのスピードをまず伴うようなことは必要んじゃないかということでお尋ねしました。その辺はどうでしょうか。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 小学校の適正配置についてお答えをいたします。

何回も申し上げておりますけれども、教育委員会は確かに独立した行政委員会です。しかし、それだからといっていい放題ということにはならないだろうと私は思っております。したがって、小学校の適正配置につきましても、教育委員会としての方針を決定をし、それを町長部局にお話を申し上げて、これらの財政も含めて検討していただきたいということで今スタートして、この定例会に適正審議会というところまで来たというふうに思っています。

ただ教育の内容につきましては、やっぱりこれは教育委員会の、いわゆる施設じゃなくて教育の内容につきましては、やっぱり専門家である教育委員会が基本的な方針をつくりまして、それらをもって町長部局とすり合わせをするというふうなことは絶対必要だろうと思っておりますので、今後もそういう形で、先ほど申し上げました基本的な考え方にもう少し検討しなければならない部分もありますけれども、その辺を十分に煮詰めまして、適正審議会の中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 教育委員会のご答弁、概ね理解できましたけれども、最後に佐藤教育委員長に教育者としての、委員会の中での見解の相違はないと思いますが、今いった小学校の統合に対するお考え、あと今お話した中学校の問題、教育全般について教育者としてのご所見を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長 教育委員長、佐藤晃君。

○教育委員長 ただいまの多賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

多賀議員からは小学校の適正配置につきましては、小中一貫教育という考え方が前々からお示しいただいております。それからただいまは、中学校の教育につきまして、オンリーワンが育つ指導、教育。それからメリハリのある学校生活。また教育委員会のリーダーシップの発揮、あるいはビジョン等々について大変貴重なお考えをお示しいただきまして、ありがたいと思っておりますのでございます。

それに対しまして、教育長よりご答弁申し上げましたけれども、内容的には教育長の答弁のとおりでございます。教育者としてというご質問でございますけれども、過去には教育者でありましたけれども、現在、行政の委員長という職をおおせつかっておりますので、かなり混ざるとも思いますけれども、一応、考えを述べさせていただきたいと思っております。

適正配置統合における多賀議員さんの小中一環教育、これは私は統合の望ましい姿として教育長が答弁申し上げた中でも、大変重要な部分だというふうに考えております。と申しますのは、国県の教育改革において、中学校教育の問題にも関わってまいりますけれども、教育の原点は家庭にありまして、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら一体になって子供たちを育てていくんだという基本が、国県の教育改革の基本であります。それを踏まえまして、各学校において、学校、地域、家庭が一体になってコンセンサスを得ながら本町の将来を担うかけがえのない子供たちであります、本町の宝であります、このすばらしい子供たちに学力と人間性、社会性を育てていこうという形で学校経営をやっていかなければいけないということが基本的に大事な視点だというふうに思っております。

それから、適正配置の問題でありますけれども、現在、少人数でも与えられた子供、学校において教員は、教育は人なりという言葉がありますが、最大の努力を払ってかけがえのない子供たちを健やかに育てていく責務がございます。そうでありましても限界がございます。国県における教育改革の中では、今の学級編成に関する国の法律、標準法というのがございますが、標準法はずっと1学級は40人ということで変更になっておりません。全国各都道府県の教育委員会から35人なり30人なりという強い要望はあるんですが、国の財政難の事情もありまして、依然としてそこは手付かずの状態、しかし少人数の指導は大事だよということで、それなりの予算を付けて、国にも努力をいただいているところであります。

本県におきましては、平成14年から30人学級をスタートさせました。これは特に学校に適応しやすいように、接続の部分ですね、幼稚園や保育所から小学校1年に入学をする、これは学習環境が大きく変化をする部分でございます。したがって、その小学校1年と2年を30人学級にしましょう。それから、小学校の6年間積み上げまして順調に身に付いた学力、これが中学校に入学しますと残念ながら本県の実態は、ちょっとがくんと下がってしまうんです。これはなぜなのかということで分析をしたところでもありますけれども、中学校の、先ほども話題になっております学習生活がまず教科担任制に大きく変わる。それから、部活が入ってくる、そういうことで小学校での生活と中学校での生活のつなぎの部分で十分できていない。その適応を助けようということで、中学校1年においても30人学級というのを福島県においては実施をしたわけです。これは当時、全国に先駆けて行なったものであります。

この経緯がございまして、本町におきましても、国県の教育改革を踏まえて、それこそ基本条例にもございますけれども、その精神もまったく同じかと思いますが、子供の目線に立って本町に学ぶ子供たちの健やかな成長のためにやっていかなければならないということで、適正配置が現在進んでいるわけです。それこそスピード感をもって進めていかなければいけない現実にあるとは思いますが、それを小中一貫とどういうふうに結びつくかということなんですが、まさに中学校に十分適応できない、それを少しでも改善しなければいけないということを考えれば、小中の連携だとか、一貫だとか、例えばの話ですが、小学校の5年6年の段階で教科担任制を試行的に国語や算数でやってみるとか、そういう連携を強めた教育が必要なかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ちょっと話が長くなって申し訳なかったですが、子供たちは

無限の可能性を持っております。その子供たちに対して本町の将来を担うわけでありますから、最高の条件、環境を整備してあげるのが私ども大人、教育委員会委員の責務でもあると思いますので、今後ともそういう方向で努力をしまいたいと思います。よろしくお願いたします。

○多賀剛　　終わります。

○議長　　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　おはようございます。

4番、荒海清隆でございます。私は今定例会に1点であります、通告をしておりますので町当局の賢明なるご答弁をお願いするものであります。

私の質問はAED自動体外式除細動器についてであります、最近公共施設を中心に設置されるようになりましたが、健康のまちを自認する我が西会津町にとっては、町民の立場に立って設置をしていただきたいと思いながら質問をしております。私は最近このAED、自動体外式除細動器なんです、これを身近なところで使わなければならない事態に直面し、実際には使うことができなかったのであります。緊急救命のための機器が使うことができなかった状況にあったことに大変驚きました。なぜ使うことができなかったのかを検証し、尊い人命を守るためにも町当局の賢明なるご答弁をお願いをし、次の3点についてお伺いするものであります。

1点目は、現在町には何台のAEDが設置されているのでしょうか。公共施設を中心に設置されていると聞いておりますが、お示しをいただきたいと思っております。

2点目ですが、このAED、設置場所は町民に広く周知されているのでしょうか。AED設置施設と書かれたステッカーが貼ってあるところはありますが、どれだけの町民が設置されている施設と、その使用方法を知っているのでしょうか。これもお尋ねします。

3点目の夜間や休日の使用については、いつでもどこでも誰でもが使用できるのでしょうか。私はこの問題を特に強調して申し上げたいと思っております。

冒頭にも申し上げましたが、あっても使うことのできないAEDではないから、この機会に事例をあげて質問させていただきます。奥川地区には小学校と奥川支所にAEDが設置されておりますが、奥川支所の場合、昼間とはかく夜間、あるいは休日には、鍵を近くの民間の人に委託しております。もし突然心肺停止になって人が倒れた場合、そこにAEDがあるということはわかっております、それで鍵を借りてきてAEDがどこにあるのかというようなことを探したわけではありますが、残念ながら見つかりませんでした。そうこうしているうちに救急車が来まして、探すことはやめて現場にいったわけなんです、後日談ではあります、そのAEDは事務室の中にあることを知りまして、大変また驚いたわけでございます。支所の管理は夜間は委託されたかたがしておるわけですが、事務室までは管理はしていないということでもありますので、そのAEDのある事務室には入ることはできなかつたわけであります。

これでは、いついかなるときにおいても、誰も使うことができないのではないのでしょうか。大変高価な機械であると考えておりますが、万が一の盗難等を考えて事務室に置くこととなったのでしょうか、いくら高価であっても人命に代えることはできないと思っております。このことを踏まえて町当局の適切な判断をいただきたいと思っております。

町から離れた遠隔地においては、特にいつでもどこでも誰でも使用できるAED自動体外式除細動器、これを使うことができ、尊い人命が守られることを願って一般質問といたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 4番、荒海議員のご質問にお答えいたします。

AEDの設置に関するご質問であります。はじめに、西会津町内の設置状況でございますが、小中学校や公民館、また奥川支所やさゆり公園等公共施設に町が設置した12台のほか、西会津高校やロータスイン、そして民間事業所等が設置した11台と合わせて全部で23台が設置されております。

次に、設置場所の周知方法についてであります。町が設置した12カ所につきましては、昨年の7月と今年3月にそれぞれ引渡し式を実施し、ケーブルテレビで放映するとともに、町広報紙によりまして、AEDの使い方や町内のすべての設置場所等の特集で掲載したところであります。なお、今後も機会あるごとに町民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

次に、夜間や祝祭日などにいつでも、どこでも誰でも使用できるようになっているのかのご質問であります。AEDは呼吸や脈が停止した人の心電図を自動解析し、電気ショックが必要な場合に音声等の指示により除細動を実施する安全性の高い機器といわれており、平成16年7月1日からは、それまでの医療従事者だけではなく、医療従事者以外の一般のかたも使用可能となりました。

心停止を起こした場合、蘇生の確率は1分経過すると1割低下するといわれておりまして、発症後10分経過するとその回復率は非常に低くなることから、AEDの設置箇所につきましては、容態の急変に速やかに対応できるよう、本町においても、常に多くの人がある施設や、不特定多数のかたが集まる施設に設置しているものであります。

このようなことから緊急の場合、離れた場所からAEDを短時間で持ち出し、その対応をすることは現実的に難しいことから、設置されている場所での使用が基本となります。なお、地域等で大勢のかたが集まる大会や行事がある場合などにつきましては、その場所に持ち出すことは可能でありますのでご理解願います。

なお奥川支所の件がご質問にありましたけれども、夜間休日につきましては、その施設のそのものの管理から考えなければなりません。AEDの持ち出しだけで24時間体制を取ることは困難であります。しかし、今議員おただしありましたように、奥川支所の場合、鍵を民間のかたに委託して開けるようになっております。もし差し支えなければ、私も今事務室も鍵がかかっているという話でございますので、その辺は今後置き場所を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、奥川支所のみならず、新郷地区あたりもそうかと思いますが、やはりいつでも鍵を使うことができるようにして、できるだけ町民の目線に立った施策をしていただければいいんじゃないかというふうに思っておりますので、これは町民の生命に関わることでございますので、早急に対処していただきたい、こんなふうに思っております。

それと、もしこれからお金もかかることではありますが、できれば地区ごとに1台とか、そういうことも考えていかなければならないんじゃないか、奥川に救急車が来るまで20分以上、25分から30分かかるときもあると思います。その間、先ほどいわれたように心肺停止になっての命の割合は大変少ないようですが、できるだけ早くやってあげたい。それが、その例えばそこに心肺停止した人の家族なりの願いではないかなと思います。

ただ、このAEDが先ほど課長さんがいわれたように、万能かというところではなくて、やっぱり心肺蘇生法と一緒に組み合わせなければならぬというようなことも最近知ったわけではありますが、その辺のことも踏まえて、今後そういう講習等をやっていただければよりAEDの使用がやりやすくなるのではないかと、こんなふうに考えております。

どうぞ、町当局におかれては、この点を踏まえましてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○議長 答弁を求めていますか。

○荒海清隆 求めていません。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。

3番議員、青木照夫でございます。今次の定例議会におきましては、行政情報の公開と共有の問題、この1項目に限定して質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。まちづくり基本条例が施行されてから早いもので1年2ヶ月を経過いたしました。この基本条例には五つのキーワードが示されております。

一つ、主役は町民であること。一つ、町民参加の行政であること。一つ、行政情報の共有化が必要であること。一つ、住民、議会、行政、3者の協働体制の確立が必要であること。そして最後に、男女共同参画の推進が必要であること。以上、五つのキーワードをもとに新しいまちづくりが推進されなければならないことが明記されております。

行政情報の積極的かつ詳細な内容の公開が必要であり、その情報の共有と住民の合意がなければ、新しいまちづくりを協働で進めることは不可能でありましょう。憲法で示され保障されている地方自治の本旨というのは、地方自治の本来の目的を推進するためには、住民自治と団体自治の二つが必要であると理解されております。これをより具体的にいえば、住民が自己責任のもとで自主的に行政に関わることを要請する住民自治と、地方の行政義務は住民にもっとも近い地方政府である地方自治体、この場合は役場を指していますが、より身近な役場で行なうべき行政事務を自主的に団体の事務として行なう、この二つが必要条件として要請されているわけであります。この住民自治と団体自治が車の両輪として機能し、はじめて地方分権が推進されるのであり、我が町のまちづくり基本条例もこの基本的な考えに基づいているわけであります。

今後のまちづくりに必要不可欠な情報の開示、公開に基づく行政情報の共有、共有にもとづく協働体制の確立という一連の流れの中で、もっとも基本的かつ重要な情報の共有化を中心に、次のいくつかの点についてお伺いするものであります。

質問要旨1。昨年9月に平成20年度予算説明書として、今年の予算と主な事業という小冊子が町内の全家庭に配布されました。予算の内容を網羅したものではなく、費用項目に限定したものではありませんが、当町としてははじめての試みであり、その説明の内容

のわかりやすい点で高く評価するものであります。予算資料の配布から1年以上経ちますが、この間に住民からの反応はどのようなものがありましたか、そして、反応の内容をお示しいただくとともに、どのように評価されておりますか。

質問要旨2。あれも、これも予算から、あれか、これか予算への転換は財源が限られ、むしろ減少傾向にある今日、避けて通れない予算の調整であり、その執行であります。改めていうまでもなく、あれか、これか予算というのは、言葉を変えていえば、町全体の立場や住民福祉の最大公約数を実現させるための予算編成であり、その執行であります。したがって、全体の利益に対して重要度の高いものから予算配分が行なわれるということです。財源が豊富であるならば住民の要望をすべて満たす予算編成も可能でしょうが、限られた予算を合目的に配分するとなれば、あれも、これも予算の編成はどう考えても不可能であります。

従来、住民の要望をできるだけ実現しようとした結果が、総じてばら撒き予算となり、あれも、これも予算になってしまったという結果を生んだといえましょう。

住民自治を進めるということは、ときには地区住民の要望であっても、すぐには実現できないこともあります。自助努力の必要性もあります。町全体の利益を考えた予算編成とその執行を住民に理解してもらうことが必要になります。ここに団体自治の必要性和指導性が求められると考えるのであります。

最小の費用で最大の行政効果をあげることが、行政運営に求められるのであり、このことは地方自治法にも明記されていることであり、継続的な行政評価が必要になります。情報の開示、公開がなされても、その内容が住民に理解され、納得がなければ共有したことはなりません。何よりも大切なのは住民のコンセンサスを得ることなのです。そのためには、行政と住民とのフェイストゥフェイスの対話、俗にいう顔つき合わせた対話が継続的に行なわれる必要であります。住民の意見、要望を聴取するとともに、行政の考えを理解してもらうことが必要であります。これが情報の共有化であり、共有された行政情報によって、ともに働くことが可能になり、基本条例にいう協働が可能になると確信するからであります。

このような情報の共有化に努力を重ね、成果につなげている自治体がいくつかあります。ここでは予算編成に限定して情報の共有化の重要性を示しましたが、当町で計画している情報の公開、共有化、協働化についての具体的な方針などをお示しください。

質問要旨3。引き続き平成21年度の予算説明書が配布されることになるとは思いますが、いつごろになる予定でしょうか。昨年度の説明書の町長のあいさつで、新たな試みであり、今後不備な点を改善するとありました。予算・決算の結果を理解するために、町民の意見として、一つ、年度ごとの予算額の変動を時系列にまとめた一覧表を添付してほしい。一つ、予算額の変動、廃止、新設、その理由を明記し、わかるように編集してほしい。一つ、小冊子に住民からの質問、意見、要望などの自由記入欄を設ける必要はないか。一つ、それらに示された住民の生の声を公開し、ブログなどで意見交換の場をつくってはどうかというものがありました。

以上、3点に絞り質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 3番、青木照夫議員のご質問にお答えいたします。

議員もおただしのように、分権時代における地方自治を推進していくためには、情報の公開と共有は非常に重要なことであり、町といたしましても「情報の共有」は、まちづくり基本条例の五つの基本原則にも位置付けられていることから、町民の皆さんが積極的に「まちづくり」へ参加していただくうえで、分かりやすい情報の提供と共有は不可決であると認識しているところであります。

おただしのありました、「予算説明資料」であります。これは、合併をしない新しいまちづくりに向けた職員の意識改革を進める中で、「予算は、町民生活に密接に関わりがあるにもかかわらず、広報紙やケーブルテレビでのお知らせだけで十分だろうか」あるいは「町民の皆さんがまちづくりに参加・参画していただくためにも、予算や財政に関する情報をもっと積極的に、分かり易くお知らせするべきではないか」との提案があったところであります。

これらの考えをもとに、町からの積極的な情報の提供と共有を図ることを目的として、町民の皆さんに予算や財政の状況を分かりやすく、より深く理解していただくことと、予算を身近なものとしていただくために、昨年度から「予算説明資料」を作成し、各家庭にお配りしたところであります。

発行してからの反応であります。昨年度ははじめての試みであり、レイアウトや印刷・製本に日数を要したことから、発行の遅れに対する指摘はありましたが、一般的には「事業内容がわかって良かった」、「こんなに多くの事業があることをはじめて知ることができた」などと、概ね好評をいただいたところであります。

次に、「予算の執行のためには、資料の配布にとどまらず、住民の意見を聞くことが必要ではないか」とのご質問であります。先ほども申し上げましたように、町民の皆さんが積極的に「まちづくり」へ参加していただくためには、分かりやすい情報の提供と共有は非常に重要なことであるとともに、町民の皆さんの声が届く、町民参加のシステムが必要です。

町の予算は、まちづくりを進める上での設計図となるものであります。そのようなことで、その基となるしっかりとした計画が必要でございます。現在、町では町の最も基本となる計画であります、また各種計画の最上位となる「総合計画」の策定作業を進めております。

この計画の策定にあたりましては、議員もご承知のとおり、町民参加による検討システムとして、「総合計画検討会議」を組織して、町民の皆さんの意見が十分に反映していただけるよう取り組んでいるところであります。さらに、今後は計画の概要ができ上がった段階で、町民懇談会や意見公募による町民参加の手法を積極的に取り入れながら、計画づくりを進めていくことにしておりますので、これらをとおして町民の皆さんの声を、予算づくりとその執行に反映していきたいと考えております。

次に、「本年度の予算説明資料の配布時期」についてであります。説明資料の原稿については、ほぼ完成したことから、今後印刷・製本等の作業を行ない、今月末までには発行をしていきたいと考えております。

また、「予算額の変動や廃止・新設などの時系列資料を添付してはどうか」とのご意見で

ありますが、この資料の目的は、今年行なう事業とその財源について分かり易くお知らせすることであることから、数字が多くなりますと、町民の皆さんにはかえって分かりにくくなることも考えられますので、現時点でそのようなことは考えておりません。

最後に、「予算に対する質問や意見、要望を受け付ける場所を設けてはどうか」とのご質問であります。町といたしましては、予算関係に限らず、どのようなことでも、常に質問、意見、要望などを受け付けておりますので、改めて場所を設ける考えはございませんが、もしそのようなことがあれば、本庁だけでなく、新郷連絡所や奥川支所、あるいは電子メール等によりまして受け付けておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私のいうところの要点はだいたい理解するところでございますが、私が冒頭に質問で述べましたのは、課長もお話していますが、やはり情報の共有ということがなければ町民の皆さんが参加できません。またその小冊子の中でも、町長のあいさつの中でもそれは大事であります、情報を公開しますということでもあります。この答弁の中には、その情報の公開、あるいは場所、公民館、図書館、あるいは役場、一般のかたがその予算書を見たい、どうなっているのかということで、今の段階ではどこにもみられるところが、みる資料がないという声があります。

その点について本当に町民の皆さんが参画していただくためには、その点を本当に町民の皆さんに公開していただくということをきちんと明記していただけるかどうか質問いたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 予算書の閲覧と申しますか、みたいときにどうしたらいいかということでございますけれども、まず予算書につきましては、現在、西会津中学校にあります町民図書館のところに備え付けをしております。そこにいっていただければ、その年の、その前の年もございますけれども、予算書はございます。そこに行っていいただければ、その年のその前の年もございますけれども、予算書はございますのでご覧いただけると思っております。

そのほかでございまして、もちろん役場のほうに来ていただく、あるいは新郷連絡所、奥川支所においでいただいて、予算書を見せてほしいということであれば、我々としては、どんどん提供しておりますので、そういうことは遠慮なしに申し出ていただきたいというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 予算編成の中のいろんな、あれも、これも予算から、あれか、これか予算ということの中には主語がないわけですね。誰が、これがじゃ編成、一番のはじめには、キーワードの中には、町民の皆さんが主役ですよ。町民の皆さんが主役になるのはどういう形で参加されることができるのか、基本条例の中には町民の皆さんが主役ですよということを常に言葉を聞かれます。今、そういう中で本当に町民の皆さんの声が、はたして汲み取られるかということが、あちらこちらで基本条例が策定されてから、どうなるのかということ聞かれることもあります。その町民が主役だということの説明を聞かせていた

だきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 新しいまちづくりを進める上で、議員おただしのように新しいまちづくりは町民の皆さんが主役でございます。もちろん予算編成を行なう際にも、町民の皆さんの目線に立って、一つ一つ事業を精査しながら予算を組んでいるところでございます。

それで、先ほども申し上げましたように、予算編成に町民の皆さんが一つ一つ参加していただくということは、現実的になかなか難しいのかなというふうに思います。そういうことで、先ほども申し上げましたように、今、町のもっとも最上位となる総合計画を策定しているところでございます。ここに町民の皆さん、公募の皆さんから各種区分から選出された町民の皆さん、多くのかたに参加をしていただきまして、より多くの町民の皆さんの意見をこの計画に反映していくということで、今、進めているところでございます。

それで、予算はこの総合計画に基づいて事業を進めていくための金額を付けて、事業化していくわけでありますので、今この総合計画の策定の中で、町民の皆さんの目線、町民の皆さんの考え、こういったものをできるだけ多く組み込んでいきたいという作業をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁にもありましたが、もちろん町民のかたには予算編成に対しては入ることの難しさがあります。もちろん町政編成執行権は町長にあります。その中で、今町民の皆さんが、じゃあ自分たちがどんなことで参画して反映されるのか、自分たちが一緒になってまちづくりができるのかということが、いろんな形で報道されておりますが、先ほどの質問の中にも、ある自治体では実践しておりますと、いうことがありましたが、私がこの質問書、8日に締め切らせて出させていただいたその2日後に、会津版に伊達市のふれあい懇談会というものが載っております。これは、町民参加ということの意味合いで、市長、それから町の幹部さん、これは5時以降に22地区をまわって、今現在町の状態はこうです、ああですと話し合い、地区ごとのテーマで住みよいまちづくりとか、地域振興策とか、子育てなどとか、そういうテーマで話し合ったそうです。

そんな中で、結果としては、今町はそういうことなんだと、自分たちの町の考えもわかったと、自分たちの考えもこうであったということの話し合いがまとまり、結果的にはいろんな予算の編成、例えば道路をつくる問題に対して住民みずから約8ヶ所の道路を、住民がみずから参加してつくり、予算の半分以下でつくったという情報が載っております。そのほかにも千葉県の八潮市、これは幹部さんではなくて、一般の町職員のかたが地域住民に出向いて、町の現情勢を話し合い、市民と懇談されたそうでもあります。

私たちにいえば、町民が主役であるという気持ちと皆さんと一緒にやっぱり話し合い、出向かい、顔と顔を付き合わせるという中で、町長の考えはこうだ、役場の職員の考えはこうだと、我々の考えは今こうなんだと、そういう機会をこれから設けてやっていくことが必要であります。その点のお考えを伺いたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まちづくり基本条例の中には、町民の皆さんが町政に参加していただくための仕組みということで、第8章に5項目ほどございます。一つは町民参加による検討

組織の設置ということで、現在総合計画検討会議ということで、これも実現しながら進めております。

それから、審議会等委員の公募ということで、これも審議会委員会等について、できるだけ町民の皆さんの意見を出していただきたいということで、これも公募する、公募が適さない場合はできませんけれども、原則は公募をして、いろんな町民の皆さんの意見をいただくと。このほかに町民懇談会、それから意見公募、最終的には住民投票という手法もございますけれども、現在、町では最初に申しあげましたこの四つを基本として、今、町民の皆さんの意見を聞く機会を設けてございます。これらを通して、町民の皆さんとの対話というのは非常に大事なものでございます。そういうことで、町として情報の公開・共有という部分と町民の皆さんからの意見をいただくと、こういった作業は今後もしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 これから今後、進めていくということの答えが、響くものがあります。自治という言葉の字句であります、大変生意気なことをいわせていただきますが、2000年からは地方分権一括法となりました。今までは自治でも、みずから治まっていた自治、すべて首長、議員、あるいは国会議員がいればみんな治めていただけるんだという解釈が強かったらと思います。これからは同じ自治でも、みずから治めなければいけない、みずから治める自治であるといわれております。でありますので、住民もみずから積極的に責任をもって行政に参加する。我々も、議員もそうであります。行政のみなさんも、やはりそういう立場でみずから治めるという覚悟があれば、合併しない町としてすばらしい町が形成されるのではないかと思います。

これは町長にお尋ねしますが、懇談会ということではありますが、二元代表制でありますので、我々は議員としての努力があります。月に一遍、町民の皆さん町長室に来てくださいと。話し合いましょうというような条例をつくってもいいんじゃないかなと思っております。そういう身近な町長の顔、町長の考え、月一遍ぐらいはそういうものがあってもいいのではないかなと思っておりますが、町長いかがですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 青木議員のご質問でありますけれども、まさに民主主義の根幹的な考えかた、今いろいろ述べられました。その中で、1ヶ月に1回というお話ですけれども、その具体的な内容は別にして、そういう方向でしっかりやっていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○青木照夫 以上で終わります。

○議長 暫時休議いたします。(11時37分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、一般質問を行ないます。

まず最初に、山口博續町長の町政執行の結果についてを伺います。前段といたしまして、この7月行なわれる町長選挙は、24年ぶりで町民の皆さんが非常に関心を持ちまして、その行方に注目しております。私もその一人であって、特定の候補者の支援ではございま

せん。まず質問の1としましては、町長（首長）の権限は執行権、人事権、裁量権にいたるまでの権限を有しているのでありまして、地方自治体としましては、すなわち西会津町におきましては、最高の権限、権力者であるのはいうまでもありません。したがって、山口博續町長は、町のトップとして町の行政に6期24年、長期間にわたり町政執行を行使してきたわけで、その結果、どのような潤い、いわゆる豊かさを町民生活にもたらしえてきたかと、またその24年の間、失策と思われたのはどのようなことであるかを感じておられるかを伺います。

質問の2といたしまして、過疎問題と対策についてを伺います。少子高齢化は全国的に進んでいるといわれているが、特に西会津町は高齢化が進み、若い人が少ない現状であります。この原因は今さらいうまでもなく、町行政が真剣に取り組まなかったことも要因の一つだといわざるを得ません。西会津町約90集落といわれるが、どこの集落にいても若者と子供が少なく、元気がありません。

今、100年に1度の不況だといわれるが、それよりも深刻な現象で、近い将来山村の少数部落は消滅する恐れが出てまいりました。この実態を把握しているのかどうか、またその対策については取り組んでこられたのか伺います。何百年も続いた家系が途切れるのがみえている。今後30年や50年経っても、もとの西会津町は再生されないと思います。嫁対策はされたのかを併せて伺います。

質問の3としましては、まちづくりについて伺います。山口町長は7期目の町長選挙出馬の公約として、町民主役のまちづくりを掲げておりますが、何の権限も持たない町民がどのようにしてまちづくりに参加できるのか、具体的に説明してください。また、町民がまちづくりに加わって、どのような効力を発揮できるのか、例をあげてわかりやすく説明してください。今まですべてにおいて問いかけても、すべてにおいて発想と次元は人によって違うといってきた山口町長が、今さらになって町民との協働のまちづくりといい出すことは理解できません。長期間にわたっての町政の失敗を、今になって町民に擦り付けるような施策にすぎないと思われませんが、その心境の変化についても説明してください。

以上の3点を質問いたします。

○議長 反問権を行使します。

町長、山口博續君。

○町長 それでは、11番、長谷川徳喜議員のご質問にお答えをしたいと思います。①の町民主役のまちづくりを掲げているが、何の権限も持たない町民が、どのようにしてまちづくりに参加できるのかということがあります。何の権限も持たないということについて、これはまったく憲法上、私は誤っていると思いますので、この見解をお聞きしたいと思います。

それから、②で少子化が進んでいるということで、少子化対策、何もやっていないというおたがしでありますけれども、いわゆる合計特殊出生率とか、そういう問題について見解をお聞きしてからお答えしたいとこのように思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、町長の反問権、いわゆる町長からの質問を受けたわけでございますが、まちづくりに町民が何の権限もないと、そういうのはどういうことかと申されました。要

は一言でいえば、まちづくりというのはその地方自治体の、いわゆる意義をご存知じゃないと思うんですよ。いわゆる自治体は、その前に国家公務員は国民の奉仕者であるように、地方公共団体におきましては、地方公務員がその町民生活を援助すると申しますか、そういうふうにしなさいということで、財源不足があれば、地方交付税といたしまして、各市町村にこうこうこれだけ財源ないところに補足してあげますから、その地方自治体の、町民の生活安定向上を図るために、町長はじめ職員でしっかりと見守ってくださいと、こういうのがやはり一つの法則というか、法律というか、そういうふうに定まっているんですよ。

したがって、町民が何の報酬もない、そして権限もない、職権もない町民がなぜまちづくりに参加できるんですか。それはちょっと筋違いですよ。

それともう一つは、嫁問題で、何も嫁対策はしてこないでといったが、子供の出生率、県下で何番目とかそういうことは、以前にもいっておられたことは記憶しておりますが、いいですか、私のいわんとするのは、あなたとまったく食い違うんですよ。嫁対策してきましたか、柳沢大臣だっけ、前の。女は子を産む機械だといって大臣を免職と申しますか、辞めましたね。あれと同じですよ、原理は。あなたは県下で出生率が1番だとか2番だとはいっても、一組の夫婦が10人も30人も子を産めるわけがない、したがって、その前段階として、嫁さんいないんですよ、今どこの家にいっても、その嫁対策に対して何やってきたの。私は前からいってきたでしょう、西会津の将来を考えた場合には、嫁対策はかせないよと。したがって、町行政としましても、例えば、嫁対策推進係でもいいよね、そういうものをつくって検討してはいかがかと、そうしたことをやりましたよ。記録に残っているからみてみなさい。そもとまだまだ、高校を終わって都会に就職をした、そういう娘さんが30代、40代にもなって未婚者がいるわけですよ、そういうことをやりなさいと私いったんでしょ。全然その申し入れたことに耳を貸さないでしょう。そういうのが原因して今の嫁不足、過疎化になったんですよ。あなたのいう出生率が県で1番だ2番だ、そんなのはもう通用しない。一組の夫婦が先ほど私がいったとおり、30人も40人も子を産めるわけがない、その嫁対策しましたか、あなた。そういうことで質問しているんですよ。よく考えなさい。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 今、町民には何の権限もないとおっしゃいましたけれども、これはまったく誤りだと私は思います。町民には、日本国民として憲法上与えられた権限がいろいろあって、これは犯しがたいものだと私は思っております。そういう中で、町民が主役だということを新しいまちづくり基本条例でもいっておるわけでありますから、それはそういう権限がないなんていう前提ではお話できないと私は思います。

それから、特殊出生率、あまりいうなという話ですけれども、1.69 現在、今までは 2.09 人、一人の女性が一生の間に生む子供の数というのが 2.09 だったわけですが、現在ちょっと下がって 1.69 になっております。それから、子育て支援については、やっとこの前も皆さんにご承認をいただきましたけれども、小学校中学校ばかりではなくて、中学校まで無料化しているわけでありますし、子育て支援もしっかりやっているということでありますので、ご理解できないでしょうけれども、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　だから、これ平行線をいったってしょうがないの。私は子育て支援をやっ
ては悪いとは申ししておりません。その前の段階としまして、私は嫁対策もしないで子育て
支援と、さっきいったでしょう。一組の夫婦が10人、20人子を生めますか。その前に嫁
さん、今どこのうちにいったって、集落にいつてみなさいよ。あてのない嫁さんを待って、
家を守らなければならないという若い者いっぱいいるでしょう。そういう人にあなた何や
りました。だから現に西会津にいないで、出て行った女性の中でも、さっきいった30代、
40代になっても、適齢期になっても結婚しない人がいっぱいいますよ、そういう人をリス
トアップして、町行政として、そしてそういうかたがたに西会津の現況を訴えて、一人で
も二人でも、帰ってもらって結婚してもらおうというような、これは一例ですけれども、そ
ういう施策をしたらいかがかと私はいったんですよ、その物の考えと発想は人によって違
うなんて、私のいうところは一言もぜんぜん聞かなかったんでしょ。俺は政治家だ、太
いパイプと人脈がある、その人脈と太いパイプで今の西会津の現状をみなさいよ。どこへ
いったって年寄りばかり、嫁もない、嫁ってあなた、あなたみたいに大学は出ていな
い、大学院は出ていないけれども、嫁って女へんに家と書くんですよ。どこの家にいった
って女がない、嫁がない。それを棚に上げて、出生率が1.6倍だの、そういうのはち
ょっと筋違いじゃないですか、私はそういう質問じゃなくて、嫁対策をしなかったからこ
ういう結果になったんだと、それはあなたの失策ですよ。そういう意味でいっているんで
すよ。いかがですか。

○議長　長谷川議員に申し上げます。反問権も時間のうちに入っておりますので。

町長、山口博續君。

○町長　いわゆる前提条件ですね、議会の議論の場とこういいます。前提条件を、間違っ
た前提条件を飲めば、議論は負けだとかいわれているんですね。そういうことでありま
すけれども、議長からの指示でありますので、答弁書を読ませていただきます。

はじめに、町政執行の結果についてであります。去る3月の議会定例会にも、まったく
同じご質問をいただきましたけれども、再度、ご答弁を申し上げたいと、こんなふう
に思います。

私は、昭和60年に町長に就任して以来、「対話と思いやりの行政」「住民総参加のまち
づくり」「ふるさと愛」を町政の基調として、住民福祉の向上と21世紀におけるさらなる
町政発展に向け、各種事務事業の推進に対し、積極的に取り組んできたところであります。

一例を申し上げますと、全国に先駆けて取り組みました、保健・医療・福祉の連携を強
化した「トータルケアのまちづくり」におきましては、介護老人保健施設や特別養護老人
ホームの設置をはじめとし、老人デイサービスセンター等の整備などにより、施設福祉と
在宅福祉の充実に努めてまいりました。

また、保健・医療面においては、食生活改善推進員の養成や、在宅健康管理システムの
導入、健康寿命延伸事業なども展開してまいりました。

その結果、町民の皆さんが健康づくりへ真剣に取り組んでいただいたことにより、脳血
管疾患の死亡率が改善されたことをはじめ、糖尿病や動脈硬化、肺がんなど生活習慣病の
予防に大きな効果が上がっているところであります。

具体的には、医療費が抑制されたことにより、国保税が大幅に軽減できたことや、平均

寿命については、昭和 60 年当時、県内 90 の市町村中、男性が 88 位、後ろから 3 番目ですけれども、女性が 69 位、後ろから 21 番目です、と下位であったものが、平成 17 年には男性が 26 位、女性が 29 位と改善し、元気な老人が増えてきたことから、人口 10 万人当りの百歳以上の高齢者の割合であります百寿率につきましても、170.94 人と全国平均 28.39 人の 6 倍以上となるなど、「健康のまちづくり」の成果が顕著に出ているところであります。

次に、トータルケアから派生しました「健康な土づくりによるミネラル栽培」は、通年栽培を目指した耐雪型パイプハウスの整備や、首都圏など新たな販売先の開拓により、作付面積・販売金額とも、年々増加しているところであります。本町の基幹産業であります農業振興の柱として、今後とも地域経済の活性化や農業所得の向上に大きく寄与していくものと確信しております。

また、同じくトータルケアから派生しました「ICTのまちづくり」におきましては、完全双方向性のケーブルテレビを整備したことにより、情報通信における条件不利地域が解消され、地上波デジタル放送にも、いち早く対応できたところであります。さらに、光ケーブルの高度利用と地域経済の活性化を図るため、テレワークセンターを設置するなど、起業家の育成と新たな雇用創出への支援も行っているところであります。

これら、先進的な事例として全国から高く評価されている「トータルケアのまちづくり」と「ミネラル栽培」、これを後方から支える「ICTのまちづくり」により、住民福祉の向上と町政発展の土台づくりは、着実に進んできたものと確信しているところであります。

次に「まちづくり」についてのご質問にお答えをいたします。

質問にお答えする前に、前提となる点について、まず、ご理解をいただきたいと思います。

議員もご承知のこととは思いますが、本町は、平成 16 年 9 月の議会定例会におきまして「西会津町自立宣言」をご議決いただきました。それからのまちづくりにつきましては、自立宣言の趣旨に基づき、町民・議会・行政の三者による協働のまちづくりを進めるため、町の憲法となるような「西会津町まちづくり基本条例」を制定することとし、前の三重県知事であり、現在は、早稲田大学大学院の北川正恭教授のご指導のもと、町民・議会・行政の 50 人からなる「西会津町まちづくり委員会」を組織し、2 年 4 カ月の討議を行い、骨子から成案まで町民自らの手でつくられたものであります。「西会津町まちづくり基本条例」は、平成 20 年 4 月 1 日に施行され、1 年余りが経過したところであります。

私は、西会津町の憲法となるような「まちづくり基本条例」を、町民の皆さんとともに遵守し、そして積極的に擁護していかなければならないと考えております。

まちづくり基本条例には、町民の皆さんをまちづくりの主役と位置付け、積極的に参加をしていただけるよう、その仕組みづくりが規定されております。私は、このまちづくり基本条例に基づきながら、住民自治の模範となるような「日本一のまちづくり」を進めて行く考えであります。

それでは、ご質問にお答えいたします。まず、1 点目の「町民主役のまちづくり」につきましては、先ほども申し上げましたように、まちづくりの基本原則であり、「まちづくり基本条例」の第 4 条にしっかりと規定されております。

次に、まちづくりへの町民参加につきましても、同じく第5条に規定されております。

さらに、町民参加の仕組みにつきましては、第22条に「町民参加による検討組織の設置」、第23条に「審議会等委員の公募」、第24条に「町民懇談会の開催」、第25条に「意見公募」、第26条に「住民投票」と、明確に規定されているところでありますのでご理解いただきたいと思っております。

次に「町民がまちづくりに加わってどのような効力を発揮できるのか」とのご質問であります。まちづくりの主役は、あくまでも町民の皆さんであります。町民の皆さんが積極的にまちづくりへ参加することで、真の住民自治は実現されるものであると確信しております。

現在、新しいまちづくりに向け総合計画の策定作業を進めておりますが、「総合計画検討会議」は、町民の皆さんが構成員となっており、そこでご意見をいただきながら計画を策定することとしております。また、今後は、「町民懇談会」や「意見公募」なども行い、さらに意見をいただく考えであります。

より良いまちづくりは、町民の皆さんが参加していただくことで、実現していくものと確信しており、今後も、まちづくり基本条例に基づき、その理念であります町民・議会・行政が一体となった協働によるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問のうち、過疎問題と対策についての質問にお答えいたします。このことにつきましては、同様のご質問を何度かいただいておまして、お答えしてきたところでございますが、再度、答弁を申し上げたいと思っております。

町では、人口減少による「過疎」という社会問題に対処するため、早くから若者の定住対策と少子化対策を町の重要課題に位置付け、真摯にそして積極的に各種の施策を進めてまいりました。若者の定住対策としましては、就業機会を確保するため工業団地を造成・分譲するとともに、社会福祉施設や温泉健康保養施設、さらには道の駅「よりっせ」などの施設整備を行ってまいりました。また、定住に向けた住環境の整備といたしましては、住宅団地の造成分譲や定住促進住宅を整備し、さらに幹線町道や下水道の整備も進めてきたところです。そのほか、都市との情報通信格差の是正を早期に図るため、ケーブルテレビ網の整備を行い、現在ではデジタルテレビの放送だけでなくインターネット事業やIP電話も導入し、都市部と格差のない生活環境を創出するなど、若者の定住対策について積極的に対応してきたところであります。

一方、少子化対策につきましては、積極的に「子育てを支援する」施策を展開してまいりました。まず、安心して出産してもらうため、すべての妊婦を対象とした検診の無料化を実施するとともに、第3子以降の出産祝金を50万円に拡充し、保育料については全国基準より低い額となるよう大幅に軽減をしております。さらには乳児保育や延長保育の充実、また本年度からは、中学校卒業時までの医療費も無料とするなど、本町独自の、あるいは他の市町村に先駆けた施策により、子供を安心して生み育てられる環境づくりを積極的に推進してまいりました。

その結果、全国的に少子化が進む中、本町の合計特殊出生率は、先ほど町長が申し上げましたように全国が 1.31 人、県が 1.52 人に対しまして 1.69 人と高い数字で推移しているところでございます。

次に、「集落の実態把握とその対策は」とのご質問であります。集落の実態把握につきましては、基本的には各集落の自治区長さんを通じて情報を収集しておりますが、それだけにとどまらず、さまざまな機会を捉えながら情報を把握しているところであります。

集落対策につきましては、町では、これまでも過疎対策や少子高齢化対策、さらにはコミュニティ活動の充実にも力を入れ、数々の施策を推進してまいりました。また、「中山間地域直接支払制度」を活用し、集落協定による農地の維持保全を進めるとともに、共同作業等を通じ相互扶助精神の助長に努めてきたところであります。さらに平成 19 年度からは、「農地・水・環境保全向上対策」を積極的に活用し、まさに協働によるまちづくりによる集落機能の維持保全を進めてまいりました。

今後とも集落対策については、町の最重要課題と位置付け、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向け対策を推進していく考えであります。

最後に、「結婚対策」についてであります。これは基本的には、プライベートな問題でありまして、行政が直接関与するものではないと、まず認識をしております。しかしながら、男女が出会い、ふれあう機会を提供するなど、側面からの支援をしていくことは大事なことでありますので、これまで町は、町内の独身者を対象に出会いの場としてのイベントなどを開催し、結婚まで結びつけるなどの実績をあげてきたところでございます。

しかし、何と申しましても結婚対策を含めた後継者対策は、就業機会の確保や住環境の整備による「若者の定住対策」、子育て支援による「少子化対策」により若者が生活しやすい環境を整えることが重要であることから、町といたしましては、今後も、これらの対策を積極的に進めていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 最初の町長の、いわゆる日本一のまちづくりとか、そのためには三重県知事であった北川先生をお呼びして講演をしてもらって、そしてその対策をやっていると、こういう話でありましたが、要は、私はそれぜんぜんだめだとは申しませんよ。がしかし、北川先生だって、私は直接講演を聴いたわけではないけれども、あの人が三重県の知事になったときには、3分の2くらいは庁舎内にいて、庁舎内の指導にあたって、こういうことをおっしゃっていたと思うんですよ。山口町長は私のみている限りでは、1 週間の月曜日、課長会議という日にはいるようですけども、あとは公務出張といいまして、私どもにはそれどこにどうなっているかわからない、その話を聞くと、全国のいわゆるケーブルテレビの会長をしているとか、そして最近になっては、福島県の 40 何町村の副会長をやっているんだとか、そう申されておりますが、私の質問の要旨は、24 年 6 期、山口町長が町の行政のトップというか指導者として、町民にどういう潤いを与えたのかということについての質問なんで、先ほどいわれましたトータルケアとか、寿命が延びたとか、それは結構ですよ。がしかし、これは今時代が変わりまして、西会津だけにはよらないんですよ、どこいったって老人ホームもあれば、そうい福祉設備は整っているんですよ。言葉はちょっと荒いが、やったってこの行政の当然の使命なんだ、やらなくちゃならないんです

よ。

それよりもむしろ、町長がいていた中では、町民との対話の町政、思いやりの町政、口ではいけれども、どういうことをやったんですかと。私は 24 年間やった町政執行の中で、あなたの太いパイプと高い次元と、そして構想がどのように町民生活を潤してきたか、つまり、どのように町民生活を豊かにしてきたかと、こういうことを聞いているんですよ。質問の本質をよく踏まえて答弁してください。いかがですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 とにかく、町民にどんな潤いを与えたかというお話でありますけれども、公務出張して遊んでいたというような話をしたいということでしょうけれども、私はそういうことはまったありませんで、西会津町も、とにかく財政的には厳しいとこういわれておりますけれども、その厳しい中で、私の申し上げたいのは、この厳しい中で財政的にしっかりと西会津町を支えてきたなという自負があります。

どんなことかという、やはり一番各省庁で政策担当しているのが局長の下の審議官です。この審議官に、こういう政策でもっていったらどうですかという話をしますと、みんな乗ってくれるんですね。それで、西会津町の作業の中で一番私は名誉だなこう思っているのは、あのころは厚生省だったと思いますけれども、在宅介護の、いわゆるリフレッシュサービス事業です。これは西会津町が、とにかく困っているばかりではなくて、在宅介護をしている皆さん、みんな休みなしに 24 時間で、休みなしなんです。そんなことで、皆さんにいわゆる 1 週間に 1 回、とにかくすばらしい休日を提供したらどうだという提案をして、これを実現しました。それでやはり、財政当局厳しい状況で、なかなか OK が出なかったわけでありまして、私としては 1 週間に 1 回といいましたけれども、1 カ月に 1 回の作業をしました。

それを厚生省でみていて、厚生省でも西会津と同じ名称で、それをやっていたかということですから、どうぞやってくださいということで、これも厚生省の事業になりました。そのせいで、平成 12 年からの介護保険の施行に合わせてですね、いろいろ補助事業にも当てはまりまして、西会津町、毎週今その作業をやっておるということでありまして、これも大変私としては、西会津としてはいいことをやったなこう思っているわけでありまして。

それから、中学校ができましたけれども、この本体工事、いわゆる図書館、給食センター、それから体育館を除いたものを本体工事といいますけれども、これが 15 億 8,000 万円だったんですね、それがいわゆる平成 7 年の、景気浮揚策のための補正予算が閣議決定されて、西会津町 15 億 8,000 万円を補正予算で対応してもらったということがあります。この 15 億 8,000 万円のうち、町の負担はどのくらいだったかという、3,300 万円です。この 3,300 万円を 3 年据え置きで 9 年で今、最後のほうを返しているわけでありまして、けれども、わずか 3,300 万円がこの本体工事ができあがるということでありまして、これは、あの学校は 33 億円ちょっとかかっているわけでありまして、やっぱりそれをわずか 15 億 8,000 万円じゃなくて、3,300 万円ですね、の負担でできたということは財政的に極めて有利だったと私は思っております。

ことほど左様にいろいろな面で、そういう作業をしながら、幸い西会津町のいわゆる総

務課でありますけれども、歴代の総務課の皆さん、極めて優秀な皆さんであります。その作業をわずかの間に、いわゆる概略の設計を提出したり、補助事業に当てはまってからの作業も的確に行なってくれたということで、財政的には財政課でありますけれども、西会津町の行政の皆さん、とにかくしっかりやっているなど私は思っております。

そういうことで、極めて財政も厳しい中でも、あまり心配なく町政が進んでいるということでもありますので、ご理解できないでしょうけれども、ご理解ください。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 答弁者をご理解できないでしょうけれども、そういうことをおっしゃっているんですから、当然私は理解はできません。あなたがおっしゃっているのは、統合中学校問題、そしてトータルケアの、いわゆる設備と申しますか、そういうことをおっしゃっている。これすべて悪いと私は申しません。ただ、私は限られた1時間内で質問しているんですから、そんなに広範囲にわたってはできないんですよ。総体的に言えば、あなたが24年前に町長就任されたときと、24年経った現在を比較してみなさいといっているんですよ。どこの集落にいったってお年寄りだけでしょう、若い者いないでしょう、子供いないでしょう、嫁さんいないでしょう。町の中にいったってみなさいよ、失礼ないいかたかもしれないけれども、活気がない。町全体が活気がないですよ。あなた24年前思い起こしてくださいよ、こんなんではなかったでしょう。あなたの常にいっている、その手腕と政治力と、太いパイプと人脈、それがどのように現在の西会津に反映されましたかと聞いているんですよ。潤いと申すのは、町民生活にどういう豊かさをあなたは与えたのかと聞いているんですよ。町民総参加のまちづくり、思いやりのまちづくりといったって、町民を思いやるっていったってどこにどんなふうに伝わっているの、自分だけ思いやってるんじゃないですよ、豊かになったのはあなただけでしょう、はっきりいって。誰も権力者に向かっていけない、それをいいことにして、もっとしっかりした町政はできなかったんですか、あなた。そういっているんですよ。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 あれもだめだ、これもだめだということですがけれども、まさに主観的な感覚でこういうことはいえるわけがありますけれども、具体的にデータで示してほしいなとこう思います。どんなデータでおっしゃっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 データでいえといっても、目があるんでしょ、目で見た現状、耳で聞いた現状を私は訴えているんですよ。誰しも西会津の町民が、ああ西会津はよくなった、豊かになったという町民がいるんですか。そりゃ一部の人はいるでしょう。がしかし、全体、総体的なことを私は申し上げているんですから。あなたはそうおっしゃるけれども、遊んでいるなんていっていなよ。1週間に月曜日にしかいないと、ほとんど出歩いて。もっと町の中を点検するなり、沖縄のことを大変心配しているみたいだけれども、沖縄はどうでもいいんだ、西会津町長は西会津町のことを考えればいいの。沖縄は沖縄で地方自治体があって、市町村長がいるんだから。そういうことを勘違いしては困るの。もっと西会津の町内を見渡して、西会津の町民が豊かになるような施策をなささいといっているのよ。しましたかと聞いているの。勘違いしないでくださいよ。

○議長 データで、具体的にといっていますので、その辺、感覚でやるとなんか結論が出ないような気がしますけれども。

○長谷川徳喜 データといたってね、アンケートを取るわけじゃないでしょう、西会津町民は全部、以前と、10年前、20年前の西会津の町と現在の町はどのように変わってきたか。端的に申し上げれば、今どこの集落にいても家が空いているでしょう。私みたいなところにも電話寄こす人がいるんですよ、あなたのいうとおりになってきたよと。どこいっても空き家はあるし、売り地はあるし、80にもなった人からの電話ですから、俺は先がないと、これから西会津に住む若い者、これはかわいそうだと、そういうことを町民が知っているんですよ。これがデータですよ、いかがですか。

○議長 暫時休議にします。(13時47分)

○議長 再開します。(13時49分)

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今申し上げたとおり、データを出せといたって、データってあなたアンケートを取るわけにいかないんだから、見たのがデータ、聞いたのがデータですよ。現状を私は知っているんですから、そのものに対して町長あなたはどういう感覚でみているんですかと申し上げているんですから、そういっただけでいいんじゃないんですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 それでは、データについて申し上げますけれども、国勢調査のデータを集約してありまして、例えば日本の各県の中で、一番お尻のきれいな県はどこだと、それは富山県だということですね、なんでそんな数字出てくるのかと思ったら、水洗トイレの数が一番多いと、普及率が多いということでデータをちゃんと取ってくるんです。そういうことを私は申し上げているわけでありまして、感覚で悪いと思えば悪くみえるわけだし、いいと思えばいいとみえるわけですから、そんなことで議論してもこれははじまらないなと私は思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 1時間という私に与えられた時間、あとごさいません。何回いってもあなたは理解できないというかなんといえますか、データでやれっていったって、現状を町民がみているんですよ、西会津の町はどうなんだと、どこいったって過疎、どこいったって老人、何百年も続いた家系が今絶えるんですよ。先ほど申し上げたとおり、今不況は世界的だ、これは1年か2年でしょう。何百年もかかった代々の先祖が今途切れるんですよ。24年前って、あなたこそデータ出さなさいよ、どのくらいの状態だったか。それを私は申し上げているんであって、あなたもっと謙虚になって、自分のやったことはすべて正しかったんだと、そういう考えでしょう。皆さんみんなみているんですから、あなたの業績、それは全部とは申しませんよ。長生きづくり、そしていろんな工事、建物、そういった執行権、あなたがたは執行権があるんだから、ものをつくる、やっていい。私も議員はこの場で町の執行をやるかやらないか、それを否決するか賛成するかだけであって、何の権限もないですから。

だから、声を高らかに嫁対策をなさいと、過疎対策をしてはいかがですかと、そうしなければ大変ですよと、私は22年間ここで叫んできたんですよ、人を馬鹿にして。もの

の考えは、その次元はその人によって違うんだと、その次元の高いあなたが執行してきた結果が、現在にいたっているんですから、町民の皆さんに聞いてみなさい、満足しているかたがどのくらいいるか、データ、それこそアンケート取りなさいよ。こんな平行線で、またあなたの答弁を求めたって同じようなことを繰り返すだけなんだ、私はいいませんが、今までは、一言でいえば、人のいうことを聞かない、自分の構想で突っ走ってきた、その結果がこうなって、今さらまちづくりは町民総参加の施策だなんてとんでもないことをいうんじゃないですよ。天は人の上に人をつくらずってことあるんですから、それを申し上げて質問を終わります。

○議長　ここで議長を交代します。

○副議長　議長を交代しました。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　6月定例会にあたり、私はこの際、経済対策関連に絞って町の方針とその取り組みについて伺ってみたいと思います。

さて、世界同時不況による経済情勢は、今なお最悪な状態にあり、国内の景気は依然として低迷しております。町内においても誘致企業は軒並み減産が続いて、リストラや一時休業、雇い止めなど、こうした実態はまさに深刻な状況にあります。国の景気対策などによる一時的な改善はみられるものの、町内における実際の雇用契約といえれば3カ月やあるいは6カ月といった短期間であり、安心安全な生活保障にはほど遠いものがあります。こうした実態を踏まえながら、町内における今後の経済の活性化対策についていくつかお尋ねするものであります。

はじめに経済の活性化対策であります。その一つに商店街活性化対策であります。最近の町の諸事業所の状況を把握する資料として、平成20年度分の確定申告、いわゆる青色申告加入者の状況をみてみました。小売業から建設建築、医療、サービス、製造業、木材関係など、これに加盟する104の業者、ここには有限会社や株式会社等は含まれておりませんが、この104件の年間売り上げは11億8,960万1千円であります。昨年19年度比では19年度においては12億6,025万7千円、7,000万円からの落ち込みであります。18年度対比では、これ14億5,153万1千円ありますから、実に18年度と比べると2億6,000万円からの減額となっているのであります。来年はさらに減少するとみられております。

いわゆる消費税を納める業者、年商1,000万円以上の売上のあるところは、104件のうち29事業所しかないという内容でありました。毎年商工会を脱退する業者、店を閉じる商店が目立つようになってまいりました。商工会加盟状況をみると、18年度から318から20年度では305でありますから、13減少しているわけであります。

このような状況は、単に商工会だけではなくて、町としてもこうした対策を講じていくことが必要だと思っております。町内商店街をみると、歩いて楽しめる街並みというのが不可欠であります。毎年商工会が取り組んだ、また取り組んできた、ふるさと自慢館や味噌ラーメンなど、これらを拡大していくことも大切であります。年間35万人の道の駅利用客を町内にどう受け入れていくのか、誘導していくのか、これらの対策。さらに後継者育成等も兼ねた商店街街並み景観条例などを設けながら、補助事業としての店の改築や

ミニ駐車場、公衆トイレなどの設置をして、闊歩のできる商店街づくりを推進していくことが必要なことではないかと思うんですが、町の対応について伺うものであります。

次に、農家民泊と交流人口の促進対策について伺いますが、経済活性化の要は、なんといってもその町に人がいるということであります。少子高齢化はどの町村でも同じような状況にあり、これが何の対策もなければ、いわゆる崩壊集落となりかねないのであります。最近これらに目覚めながら、みずから地域活性化に取り組んでいる団体が出てきました。すべて行政に頼らず、企画、立案、行動、実績は、それぞれ分担をし、全国からのいろんな団体との交流を図る。町をPRする。こうした交流人口が増えることが、町の活性化の原点にもなるのではないかと思うんです。

都会にはない田舎の暮らしを求めているかたが結構いるのであります。町の自然、あるいは溪流、史跡巡りなど、町の特性を活かした新観光づくりもその一つであります。農家民泊、これらに行政がもう少しバックアップしてくれれば、交流人口がさらに加速されるものと思いますが、町の姿勢を伺うものであります。

次に、この農業に対する活性化の対策の一つであります、いわゆるこのもったいない農産物と自由農産物直売所について伺いたいと思います。キュウリ、トマト、ナス、大根など、地元野菜の直売所は、いろんな市町村をまわってみても、あるいは道路沿線上に必ずといっていいほどこうした直売所が開設をされております。道の駅よりっせでは、形のいい野菜が並べられております。商品として厳選しているんでしょう。しかし中では、選別からはずれたもの、つまり曲がったキュウリ、変形したトマト、ナス、不ぞろいな大根など、なんら味には変わらないのであります、このようなもったいない野菜も直売所で売れる工夫をすることも、町振興公社の役割ではないかと思うんであります。

今なおミネラル野菜しか取り扱わないということは、これはどうしても、どう考えてもおかしい。農家はみんな大変な思いをして作物をつくっているわけであります。特に群岡、新郷、奥川にいたっては、畑にみな囲い網か電柵が張り巡らされているのであります。つまりサル対策の中での作物なのであります。

本来サル対策の費用は、ここからできる作物にかかってくるわけであります。そんな思いをして耕作をしている農家の皆さんの野菜を、持ってくれば誰でもが売れる直売所を設置して、農家所得を高める対策をぜひ講じていくべきだと思うのであります、町の方向転換を求めるものであります。

最後になりますが、ミネラル栽培農業特区参入業者と経営状況についてお尋ねをいたします。過疎、高齢化によって農地の遊休化対策として、建設業者などが農業経営参画、参入を促す、つまり特定法人貸付事業ミネラル栽培活性化特区の認定を平成16年12月に受けたわけであります。そして17年の1月に建設業5業者と協定を結び4月より事業に入ってきました。あれから5年、現在どのような経営状況にあるのか、内容を伺ってみると、建設業5業者のうち2業者が事業を断念し、3社が現在継続しているようでありますが、具体的にはどのようなミネラル栽培をしておられるのか、営農状況を伺っておきたいと思っております。

また、これまで栽培特区を提唱してきた町長は、こうした2業者が撤退をするということにどのように感じておられますか、断念をした業者との協定はどのようになっております

すか改めてお伺いをいたしまして、私の一般質問といたします。

○副議長 町長、山口博續君。

○町長 12番伊藤勝議員のご質問のうち、ミネラル栽培農業特区参入業者と経営状況等についてのおただしにお答えをいたします。

ご承知のように、本町では、過疎化・高齢化や担い手不足等により農地の荒廃が深刻化していることから、町農業振興の柱であるミネラル栽培の推進を図ることを目的に、「構造改革特別区域法」に基づく農業特区「西会津町ミネラル栽培活性化特区」の認定を平成16年12月に受け、平成17年度から建設業者5社の参入により奥川・新郷地区において、ミネラル栽培に取り組んできたところであります。

この農業特区は平成17年11月に国の制度が改正され、全国展開されることとなったため、以降は「農業経営基盤強化促進法」に基づく「特定法人貸付事業」として実施しておりますが、農地の賃貸借契約期間は5年間で、今年度で最終年度を迎えております。

まずはじめに参入企業の経営状況等についてであります。5社のうち町外の2社については本業の建設業の経営不振により、止む無く農地の賃貸借契約を解除したところであります。現在事業を実施している3社のうち2社は、当初の貸付農地の約2倍に面積を拡大しており、3社の合計面積は事業スタート時とほぼ同じ2万5,415平方メートルとなっております。

作付け作物は、一般野菜のほか、アスパラガス、たらの芽などを生産しており、その販売先は「よりっせ」での直売や農協出荷などとなっております。

次に貸付農地と業者との契約関係についてであります。地権者から町が一旦農地を借り受け、それを企業に貸す方法で、町が間に入る制度となっております。この契約の中で町は、企業が集落全体で実施される水路・農道等の維持管理作業に参加するなどの役割等を記した協定を締結しており、集落と良好な関係で事業が行われるよう指導をしておるところであります。

次に、建設業者の参入の評価についてであります。事業の目的でもある遊休農地の活用だけでなく、生産された野菜は、「よりっせ」や農協へも出荷されており、ミネラル農産物の生産拡大に寄与しているところであります。また企業独自の取り組みとして、取引先関係者への贈答などにより、西会津ミネラル農産物のPRについても、一翼を担っていただいていると認識をしております。

今後の見通しといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、現契約に基づく農地の賃貸借が今年度末で終了することから、現在、企業の意向を確認しておりますが、現下の厳しい経済情勢から、拡大の方向性については、困難な状況にあると予想しているところでございます。

また、これまでの経営相談等の中では、異業種への参入ということで、農産物の栽培技術の習得を課題としていることから、町といたしましては、引き続き町の栽培指導専門員による巡回栽培技術指導等により、ミネラル栽培の推進に向けて、一層の支援を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたします。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 12 番伊藤勝議員のご質問のうち、商店街活性化対策についてのおただしにお答えいたします。

議員もご承知のとおり、昨年度、町商工会が運営主体となりまして原町地内に「ふるさと自慢館」がオープンしたところであります。この「ふるさと自慢館」は、本町においていただいた観光客を温かく迎え入れ、町内の観光施設の案内や観光パンフレットの提供などを通して町外からの誘客を図り、観光と連携して商店街の活性化を図るために設置されたものであります。

国の経済対策事業を活用し、今年度は、トイレの設置などの整備を行う予定であります。今後は、運営主体であります商工会との連携を図りながら、施設の有効活用を推進してまいりたいと考えております。

また、現在国会において、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する商店街ならではの取り組みを支援し、商店街を活性化することを目的とした「地域商店街活性化法案」が審議されております。この法案が可決されれば、空き店舗の活用、イベントの開催、商店街整備事業など、本町の商店街活性化に繋がる補助メニューもあることから、この事業と併せて商店街町並み景観条例の設置の必要性などについても、町商工会との連携を図りながら今後の事業展開を検討してまいりたいと考えております。

次に、農家民泊と交流人口の促進対策についてのおただしにお答えします。

人口の減少と少子高齢化が進行している中で、現在町では他地域との交流を通して町の活性化を図るための各種事業に取り組んでおります。具体的には世田谷区民まつりでの地場産品やミネラル野菜の販売活動や、空き家情報のホームページへの掲載など、幅広く情報を発信し、交流と定住化の促進を図っているところであります。

また、今年度は都市との交流を一層推進するため、町の自然や歴史・文化など、地域資源を活用した体験活動プログラムの策定事業を振興公社などの関係機関と連携しながら取り組んでいるところであります。なお、プログラムの策定には受け入れ体制の整備も必要であることから、地域資源の新たな発掘や農家民泊をはじめとした宿泊施設の整備、事業推進のための人材育成を関係機関や町民のかたがたと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道の駅への自由農産物直売所の設置と農家所得を促す対策についてのおただしにお答えいたします。

ご承知のように、本町では平成 10 年度から「健康な身体は健康な食べ物から、健康な食べ物は、ミネラル分を含んだ健康な土から」との農業科学研究所所長の中嶋常允先生の指導を受け、ミネラル栽培を農業振興政策の中心に据え、農業の再構築、さらには本町の経済振興の柱とすることを目的に取り組んできているところであります。

この「健康な土づくり」に基づくミネラル栽培は、病害虫にかかりにくく、品質も向上することや収穫期間も長くなることから収量も増加し、結果的に農家所得の向上に結びつくものであります。

また、近年の消費者の「食」に対する関心の高まりから、安全で安心な、しかも、美味しく体にも良い農産物が求められております。ミネラル栽培の野菜やコメは、まさに、消費者ニーズに適合した農産物であることから、消費者や市場から高い評価を得ているとこ

るでもあります。

今後も本町農業を町の基幹産業として位置付け、農家所得の向上を図るためには、ミネラル農産物として高い付加価値を付けるとともに、他の農産物との差別化を図り、ミネラル栽培の主産地化を図っていかねばならないと考えております。

また本町の産業振興と経済活性化を目的に設置した「西会津町地域資源活用総合交流物産館よりっせ」における農産物の販売につきましても、単に農産物というだけでなく町の特産品とするため、山菜・きのこ等を除き、ミネラル栽培農産物に限っておりますが、その出荷規格は市場出荷よりゆるやかであり、生産者の選択や工夫で出荷することができます。

さらにミネラル栽培農産物は、首都圏や地元スーパーでの出荷販売も可能であり、特に市場出荷規格外品については、特別に大袋での販売を行ったり、そのほかにも大きい野菜はカットするなどの工夫により出荷することができます。

また今年度はこの他にも新たな流通・直売先の検討も進めており、今まで開拓してきた販売先と道の駅「よりっせ」での農産物の直売と合わせて農家所得の向上を図ってまいります。その前提である他の農産物より付加価値の付くミネラル栽培の推進・拡大に鋭意努力する考えでありますのでご理解願います。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 まず町長にお尋ねをいたしますが、このミネラル栽培の特区でありますけれども、つまり最初は5業者であったと、経済の関係で、いわゆる会社が不振のために2業者が断念をしてしまったということなんですね。じゃあこれまで具体的にこれらの業者がどういう作物をどの程度つくって、具体的にどのような売上をされてきたのか、この辺の数字についてはどのように把握しておりますか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 事務的な部分でありますので、経済振興課長がお答えいたします。

まず撤退した2社でありますけれども、どちらも平成19年度をもって撤退しております。そのうちの1社につきましては、耕作面積5,875平方メートル、作付けした作物につきましては、エゴマ、それから一般野菜、ジャガイモ、ハクサイ等の一般野菜であります。栽培方法は露地であります。それからもう1社でありますけれども、耕作面積が5,675平方メートル、作付けした作物がソバであります。以上でございます。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 聞き方が悪かったのかわかりませんが、つまり建設業が農業特区によって参入をされた、そしてそれを耕作をしてきた。これはその制度としては理解はされますが、しかし本当の意味でこの業者が経営上これが安定的に行なわれてきたのか、あるいは参入という評価がよかったのかどうなのか、西会津町のこの農業特区の評価というものについては、現在どのように受け止められているのかということなんでありまして。ここに業者名がありますから、大五工業とか、武田土建工業、株式会社飯豊建設、南会西部建設コーポレーションとあとは渡昭建設ですね、これ2社が潰れてしまったわけですけども、主な内容というのは、ここにありますよ。しかし実際に自社消費とか、あるいは一部はよりっせにありますけれども、具体的に販売額に対しては、その経営の中で非常に効果的だったの

かどうなのか、そういうことについては、どのような評価をされておるのか、あるいは町として把握されているのかということです。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

当初5社が参入したわけですが、参入当初、それぞれの企業については、当初は採算はなかなか難しいでしょうというお話でしたが、将来的には採算が合うように考えていたと思います。それぞれ建設業者でありますので、なかなか受注、仕事が減ってきたりしてなかなか従業員を維持していくためには、他の部分での参入が必要だということで、当初はそれぞれ特区に参入されたということ聞いております。

なお、そのうち1社につきましては、スーパー直売もやっております、販売額的には500万を超える販売額をあげている業者もおりますので、そこら辺は独立採算できるようなことで、それぞれ考えていたと考えております。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 なかなか実際評価をここでいうのは非常に難しいことなんだと思いますけれども、実際は、実際にこの作物をされている業者の話を知ると、大変厳しいと、こういうのが私の直接聞いた話ですよ。ですから、あくまでもそういう実態は実態としてやっぱり受け止めていくべきではないのかと思います。

したがって、町が中に入って個人の土地を貸して、企業に貸すわけですが、こういう撤退された、断念された土地との契約内容ということについては、具体的に協定上どのように対応されたのか、年間契約で採用されているのか、あるいは事業期間というのが多分決まっていると思うのですよ。その間、ずっと引き伸ばして借りていたのかどうなのか。この協定上において町が果たす役割と、それから個人と業者の関係というものはどのように協定上なっておるか、それが一つですね。

そしてこの農業特区、本当に異業種が農業に参入して、これからやっていける見通しが立ったのかどうなのか、このところが大事なのですよ。ただ、国がなんかこういうものをやってきたから、すぐ西会津もこれを採用しようと、やってくれやってくれという業者も多分いたと思うのですよ、お付き合いの中で。しかし結果的に逆に経営不振にいたるようであってはならないのです。こういうところの評価をきちっと町として整理をして、今後の対応について活かしていくべきなのだと、その点についてはどのように考えておりますか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 まず撤退した業者の使用していた農地でございますが、業者と町は協定を結んでおまして、協定の中で原状回復ということで、契約を解除した場合、業者の負担でその土地を現状復帰して返すという協定になっておまして、それはきちんと守っていただいております。

それからもう一つ、業者の農業の参入でございますけれども、西会津町5社参入されまして、2社が撤退、現在3社ということでもありますけれども、全国的には成功している業者さんもおります。ですから、きちんとした計画、体制、ノウハウ、人材含めまして、そういうきちんとした計画を持って農業経営に取り組む業者さんがいれば、それは必ずし

も失敗するというのではなくて、成功する業者もあると。町としましては、当然やる気のある業者さんにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、きちんとした栽培指導等とおして支援してまいる考えであります。以上です。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 これは相手のあることですから、これ以上いいませんけれども、しかし町が中に入って指導する、あるいは中に入っている個人の土地を借りてきて企業に貸す、こういった町の責任ということについては十分これ認識して取り組んでいただくということなんです。業者が撤退してしまった、現状に復帰すればいいという問題ではないんですね。非常にやっぱりそれだけ異業者が参入をしてくる難しさというのものも、きちんとしてやっぱり今後そういうものを整理をしながら、何が問題なのかということ町としても具体的に説明をしながら、これからぜひ取り組んでいただく課題なのかなと思います。ただこれは22年までですか、一つの期間が。5年間、3月まであるわけですが、これらを十分これから精査をして取り組んでいただきたいと思います。

次に質問を変えさせていただきますが、商店街の取り組みです。年間30万人から、この前の話ではね、35万人の利用者がよりっせにくるようになった。非常にこれはいいことだと思います。しかし問題は、この35万人といわれるこの利用客を、商店街のほうにどう誘導していくかということが大きな課題だと思うんですね。これがなければ、私は道の駅よりっせというのはただ通過点の、通過客にすぎないと思うんです。このことについては、町としてはどのような政策や対策を持っておりますか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ご質問にお答えいたします。

今、議員が申されましたよりっせ、年間35万人を超える利用者、これをいかに商店街に、町内の商店街に誘導するかということでありまして、現在、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、街中にふるさと自慢館、昨年オープンしまして、運営主体は商工会でありますけれども、このふるさと自慢館の設置目的が、まさしく今いわれたとおり、年間35万人を超える道の駅よりっせの利用者をいかに野沢の街中に誘導するかと、そのためにさまざまな事業を行なうと、もって地元商店街と地域の活性化を図ると、そういった目的でふるさと自慢館が設置されたわけでございます。

具体的な事業でありますけれども、昨年イベントは開催しましたけれども、今後、どのような事業を実施するかという予定でございますが、一つ目としましては、渡部思斎、渡部鼎、石川暎作などの郷土出身の偉人達の紹介や展示、それから宿場の歴史や伝承文化等の紹介展示、それから各種イベントの開催、それから町内の観光案内、もう一つが町民だれもが利用できる交流サロンの提供、将来的には町の郷土食の提供や地場製品の販売、そこまで将来的には事業として考えているところであります。町としましては、運営主体であります商工会と連携を図りながら、この事業を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 この35万人の客を全部町内のほうに誘導しろとはいっておりませんが、非常に他力本願なんだよ、町は。ふるさと自慢館なんていうのは、そもそも町が計画して

つくったわけでもなんでもないわけだから。たまたまこういうことが商工会でやったものだから、この 35 万人といわれるこのよりっせの客層をどう誘導していくかというところ、こういうところに逃げている。それは話としてはわかるわけですが、しかしこれまでこういうことに町としてまったくやってこなかったんですよ、これは。街並みだって街路灯だけだったでしょう。そして先ほども質問の最初にいいましたけれども、商店街をみると、18 年度では、これは野沢地区だけではありませんよ、西会津全部で商工会の加入しているのが 318、現在 305 だと。これだけ減少している状態をみて、そして街中をみるとシャッターが閉まっている、これは本当に、非常に寂しい思いがする。この連休に私は「よりっせ」に満杯のように車が止まっていた。それでいったい街中はどうかとこうみました、猫、犬、歩いていないです。この状況はいったいなんなのかと考えましたよ、やはり。やっぱりもう少し町に誘導するならば、それだけの魅力を感じる商店街でなければならぬんです。ただ単に店の、その間にふるさと自慢館が一つだけあったって、これを目的にくる客なんていませんよ。歴史館的な内容でしょう。

だから私は先ほどいったように、町として具体的に何が取り組めるのかということを引き出した形でもって表していくことが大切なんです。それはただ単に補助金を出すことなく、やっぱり街並みをどうするのか、これは商店街のかたがたと一緒に考えなければならぬ課題であるし、当然、このことには後継者という問題も付きまってくるわけです。こういうことを具体的に町が主導権を持ってやっているのか、あるいは商工会とどのような話し合いを持っているのかということなんです。この点については、町と商工会の関係はどのようになっておりますか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

町と商工会のそれぞれの役割といいますか、関わりでありますけれども、商工会は商工会として、当然商店街の振興策は会として当然さまざまな構想があり、実施もされているところでもあります。一方、町といたしましても商工業の振興につきましては、町の当然施策としてやっていかなければならない部分というところで、町もやる、商工会もやる、すり合わせをしながら、連携を図りながらよりよい方向に、今後、今までもそうでしょうし、今後もそういうふうな関係で、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

それで、さっき答弁漏れがございまして、申し訳ありませんでしたが、現在、国のほうで地元商店街活性化法という法律を現在審議中だそうであります。先日、県のほうから連絡がきまして、この法律が通りましたならば、商店街が地域と一体となってコミュニティづくりを推進することにより、その商店街の活性化を図る、それが目的でございまして、この補助メニューには、空き店舗などの利用した施設整備、さまざまな施設整備、それから人材の育成、もろもろのメニューがございまして、大変使えるメニューだと思います。

これらにつきましても、法案が通れば早ければ今年中に施行されるという情報が入っておりますので、町、商工会ともに連携を図りながら地元商店街の活性化について取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そういうことでもいいでしょう。国が法律で定めたあとに具体的に考えるとい

うのも必要かもしれませんよ。しかし、なんでもそうですけれども、あとあと行政ではやっぱりだめなんですね。これからは先見性を持った取り組みというのが必要になってくるんです。本当にシャッターが閉まっちゃって、街並みがなくなっちゃったあとに法律ができて、さあどうするかなんていうのは、これはもう土台遅いんです。やっぱり対応すべきところについては法律はどうあれ、その地域の活性化のためにどのようにしていくかということ、町は町、商店街は商店街、それぞれの分野でやれなんていうことではだめなんだな。やっぱりこれは一緒になって一つの定例会でも、あるいは何々審議会でも、あるいは検討会でもいいんですから、こういうまちづくりをしますと、あるいはこういう基本的な考え方でいきましょうと、何年後には後継者を育てましょうと、こういう一つの目標を立てながら、それぞれの分野がお互いに努力をするというならわかるよ。しかし、そういうことなしに、それぞれ勝手な道で、それぞれ頑張ってくれと、こういうことであってはなかなか商店街だって活性化することよりも、むしろ諦めてしまうんです。

だから、これからは、まず一つは街並み条例でもいいから、早速こういうところに取り掛かりながら、みんなが参画できるような指導性を発揮すること、まずこれが第一だと思うんです。現在、若い人が店を出して結構流行っているんですよ、西会津町だって。そういうやる気のある人がやれば、結構人も集まるんです。そういう対応もぜひ、やっぱり取り組んでいただくということが、この町は一つ一歩前に出るということも必要なんですから、やっぱりそういうところも、一つは町としてバックアップをしていく体制をつくってやるということが必要なんです。その点について具体的に町として、商工会と定例会なり、あるいはそういう目的を持った会議の検討をする場というものをこれはつくっていただく、あるいはやっていく、そういうことについてはどうですか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

今ほど議員が申されたとおりでございますが、町と商工会は定例的に打ち合わせ、さまざまな案件について定例的に打ち合わせを開催してございます。今議員がいわれたように、その商店街を活性化するために、町と商工会、協力しながらやっていかなければならないこと、例えば審議会等も含めまして、当然これからやっていかなければならないことについては、当然、町も商工会も連携しながら、活性化に向けた取り組みを行なっていきたいと考えております。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 質問を変えましょう。交流人口の促進ですが、この間、西会津町である団体が活動され、大臣官房審議官まできて、いろいろなイベントがされた。私も参加したわけですが、副町長も参加されておったんですね。私は、そういうグループや、あるいは団体というのがこの町を活性化するための本当の一番いい私は要だと思いますよ。いろいろな行政サイドでメニューはつくっても、誰が実際にじゃこれをやるのかということになると、具体性なものがないんです。それよりも、やっぱりやる気のある団体、あるいは何をやろうとするところについては、町として強力にバックアップをする、これが行政の私は役割だと思うんです。

つまり、これからまちづくりをどうするかということも必要でありましょうけれども、

実際に活動している団体などについて、町との連携、あるいは町が積極的にバックアップをする体制、こういうことが必要だと思いますけれどもいかがですか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

今のおただしにありましたとおり、やる気のあるかた、グループ、町の活性化のためには必要なかたがたと考えております。町としましても経済を活性化、町の活性化を図るために必要なことでありましたら、積極的な支援、バックアップ、当然必要なことだと考えております。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 抽象的なことではなくて、町としてじゃそれらを担当する、つまり交流人口を促進しようとするいろんな団体やグループ、これがあるとするならば、担当職、あるいは担当課、具体的にはだれだれが担当しますという、そういう明確な人的配置をもって支援していくということは必要だと思う。ただ今までは大きく括って、経済課の中でやります。あるいはそうしますとこういうことだけであってはならない。同じレベルで職員の皆さんも一緒になって取り組むというくらいな、そういう熱意が必要なんです。一つのこういう町おこしをする、あるいは企画立案をして、なんとかそういう団体と協働でこの町の活性化を図るという場合は、町職員という肩書きだけではなくて、一緒にやっというところをそういう体制が必要なんです。そういうことが実際に起こりつつありますよ、地域の中で。だから、立場は変わっても、地域の中に入っていき、こういうことが必要ではないかと思うんですがどうですか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

以前から、12番議員のご質問で、専門的な担当部署の設置をというおただし何回かあったと思います。現在、経済振興課として担当している部署、部署といいますか業務、それは当然農林業、それから観光、さまざまな業務を担当しているわけでございます。先ほど農家民泊の件でおただしがありましたけれども、農家民泊、女性グループがやろうとしている農家民泊につきましては、経済振興課で担当している部署でございますので、そういったご相談なり支援につきましては、経済振興課窓口でありますので、直接いっていただく。

そのほか、町全体のことを考えますと、当然その国際芸術村の絡みも当然出てくると思いますが、そちらは教育課とか、トータルケアは健康福祉課とか、そういった総体的なところになりますと、なかなかそれぞれの部署がございまして、とりあえず観光なり、農家民泊、農業振興に関係する分は経済振興課が担当窓口となっておりますので、支援とか、そういったご相談については経済振興課においでいただいてご相談いただくということとあります。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 抽象的なことではなくて、じゃこういうことなんです。農家民泊といっても、ただ手を挙げてできるわけではないですよ、書類等がある。提出しなければならない書類。こういうところにおいては、非常に私がみためでも難しい。食品の関係、あるいは宿泊の

関係、見取り図、いろんないろんな書類等の提出があってはじめて認められるんですよ。これ民間でやらなければならないんです。だから、やらないんです、公には。そういうところがじゃ町として、担当している部署に相談したらすぐにやれますか。そういう体制にありますかということなんですが、どうですか。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

農家民泊の手続きに必要な書類、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、私はどういった書類を提出しなければいけないかということは、大変申し訳ないんですが存じておりません。ただし、経済振興課に相談に、もしやろうというかたがご相談にきたときには、当然、県とのやり取りもありますよね。申請は多分県とかに出すような書類だと思いますけれども、そういったやり取り、アドバイス、それは当然経済振興課でアドバイスはできると考えております。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 アドバイスだったらね、直接そんなもの担当者にいったほうがいいんですよ。実際には、やっぱりそういう事務的なものをきちっとやれる人の配置、これは喜多方にはいるんですよ、きちんと窓口を設けてね、グリーンツーリズムなどを奨励しておりますから、だから年間に子供たちが宿泊にくるんです。何十人も、何百人もくるんでしょう。結構農家にとっては収益になっているんですよ。受け入れ体制がそういうことをちゃんとしているところには、都会からの子供がくるんですよ。だから私は西会津町だって努力をすれば、そういう体制が取れるんです。取らないだけなんです。そういうところの指導というのは、ただ相談窓口だけではなくて、手続き上すぐに対応できる、すぐにやれる、そういう人的配置もこれから必要になってくるのではないかと思うんでありますけれども、それは今後ぜひ課題として取り組んでいただきたいということにとどめておきたいと思えますので、ぜひ課長がそういう対応で今後やるということであれば、ぜひ努力をしてやっていただきたいものだと思います。

最後に、よりっせの直売所について聞いてみたいと思うんですが、私はミネラル野菜の議論はしなくてもいい、しなくてもいいというよりも、いいんです、もう十分伺っておりますから。ただどんな人でも誰でもが農家で作った野菜を持って行って、売れるという体制づくりを、ぜひよりっせの中で、あるいはよりっせの外でもいいから自由農産物市場を設置していただきたい。そういう方向転換をしていただきたい、こういうのが私の趣旨なんです。どうですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおりでございますけれども、本町では農業を町の基幹産業として位置付けておりますし、農家所得の向上を図るためにもミネラル農産物を皆さんにつくっていただいて、主産地化を図り、ほかの農産物とは差別化を図ったうえで主産地化を図って、農家所得の向上を図ると、そういった施策でございますので、よりっせの販売、農産物の販売につきましては、ミネラル野菜に限らせていただいているということでございますので、ご理解を願います。

○副議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 何回聞いても、そこから一步も前に出ない答弁なんですね、この間ずっと繰り返してきましたけれども、しかし今ね、農家にとっては経営というのが非常に大変ですよ。先ほどもいいましたように、一つの作物をつくるにしても囲いをしなければならない、電柵を張らなければならない。そういう所から食べる分だけということだけではなくて、少しでも農家のために所得を助けるということを考えれば、やっぱり少しまとまれば、一つの大きな市場になるわけですから、どうぞ誰でも出してくださいと、曲がったキュウリ、変形したトマト、不ぞろいな大根、なんでもいいわけだから、もしそういうことが、あの 35 万人といわれるよりっせの利用客の中においては、必ず買っていく人がおりますよ。今どんなよりっせ、道の駅を行ってもですね、地元の野菜は前面に出して売っているんですよ。奥のほうに野菜を出しているなんていう道の駅はどこにもない。みんな前端的に地元産野菜を並べたり、地元から取れる製品を並べたりして、そしてその町の活性化を図っているんです。そのために少しでも所得が向上するんですよ。そういう意味においては私は農産物であろうがなんでも、あの全面的に地元産品を並べると、そして誰でもが自由にとってきた野菜や山菜や、そういうものを売れるというそういうシステムというものは、どうしても必要だというふうに思いますけれども、それでもやっぱりミネラルに限るのかどうか、最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○副議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。

ミネラル栽培、なぜミネラル栽培なのかということとは先ほどお答えしましたけれども、一般野菜をつくられているかたについても、ミネラル野菜の良さを町として十分に知っていただく作業が足りなかったのかなと、今後は本当にミネラル栽培のほうが一般の栽培よりも所得の向上にもなるし、そういったいろいろな良い面を町として生産者のかたに伝えていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○副議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 私の質問は、単に課長に対していっているつもりではなかったんです。私は町長に対してこうした質問をしたつもりであります。ですから、このことを十分に念頭に置きながら運営していただきたいと思います。最後にそのことを申し上げて私の質問といたします。終わります。

○副議長 暫時休議します。(14時54分)

○副議長 再開します。(15時10分)

14 番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。私なりに町民生活上、大事と思うことについて、3項目について質問通告をしておきましたので、通告に従い順次質問しますので、明解な答弁が返ってくることを期待申し上げます。

質問の第1は、現下の不況から子供たちを守る施策の充実についてであります。今年4月から町は子供たちの医療費無料の年齢を15歳まで引き上げました。それも所得制限なし、通院、入院ともに適用するというので、無料化年齢の引き上げを要望してきた一人として、町の英断に喝采を送りたいと思います。

3月議会の質疑の中で、万が一、保護者、父兄が国保税を滞納した場合でも、子供たちの医療を受けることは保障する旨の回答がありましたが、年月が経過すれば、当時の記憶は薄らぐのは人間常であります。その歯止め策として、条例や要綱に無料受診権を保障する1項を明記することを要望しますが、いかがですか。厚生労働省も通達を出したようでもありますし、ぜひこの無料化というものを存続するためにも要望したいと思います。

続いて2点目の質問であります。不況の影響で、給食費が滞っている、そういう事例が昨年発生していますが、建前としては義務教育無償の原則で、国においても要保護、準要保護の制度をとっておられます。当町においては、準要保護の比率はどのようになっていますか、県の平均はどのくらいなのかその実態を示してください。また準要保護の対象となる支援の内容と、それを利用する場合の申請の手続き等はどうか、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

次に、2項目目ではありますが、限界集落対策についてお尋ねをいたします。この件については、1年ほど前に私も1回この席で取り上げたことがあります。その当時の課長は地域振興課の課長が答弁されました。限界集落といわれているのは、18か19集落あると、つまりは約90集落でありますから、集落数からいけば2割も限界集落というのがあるということになります。現に限界集落となっている集落に対する町の支援というのは、どういふことをされてこられましたか。また、限界集落にならないための予防策として、どのような支援や施策が必要と考えておられますか。単にこの限界集落というのは、いち担当課が担当すれば済むというものではないように私は思います。何しろ経済の歪、あるいは少子化の歪、それが集約されたのが限界集落だと私は理解しておりますので、経済対策もあるだろうし、11番議員がいつておられたような嫁婿対策、いわゆる後継者対策もあるであります。こういうことに総合的に捉える、いわゆるプロジェクトチームなどを考えないと、本当に限界集落の解消、これに手の届くようなことが難しいのではないかと私は考えておりますが、町としての考えをお聞かせください。

それと、総合計画検討会議において、今、町の活性化等について検討されておられるようですが、この総合計画検討会議ではどのような認識を持って対応されようとしておられるのか併せて聞かせてください。

最後の質問であります。「よりっせ」と、この「よりっせ」の広場の使用基準、これについてお尋ねをいたします。今年5月のゴールデンウィークでのことですが、あの大型テントに町外の露天商が出店して、既存の業者、中でやっている、特に食べ物等に相当な影響が出たと聞いております。事実関係について掴んでいけば明らかにしてください。この使用の許可権者というのはいったい誰なのか、どのような基準で許可、不許可を決定しておられるのか。

2点目として、農産物、野菜類はミネラル栽培に限ると12番の先ほどの答弁がありましたが、本当にそれで町内の農家の所得向上に役立つのか、ミネラル栽培は付加価値を付けて高値で取り引きされるとの説明もありましたが、不足しているミネラル分を補充するために、農家は相当経費の増嵩がもたらされる。こういうことを聞いております。やっぱり安心・安全な農作物だったら出店の対象とすべきではないですか。

それと、使用基準を「よりっせ」、あるいは同広場の使用基準を町民に周知すべきではあ

りませんか。基準なるものがなければ、早急につくるべきだと思いますが、いかがでございますか。

以上で一般質問を終わりますが、明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長 町長、山口博續君。

○町長 14番、清野興一議員のご質問にお答えをいたします。

保護者が保険税を滞納した場合でも、子供が無料で医療サービスを受けられる保障を条例等に明記すべきではとのご質問でございます。本町では国民健康保険税の滞納がある子どもがいる世帯につきましては、納税相談をしながら子どもが安心して医療を受けることが出来るよう、短期被保険者証を交付することを基本としてきたところでございます。

また、本年4月1日から「国民健康保険法」の改正により、世帯主が国民健康保険税の滞納があった場合でも、子どもが中学校卒業するまでは、有効期間を6カ月とする子ども分の短期被保険者証を切れ目なく、継続して交付することとなりましたことから、町が本年4月から開始した「子育て医療費サポート事業」の対象者であります中学校卒業までの子供に対しましては、条例に明記しなくても、法律に基づき被保険者証を交付し、医療費の個人負担分を無料としてまいりますのでご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長から答弁いたさせます。

○副議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 14番、清野興一議員のご質問のうち、要保護、準要保護の制度についてお答えいたします。

就学援助費助成制度は学校教育法第19条に基づき、保護者の経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒に対して、必要な援助をすることにより、子育て支援と義務教育の円滑な実施を図ることを目的とした制度であります。

この制度の周知及び手続きに関してのご質問であります。制度の周知につきましては、学校では新入学児童の保護者に対して入学説明会等で説明をしており、また在校生については年度末に教育委員会で作成した「就学援助制度」のお知らせを、各学校から各家庭に配布し周知を図っているところであります。

次に手続きについてであります。西会津町就学援助費助成要綱に基づき保護者が就学援助費認定申請を在籍する学校長に申し出て、学校長は「就学援助費認定申請書」を作成し世帯票を添えて、教育委員会に提出することになっております。これを受けて教育委員会が認定の適否を決定し、4月1日付で認定いたします。また、年度途中であっても世帯の経済状況が悪化した場合などについては、生活状況等を調査したうえで追加認定しており、今後も世帯の経済状況等を考慮しながら認定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、ご質問の中で当町の要保護、準要保護の保護率、それから県の保護率ということでご質問がございました。当町の児童生徒の保護率でございますが、平成21年度小学校、中学校の児童生徒数合計が545人でございます。そのうち要保護、準要保護の者数が38名でございます。本年度21年度は保護率7.0%でございます。ちなみに県の保護率でございますが、これは平成19年度のデータしかございませんが、平成19年度県の要保護、準要保護の平均保護率につきましては、8.7%でございます。

次に、要保護、準要保護の援助費の対象となる経費についてのご質問がございました。西会津町就学援助費助成要綱第3条に援助費の種類ということで明記してございます。8号までございまして、1号は学用品費。2号は通学用品費。3号は校外活動費。4号は通学費。5号は修学旅行費。6号は新入学児童生徒学用品費等。7号は医療費。8号は学校給食費。以上でございます。

○副議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問のうち、限界集落対策についてお答えいたします。

はじめに、本町で「限界集落」と定義される人口の50%以上が65歳以上の高齢者となった集落の数は、平成19年10月1日を基準日に福島県が調査をいたしました「集落の状況調査」では、23集落となっております。

限界集落への対策についてのご質問は、これまでも幾度となくいただいておりますが、まず、全体の認識といたしまして、限界集落をはじめとしました過疎による諸問題については、本来は国が積極的に取り組むべき問題であり、これまで本腰を入れてこなかった国に対しては、憤りを覚えるものであります。

このような状況の中、本町といたしましては、これまでさまざまな施策によって、直接的に、または間接的に集落等への支援を行なってまいりました。これまでの集落等に対する施策といたしましては、農地、農業用水路や農道等の生産基盤の整備を進めるとともに、簡易水道施設や農業集落排水処理施設等による生活環境の整備、地域コミュニティーの強化を図るための集会所建設等への助成事業などを実施してきたところであります。また、「中山間地域直接支払制度」を主体として、集落協定による農地の維持保全を進めていくとともに、共同作業等を通じ相互扶助精神の助長にも努めてきたところであります。また、平成19年度から導入いたしました「農地・水・環境保全向上対策」を積極的に活用し、さらに一步進んだ集落機能の維持保全も進めてまいりました。

しかしながら、このような大きな問題は、集落だけで解決できる問題ではなく、町全体、さらにはもっと広域的に取り組んでいかなければ対処できないものであるとの考えから、全国の限界集落を抱える市町村で結成された「全国水源の里連絡協議会」に参加し、各自治体の情報収集にあたるなど、総合的にあらゆる角度から集落対策に取り組んできたところであります。また、役場庁舎内におきましても、各分野ごとに連携をしながら対処してきたところでございます。

次に、「限界集落」を予防するための支援・施策についてのご質問であります。町といたしましては、これまで推進をしてきました雇用の場の確保や生活環境の整備など、若者が定住できる環境づくりを進めることが重要であることから、これら施策をよりスピード感を持って推進していく必要があると認識をしております。

集落の維持・活性化につきましては、なんと申しましても、実際に住んでおられる住民の皆さんが、集落の問題をみずからの地域の課題としてとらえることが重要であります。このことから、集落が主体となって行動し、それを行政が支援をすることにより、地域の実情に応じた集落の維持・活性化が図られ、限界集落への予防にもつながるものと考えております。

次に、限界集落に対する総合計画検討会議の認識についてであります。議員もご承知

のとおり、総合計画検討会議は、公募の委員を含んだ 30 人の委員で構成された組織であります。この総合計画検討会議は、役場内部の組織でありますプロジェクトチームと連携しながら、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置する計画である総合計画の策定に向け、現在作業を進めているところであります。

これまでは、まちづくりに関する学習を行なった後、「基本構想」へ盛り込んでいく、町の将来像やまちづくりの取り組み方針を検討してまいりました。これまでに検討を進めてきた中で、集落の維持や活性化に関する取り組みに対しまして、意見や考えがいくつか出されておりますが、今後は、具体的な取り組みを定める「基本計画」の検討に入っていくこととしておりますので、その中で、活発な意見やアイデアがいただけるものと期待しているところであります。この討議の中で、集落の維持や活性化に資するものがあれば、採用を検討するなど、委員の皆さんの声を活かしていくよう進めていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 14 番、清野議員のご質問のうち「よりっせ」と同広場の使用基準についてのおただしにお答えいたします。

地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」は地域産業の活性化と住民福祉の増進を目的に平成 16 年に設置したものであります。現在その管理は、地方自治法に定める指定管理者として株式会社西会津町振興公社に委託しております。

「使用の許可者は誰か」とのおただしであります。施設・設備の維持管理などと同様に物産館条例の規定に基づいて受託者である西会津町振興公社が行っております。利用の承認を決定する際には、「利用基準」として物産館の設置目的である農林業の振興や商工業の振興、地域との交流の推進に資するかどうかなどを内容に照らし合わせて、決定しているところであります。

今後、町といたしましては物産館を有効に活用し、地域経済の活性化を推進するため、周知方法を含めて振興公社や商工会等の関係団体と連携を図りながらより多くの町民のかたに利用していただくための体制の整備を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

なお、おただしのゴールデンウィークの町外業者の出店につきましては、よりっせの設置目的と違った利用でありましたことから、振興公社に対しまして厳重に注意したところでございます。

次に、「よりっせ」での野菜類の農産物販売はミネラル栽培に限るのかとおただしにお答えいたします。12 番、伊藤勝議員にもお答えしましたが、町ではミネラル栽培を農業振興政策の中心に据え、農業の再構築、さらには本町の経済振興の柱とすることを目的に取り組んできているところであります。また、現在消費者の「食」に対する関心が高まっており、安全・安心でしかも美味しく体に良い農産物が求められている中で、この消費者ニーズに合致するのがミネラル栽培による野菜や米であります。これらのことから「よりっせ」で扱う農産物については、高付加価値をつけた町の特産品とするため、今後ともミネラル栽培農産物を基本としてまいりますのでご理解願います。

○副議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 不況対策で子供たちへの影響を減らそうとするその努力、取り組み、これは大いに評価したいと思います。なお、教育委員会にはこういう要保護、準要保護があっても、それを利用しないのかどうなのか、公会計になっていないから給食費のどれだけの滞納があるかなんてことは後でしかわかりませんが、この給食費、あるいは修学旅行に行きたくてもいけないというような子供たちが、肩身の狭い思いをするようなことのないように、こういう支援策、国の支援策を大いに使うように、さらなる努力を要望しておきたいと思います。これは要望ですから、答弁はいいです。

次、限界集落のことなんですが、今まちづくり政策室長がお答えになりましたが、限界集落の対応する窓口としては、今度からまちづくり政策室が担当するというふうに理解してよろしいのでしょうか。私はもっとこうプロジェクトチームなどつくって、本当に今 23 集落にもなったということでございますので、この集落の維持できるかどうかというのは、まちづくりにとってまったく重要なことで、その役割、集落の果たすべき役割というのも大変大きなものがある。今まで春の雪解けを待っての農作業、水路の補修、そういうことがあったからたいした災害も、ある程度は未然に防げていたという役割なんかも重視すると、今、いわゆる人足に出てくれといっても出られる状態ではないという集落というのもかなりあるんですよ。前の地域振興課長の答弁だと、とにかくそういう集落に入って、中山間地域の直接払いをどう活用していけるか、要望も聞くと、その上で対処するんだというようなことをおっしゃっておられましたけれども、本当にそういうきめの細かい対応というのが必要になってきていると思うんです。

それと、全国のあれでもわかるように、水源の里というくらいだから山奥なんだよね。中央まで、例えば医者ひとつとっても、医者にかかるまで自分では運転できないわ、村に頼る人もいないわということになれば、足の確保から大変な思いで生活されていると思うんですが、そういうことをやっぱりきちっと把握して、どう対策立てていくのかということとが今非常に重要だと思うんです。そういう点では、いいときに町長選挙があったなど、こう思うんですよ。そういうことで、どう取り組んできたかということと、今後どうしていくんだという方針があれば明らかにしてください。

○副議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 お答えいたします。

限界集落に限らず集落関係のご質問ということで、これにつきましては、農業分野、また集落機能維持、さまざまな分野がございまして、おのおの質問に応じまして答えておったわけですが、基本的にその総合的なものについては、まちづくりに関係するということで、私のほうでお答えをしてきました。

まず、集落の役割ということで、集落につきましては、当然、農地、また森林、それらの大きな資源がございまして、それらをやはり集落の中で維持管理、肥培管理をしていただく中で、今までやってきたというものがございまして、大きく集落機能ということで、学術文書ですと、資源の管理機能、まず生産補完の機能、生活の扶助機能という大きく三つほどの機能があるというふうにいわれておりました、これらについて機能が低下をしないようにやっていくというのが大変大切であるというふうにいわれております。

その集落の関係でございまして、先ほども答弁の中で申し上げましたように、これにつ

きましては、やはり生活環境の整備、又は雇用の関係、さまざまなものがお互いに補完しあいながら、また連携しながら進んでいくものであるというふうに思っています。

この集落対策、これまではどちらかといいますと中山間地の直接支払いなり、また農地水環境保全なり、農業的な面、あとは林業の面ですね、そちらの面から中心に対策を講じてきました。ただ、それ以外にも各分野ごとにおのおの連携をしあいながら対策を講じてきたわけですが、うちとしましては、やはりまちづくりに大きく関わるということで、現在、役場の庁舎内でも、これについては検討しているところでございまして、特にうちのほうで現在中心となりまして、ある程度総合的にこれについては取り組んでいくべきであるということと、今、総合計画ということで、計画の策定をしている時期でございまして、それと合わせながら、これについてもいろいろ情報を把握をしながら、総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 限界集落の予防策として、いかにそこに住んでおられるかたが既存の、ある材料を使いながら、例えば木材とか、そういうものを使ってどうこの地域を活性化していくんだというような取り組みに対して、何らかの補助金制度なんかを設ける考えはないですか。県からでも、このままではいけないということで、立ち上がる集落には補助制度なんかを活用して、立派に集落がよみがえってきているような事例もあるようであります。そういう点ではどうでしょうか。

○副議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 予防策ということでご質問にお答えをしたいと思います。

集落に地域の資源ということで、さまざまな資源を持っていることと思います。特にやはり森林の資源、これにつきましては、本町の85%以上が森林であるということから、やはりこれを有効に活用していくということが、かなり大きな、重要なことであるというふうに考えております。現在その地域資源の活用ということで、その木材関係、現在は生産機能としての木材、または特用林産物としてのキノコ類、これらを中心に現在活用されておるわけですが、本年度、これらの木をエネルギーの面なり、また資源として別に活用できないかということで検討しております。そういった中で、総合的に考えながら、その資源の活用というふうにやっていきたいと思っております。

なお、補助金関係につきましては、国、県おのおのいろいろな補助金がございまして、これまで、先ほど申し上げましたように中山間地の直接支払いなりなんなりを使いながら、頑張るという集落については積極的にこちらからもお話をしながら、また、そういう形で支援をしてまいりました。今後もまたそういう形で、現在、全国水源の里連絡協議会、ここあたりでも、やはり大変水源の里というのは大事な場所であるって、これがなくては、日本の国は守れないということから、いろいろな要望を出しておりますので、それらの情報をキャッチをしながら、そういうすばらしい支援策、また補助金等があれば積極的に活用するように、また、頑張る集落には特にそういう情報があればお伝えしながらやっていきたいというふうに考えております。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは確認ですけれども、例えば限界集落といわれるようなところに限らず、

町民の足の確保、移動手段として、町民バスの運行なんかもう少し検討するというようなことはできないものかどうか、そういうのも検討材料に入れてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問にお答えいたします。

集落という面を考えた場合、やはり機能の維持ももちろん大切ではございますが、やはりそこに生活していらっしゃる住民のかた、このかたにとっては、やはり生活物資、日常に使う生活物資の関係、あとはまた医療に行く足の関係、この二つはかなり重要なものであるというふうに認識をしております。

先ほど町民バスということでお話をいただいたわけではございますが、町民バス、うちの場合、混乗方式ということで町内の各地を網のように張り巡らせてやっているわけではございますが、これについては、検討会議の中で毎年検討しております。中には、確かに行っている集落、行っていない集落、いろいろあるとは思いますが。その検討会議の中で現在検討しているところでありまして、また、その集落の実態をよく調査をいたしまして、はたしてその町民バスの中に組み込むのがいいのか、また違った方法がいいのか、それらはやはり、そこの集落のかたとお話し合いをしながら、また実態をよくみながら進めていきたいというふうに考えております。

○副議長　14番、清野興一君。

○清野興一　最後に経済振興課長にお尋ねしますが、その嚴重に注意したと、よりっせのテントの利用方法について。そこでは振興公社の側もきちっと理解して、気持ちよく理解できたのか、それとも、何やかましいこと言ってんだというような態度だったのか。それによって理解度が違うんだから。その点、どうですか。

○副議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　14番、清野議員のご質問にお答えいたします。

ゴールデンウィーク前に町として事実を把握しまして、現場をみまして、早急に副町長、あと私がよりっせに行きまして、公社の専務、あと店長とお話をしました。町としましては、「よりっせ」の設置目的、これは地域経済活性化のための施設であり、町民福祉増進のための施設ですと。まったくもって目的外使用ですというお話をしまして、先ほど申し上げましたとおり嚴重に注意をしまして、二度とこのようなことはないようにということで副町長のほうから嚴重に注意をしました。公社のほうとしましては、設置目的を逸脱してしまって大変申し訳なかったと、そういったお話でした。

○副議長　14番、清野興一君。

○清野興一　あそこの利用は町民であることが前提というようなことはあるんですか、基準の中に。

○副議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　町民に限定した利用なのかというお話でありますけれども、設置目的であります地域経済の活性化、住民福祉の推進という目的であれば、住民以外のかたでも目的に合致した利用であれば使用は可能であります。

○副議長　14番、清野興一君。

○清野興一　　そういうこの使用目的があるのであれば、なおのことミネラル栽培に限った利用のさせ方なんていうのは、再検討を求めて一般質問を終わります。以上です。

○副議長　　以上をもって、一般質問を終結いたします。

　　以上で本日の日程は全部終了しました。

　　本日はこれで散会いたします。(15時52分)

平成21年第5回西会津町議会定例会会議録

平成21年6月16日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	地域整備課長	杉原 徳夫
副 町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
総務税政課長	伊藤 要一郎	教育委員長	佐藤 晃
まちづくり政策室長	成田 信幸	教 育 長	長谷川 隆夫
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成21年6月16日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第2次） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 財産の取得について（小型マイクロバス） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 財産の取得について（機能訓練送迎用リフト付小型バス） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 財産の取得について（放送スタジオシステム設備等機器一式） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第10号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 請願第3号 | 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願 |
| 日程第12 | 請願第4号 | 農地法の「改正」に反対する請願 |
| 日程第13 | 請願第5号 | 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願 |
| 日程第14 | 意見書案第1号 | 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書 |

日程第15 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について

日程第16 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議員互助会総会）

（議会広報特別委員会）

○議長 平成 21 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 議案第 1 号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についてを、ご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、小学校の教育環境の整備及び教育水準の向上を図るため、本町に五つあります小学校の適正配置につきまして、調査審議をいただく「西会津町小学校適正配置審議会」を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の説明に先立ちまして、まず、条例改正の提案をすることとなりました背景や、これまでの経過につきまして、若干ご説明を申し上げます。

本町の小学校児童につきましては、少子化などの影響によりまして人数が減少を続けております。町内にある五つの小学校のうち、既に 3 校につきましては、複式学級による学校運営を余儀なくされております。この現状を受けまして、町教育委員会では、昨年 12 月議会におきまして、「小学校の適正配置を進める」旨の方針を表明したところであり、町といたしましても、教育委員会の方針を受け、検討を進めてきたところであります。

小学校の適正配置を検討するにあたりましては、児童の教育効果を高める観点とさらに学校運営の面から、「理想的な教育環境はどうあるべきか」「これからの学校はどうあるべきか」を、学校関係者をはじめとした、できるだけ多くのみなさんで討議いただくことが必要と考えております。また、調査審議をいただく内容の重要性から、条例に基づいた附属機関であります「審議会」として設置をし、委員のみなさんで適正配置についてを検討の上、その結果を答申としていただくことにいたしました。

審議会の構成等につきましては、条例をご議決いただきましてから、規則により定めていきたいと考えておりますが、その委員の区分につきましては、まちづくり基本条例の趣旨に基づきまして、町民・議会・行政の三者による「協働のまちづくり」の考え方を十分に考慮いたしました構成にしていくとともに、同じく条例の趣旨に基づきまして、委員の一部は公募をしていきたいと考えております。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。議案書とともに、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

議案第 1 号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回、改正をするのは、条例の別表についてであります。別表のうち、「附属機関の属する執行機関」町長の部の最後にある「西会津町ケーブルテレビ放送番組審議会」の項の次に、小学校の適正配置に関する重要な事項について、調査ご審議をいただく審議会を設置するため「西会津町小学校適正配置審議会」を加えるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により

まして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　この議案の中身については、これは理解はするわけですが、問題はこの捉え方と今後の進め方について聞いてみたいと思います。

まず、5校のうち3校が複式学級ということでもありますから、特に奥川小学校においては、今年は入学生がいないという現状であったわけですね。ですから、非常に小学校に対する問題というのは、地域においても深刻さを増しているという現状であろうと思います。

そこで、昨日の一般質問にもありましたけれども、この審議会を具体的に進めていくにあたって、この基本的な考え方や方針というものは、町から示されて、それに基づいて審議をしていくのか、あるいはこの一部公募による、あるいはこれから委員が構成されるわけですが、その中で、白紙で今後小学校はどうあるべきかを、そこから審議をして、そして方針を立てていくのか、その点についてはどのように考えておりますか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問にお答えいたします。

この審議会の進め方ということでご質問をいただきました。この審議会の進め方でございますが、まずはじめに審議会を設置をいたしまして、その委員の皆さんに、まず共通の認識をしていただくということが大変重要かなというふうに考えております。

したがって、まずはじめに現在の小学校の現状、またそれに伴います課題、これらにつきましてご説明を申し上げ、委員の皆さんに、「あつ現在こういう状況なんだ」というものを認識いただいてから、いよいよご討議をいただくというふうに考えております。そのご討議の仕方でございますが、ある程度こちらのほう、教育委員会サイドのほうから理想的な小学校の姿といいますか、教育の理念といいますか、そういうものをある程度お示しを申し上げながら、その説明を委員のかたに聞いていただきまして、それに基づいて審議を進めていくというような形で考えております。

したがって、まずはじめに現状をご説明申し上げ、それから理想となる教育の理念、それらをご説明申し上げてご討議をいただくというような手順になります。

○議長　12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　そうすると、この審議会を所管をして進めていくのは、まちづくり政策室で行なっていくのか、教育委員会が主体性を持ってこれを、審議をしていくのか、方針を出していくのか、そのところについては町と教育委員会ではどのようになっていますか。この点が一つ。

1学年3学級という、この前の答弁もありましたけれども、そういうことを考えれば、まあはっきりいえば統合ということが出てくるわけですよ、結果的に。そうした場合に、その審議会が具体的に2年も3年もかかるのか、あるいは共通認識がたてば、スムーズにこの内容について、あるいは1年、長くとも2年以内で結論を出していこうとするのか、その点についてはどうですか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問にお答えしたいと思います。

審議会につきまして学校の建設等については町ということで、今回、町長という形で審議会については設置をいたします。ただその中でご討議いただく内容が小学校の適正配置という内容でございますので、当然教育委員会さんのほうから教育の理念なりなんなりを出していただいた上でご討議をいただくというふうになります。

したがって、町と教育委員会が緊密に連携をしながら、この審議会については進めていきたいというふうに考えております。

次に、その審議の期間の関係でございますが、これにつきましては、ご討議いただいでどの程度進むかというのは実際に進めていかないとわからないわけではございますが、まずはじめに申し上げましたように、まず委員の皆さんにその現状を認識していただいて、次に理想となる教育の理念、それを皆さんに聞いていただいた上でのご討議でございますので、それを聞いていただいて、やはり早くしなければいけないなということであれば早くやりますし、また、ある程度じっくりということであればじっくりとなりますが、基本的にはその審議会を立ち上げて、委員の皆さんの討議で進んでまいりますので、こちらといたしましては、いつまでというような形で現段階で申し上げるのは、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この小学校教育の環境整備だから、今そのなんだ、まちづくり政策室の担当じゃなくて、これは教育に関わる問題なんだから、これは教育委員あたりとの打ち合わせ、こういうことをするんだけどもと、そういったことをしてきたのかどうか。教育に関わることだから、まちづくり委員会じゃなくて、何でもかんでも出ればいいんじゃないんだよ。教育に関わるんだから、教育委員会と十分こういうことをしたらどうですかという申し合わせ、打ち合わせしてきたのか聞いているんです。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問にお答えいたします。

しっかりやっております。あと、うちまちづくり政策室でございまして、まちづくり委員会とはまったく別物でございますので、まずそれをご了承いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、この審議会については町長部局で設置をするということ、それで私がお説明申し上げておるわけでございます。以上です。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そうすると町長部局でやるということでしょう。だから、教育に関わることなんだから、何でもかんでも町長、何でもかんでも町長の顔色をみる、そういうこと自体がおかしいというんだよ。私のいっているのは、教育に関わることなんだから、学校の、いわゆる教育委員とか、そういうあれがあるんだから、なぜそういうことを主体としてやらないのか、何でも町長、何でも町長、だからこういう西会津はおかしくなってきたんだよ。各部門があるんだから、教育に関しては教育委員長、なぜ相談して立ち上げないのか。

それと、その統合に関しての、いわゆる予備みたいなことをあなたはいつたけれども、それを早く立ち上げるのか、どのくらい期間がかかるのか、そんなことをいっている場合

じゃないですよ。奥川小学校はすでに何回も話題になっているけれども、未だかつてないでしょう。入学生、小学校の1年生が一人もいなかった。そんな未だかつてないの、西会津はじまって、そういう現状の中で、そんなの切羽詰った問題なんだ、なにあってられないの。今このままでいくわけじゃないけれども、一人もいないということは6年経ったら小学校一人もいなくなるんだよ。そんな悠長なことってられる場合じゃないよ。ましてあなた、まちづくり委員長だなんていってふんぞり返ってあんなところにいったって、もうちょっと町民が理解するような施策をなさい。へらへらいったってその内容がもうでたらめだ。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 まず 11 番議員の認識をまず改めていただきたいのは、いわゆる学校を建てるのは、これは町長なんです。町が建てるんです。その学校の教育内容は教育委員会がやるわけでありまして、学校の設置は町長です。まずそれは認識を改めていただきたい。

ですから、当然そのどういう学校を建てるか、どういう教育内容に沿った学校を建てるかというのは、これは教育委員会と町が、これは緊密な連携をとって、そしてどういう学校にするかというのを相談、連携するのは当り前の話でありまして、まず学校は町長、町が建てることですから、その認識を改めていただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、副町長が、学校を建てるのは町長が建てる、そんなのは当り前。がしかし、今合併して美里町といたっけ、高田、前でいえば、あそこの事務町政視察やったところが、教育委員会が学校に関しては主体だと。まずもって教育というのは子供のこと、それから学校のことなんだから、それで煮詰まったら町当局に話をもちかけて、それで立ち上がるのが美里町の趣旨なんだよ。さっきいったように、何でもかんでも町長、何でもかんでも町長、そんな言葉でお世辞こいて、副町長になりたいのかあんな。何いってんの。

(「議事進行」の声あり)

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 ちょっと休議をお願いしたいんですけれども。

○議長 暫時休議します。(10時17分)

○議長 再開します。(10時21分)

10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ようやく小学校の適正配置が具体的に動き出した。歓迎をするわけでありますが、今 11 番もおっしゃっていました。それから昨日も一般質問が出ました。やはりこの統合には教育委員会が小学校のあるべき姿、理念、そういうものをしっかり持って進めていくということが肝心なんです。学校を設置するのは町なんですから、これもまた理解しなければなりません、教育そのものは教育委員会だということをみっちり踏まえてやっていただきたいということをまず申し上げておきます。

それで、具体的には規則で定めるところおっしゃいました。おおよその委員の人数はどのくらいかということが説明ありませんでした。これはどのくらいか。それから今、基本条例を引用なされまして、住民、行政、議会ですか、で、やはり小学校のこととなるならば、これから小学校に入学する親御さん、ですから今保育所に通っている、そういう人も

やはりその3者以外にも、具体的に説明して、こういう人の意見も聞きながらやっていくというのが、いわゆるまちづくり基本条例の狙いではないですか。町民の中に、そういうこれから入学する人も考慮していると思いますが、それはいかがですか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

この審議会の人数の関係でございますが、基本的には中学校のときに、やはり適正配置ということで審議会を設置をしていただきました。そのときにやりました人数、ほぼ40人程度でございますが、そのような人数を今のところ想定をしております。

あともう一つ、ご質問いただきました、これから小学校に入る保護者の意見、そういうものも重要であろうということでございまして、その委員のメンバーと申しますか、構成の中にその保育所関係のかた、父兄のかたと申しますか、そういうかたも含めたような形で、この審議会の委員のメンバーは構成をしていきたいというふうに考えております。

○議長　10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一つお尋ねするのを忘れたから、お尋ねいたしますが、どの程度の時間をかけてということの12番ですか、お尋ねに、はっきりといえないということですが、しかし、この前の中学校の適正配置等のような時間をかけていたんでは、今の時代に合わないだろうと、やはり基本的にはそう時間をかけないで結論を出す。そういうふうにして町がリードしていくと、そういう基本線を持って臨まなければ、皆さんの意見次第ですと、これも大事ですが、設置者の責任として1年なら1年を目途にしていくと、そういう明確な町としての姿勢を出さなければならないと思いますよ、いかがですか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ご質問にお答えをいたします。

現在の小学校の現状、これを鑑みましてところ、議員もご存知のように、複式学級がかなりあり、また人数も少ないということから、今回、審議会を設置をするということでございます。

したがって、審議会の設置を急ぐことはもちろんのこと、その審議会での討議、これについてはこの小学校の現状を考えていただきますと、やはり、できるだけ早く答申をいただくというようなことで進めて行きたいなというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第2号「西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今次の改正につきましては、平成21年度の国民健康保険税の税率改正であります。議案の説明に先立ち、まずはじめに税率改正の基礎となります平成20年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと医療費の動向についてご説明を申し上げ、そののちに平成21年度税率改正案の概要について、ご説明を申し上げます。

それでは、本日参考資料として配付をしております、「平成21年度西会津町国民健康保険税条例の税率改正（案）資料」の1ページをご覧くださいと思います。この大きな資料でございますが、この1ページをご覧くださいと思います。

1ページは、「平成20年度国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込み」であります。前年度と比較いたしまして項目ごとに大きく増減をしております。これは、平成20年度に後期高齢者医療制度の創設等に伴う大規模な医療制度改革があったためであります。

決算見込みの合計であります。歳入合計では11億498万4,234円、歳出合計では10億4,646万5,549円となり、歳入歳出差引額は5,851万8,685円となる見込みであります。

このうち、医療分につきましては、5,840万6,109円となりますが、この中には、平成20年度に国庫支出金と社会保険診療報酬支払基金からの交付金において、保険給付費が見込みより減額となったことにより、過大交付となりましたので、過大分の精算返還金として、3,688万4千円が含まれることから、この精算返還金を除いた額、一番下の下線を引いた金額であります。2,152万2,109円が翌年度への純粋な繰越金となる見込みであります。

次に、右側につきましては、介護納付金分の決算見込みであります。歳入合計5,131万4,566円に対し、歳出合計5,120万1,990円となり、歳入歳出差引は11万2,576円となる見込みであります。

次に2ページをご覧くださいと思います。

2ページは、本年度の国保税率を算定するにあたり、最も基本となる療養給付費、いわゆる医療費の見込みであります。国民健康保険事業の支出の大半を占める医療費につきましては、不確定要素が大きく、的確な把握が困難なことから、例年、前年の4月から翌年3月の診療分までの給付実績を参考に必要額の把握を行なってまいりましたが、本年度の算定にあたりまして、昨年4月から本年3月診療分までの給付実績を基に算出いたしますと、昨年度の月平均は4,662万3,126円となることから、この端数を切り上げた月額4,700万円、年額で5億6,400万円として医療費を見込むこととしたところであります。

なお、昨年度は月額4,945万円と算定いたしましたので、昨年度と比較いたしますと、月額で245万円、年間で2,940万円の減額となったところであります。

次に右側の基金最低保有額をご覧くださいと思います。

基金の最低保有額の積算につきましては、西会津町国民健康保険条例第13条に規定されておまして、「保険給付に要した費用の前3ヶ年の平均年額の4分の1相当額以上に達

するまで」とされているところであります。

本町における基金最低保有額を算定いたしますと、1億6,393万4,623円となります。平成20年度末基金残高が2億1,252万6,205円であり、本年度第3期国保財政5ヶ年計画に基づく基金繰入金2,000万円を取り崩しいたしますと、平成21年度末の基金残高は1億9,252万6,205円となる見込みであり、基金の最低保有額と比較いたしますと、基金残高は2,859万1,582円、上回る見込みであります。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

3ページは、一般医療分にかかる必要額を算出したものでありまして、これまで説明いたしました決算の見込み、医療費の見込み、基金残高等によりまして本年度の必要額を算出した資料であります。

まず歳出、下の表でございますけれども、保険給付費の療養給付費につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、月額4,700万円、年額を5億6,400万円として見込んだところでありまして、昨年度と比較いたしますと2,940万円の減額となったところであります。

歳出の一番下の欄、国県等支出金（過年度分）につきましては、これも決算見込みで説明いたしましたが、平成20年度に交付されました国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金のうち、過大に交付されました3,688万4,000円について返還するため計上したものであります。

次に歳入、上の表でございますけれども、国県支出金等はルールや実績等に基づき算定したものでありまして、歳出の年間必要見込額から、これらの額を差引いて不足する額が、国民健康保険税として必要な額となるものであります。

町では、この国民健康保険税について、国保加入者の負担をできるだけ少なくするために、町独自の政策といたしまして第3期国保財政5ヶ年計画を策定し、これに基づき支払準備基金から2,000万円、前年度繰越金から2,000万円、さらに国保加入者の特定健康診査受診者の個人負担分を無料化とするため、一般会計からの繰入金として733万円、合計4,733万円を減税財源として計上いたしまして、国保加入者の負担軽減を図ることとしたところであります。

この減税財源4,733万円を計上することによりまして、平成21年度の国保税の減税額は1人当たりで1万9,195円、1世帯当たりで3万5,358円の軽減がされることとなります。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4ページは、後期高齢者支援分の国保税必要額の算出資料であります。平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、新たに課税区分となったものであります。後期高齢者医療制度への財政支援として負担するものでありまして、その額は社会保険診療報酬支払基金から示されることとなっており、本年度の必要額といたしまして、1億2,660万6千円が示されたところであります。この額から国県支出金等を差し引いた不足額を国民健康保険税として納めていただくものであります。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

5ページは、介護分の国保税必要額の算出資料であります。

介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者、いわゆる2号被保険者の負担分を国保税として納めていただくものでありまして、その額も社会保険診療報酬支払基金から示されまして、国県支出金等を差し引いた不足額を国民健康保険税として納付していただくものであります。本年度の必要額は、4,817万3,412円で示されたところであります。

次に、6ページから12ページまでは、平成21年度の税率改正案の概要であります。

まず、6ページでございますが、6ページは医療分にかかる基本方針であります。①の国民健康保険税として必要な税額は、一般医療分で1億2,612万1千円、収納率は94%で見込んだところであります。

②の国保税の算定の基礎数値であります。①で申し上げました必要な税額を基に、本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するため、基数調査日を本年5月31日に設定したところであります。

③の応能原則、応益原則に基づく賦課割合であります。この割合は50:50とするのが望ましいといわれております。今次の改正にあたりましては、世界的な景気の悪化に伴う所得の落ち込み、また製造業を中心とした大規模なリストラなどによりまして、貯蓄の少ない若年層の国保世帯が急増していることを考慮いたしまして、調整した結果、「応能割」では「所得割40%」「資産割10%」の合計50%、「応益割」では「均等割35%」「平等割15%」の計50%としたところであります。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することといたしました。また、後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置による軽減措置につきましても併せて行なうことにしたところでございます。

この結果、「一般医療分」に係る按分率、賦課割合、軽減額の改正案であります。按分率につきましては、まず「応能割」となります「所得割を5.44%」「資産割を27.98%」、一方「応益割」となります「均等割を2万1,200円」「平等割を1万8,400円」に、それぞれ改正するものであります。

この按分率に基づき賦課割合を整理いたしますと、「応能割」と「応益割」の比率は50.07:49.93となったところであります。

次に、低所得者層への軽減であります。改正案の額は先程按分率でご説明申し上げました「均等割額2万1,200円・平等割額1万8,400円」に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減対象者数でございますが、平成21年度の該当人数の合計は1,318人で、被保険者全体の50.25%、ほぼ半数の保険者が該当することになります。また、該当世帯数は763世帯で、世帯全体の53.58%の世帯がいずれかの軽減を受けることとなります。なお、この軽減される額の2分の1は国が、4分の1を県が、残りの4分の1を市町村が負担することとなっております。

次に7ページをご覧くださいと思います。

7ページは、「一般医療分」に係ります算定基礎表であります。その右上をご覧くださいと思います。

「一般医療分」の1人当たりの税額は5万1,163円で平成20年度よりも4,560円の減額、また1世帯当たりの税額も9万4,243円となりまして、9,493円の減額となりまして、国保加入者の負担を軽減するものでございます。

次に 8 ページをご覧くださいと思います。

8 ページは、後期高齢者医療制度への「支援分」でありまして、この制度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、昨年度から新たに算定区分として設けられたものでありまして、現役世代、いわゆる 0～74 歳が後期高齢者医療制度を支援する制度として、平成 21 年度は被保険者 1 人につき 4 万 3,323 円の支援金を負担することが必要となりました。このうち国・県支出金等を除いた約 45%に当たる 5,685 万 8 千円が税として必要な額となります。なお、従来の制度の中では、これまで老人保健拠出金として支出されていた部分が「後期高齢者支援分」の一部として移行されるものであります。

積算内容でございますが、①の税として必要な額は 5,685 万 8 千円で、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同じであります。

この結果、後期高齢者医療制度への「支援分」に係る按分率、賦課割合、軽減額の改正であります。按分率につきましては、「所得割を 2.42%」、「資産割を 12.55%」、「均等割を 9,400 円」、「平等割を 8,200 円」とするものであります。

次に、賦課割合であります。 「応能割」と「応益割」の比率は、50.62 : 49.38 となったところであります。

次に、軽減額であります。 「均等割額 9,400 円・平等割額 8,200 円」に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字でございます。軽減対象者数であります。該当人数の合計は 1,359 人で、被保険者全体の 49.40%、また該当世帯数につきましては 782 世帯でありまして、全体の 53.13%の世帯がいずれかの軽減を受けることとなります。

次に 9 ページをご覧くださいと思います。

9 ページは、「支援分」に係る算定基礎表であります。その右上をご覧くださいと思います。

「支援分」の 1 人当たりの税額は 2 万 1,989 円で平成 20 年度よりも 3,297 円の増額、また 1 世帯当たりの税額も 4 万 1,095 円でありまして、5,954 円の増額となります。これらの増額の主な要因であります。後期高齢者医療制度における国全体の医療費の増嵩によるものでございます。

次に 10 ページをご覧くださいと思います。

10 ページは、「介護分の税率改正（案）について」であります。①の税として必要な額は 2,145 万 8,412 円で、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同じであります。

この結果、「介護分」に係る按分率、賦課割合、軽減額の改正案であります。按分率につきましては、「所得割を 1.48%」、「資産割を 10.78%」、「均等割を 8,600 円」、「平等割を 4,800 円」に、それぞれ改正するものであります。

改正後の賦課割合であります。 「応能割」と「応益割」の比率は、50.71 : 49.29 となったところであります。

次に、軽減額であります。 「均等割額 8,600 円・平等割額 4,800 円」に対しまして、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字でございます。軽減対象者数であります。該当人数は 487 人で、全体の 42.31%、また該当世帯数については 399 世帯で、全体の 45.70%の世帯がいずれかの軽減措置を受けることとなります。

次に 11 ページをご覧くださいと思います。

11 ページは、「介護分」に係る算定基礎表でありまして、その右上をご覧くださいと思います。

「介護分」の 1 人当たりの税額は 2 万 615 円で平成 20 年度よりも 3,992 円の増額、また 1 世帯当たりの税額も 2 万 7,181 円でありまして、4,681 円の増額となります。これらの増額の主な要因であります。介護保険事業における、こちらも国全体の医療費の増嵩が大きな要因でございます。

次に、12 ページをご覧くださいと思います。

12 ページ左下の表でございますが、平成 20 年度と平成 21 年度の税額の比較であります。医療分につきましてはトータルケアの各種事業の成果と減税財源の投入によりまして減額となりますが、後期高齢者医療制度への支援分と介護保険事業分につきましては、ともに国全体の医療費の増嵩に伴い増額となりまして、その結果、平成 21 年度の医療・支援・介護の単純合計額であります。1 人当たり 9 万 3,767 円で平成 20 年度に比較いたしますと、2,729 円の増、1 世帯あたりでは 16 万 2,518 円となりまして、こちらも 1,142 円の増となる見込みであります。

なお、実際の税額につきましては、各世帯の人員構成や年齢構成、所得の状況などによりまして、大きく変わりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上が、平成 21 年度の国民健康保険税算定にかかる内容でございます。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますので、議案書をご覧くださいと思ひます。また、併せまして条例改正案新旧対照表の 2 ページをご覧くださいと思ひます。

「議案第 2 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する」

まず、第 3 条から第 5 条の 2 までは、一般医療分にかかる按分率の改正であります。第 3 条第 1 項は所得割の率を「100 分の 6.24」から「100 分の 5.44」に改正するものであります。

第 4 条は資産割の率を「100 分の 23.68」から「100 分の 27.98」に改めるものであります。

第 5 条は均等割の額を「2 万 2,500 円」から「2 万 1,200 円」に改めるものであります。

第 5 条の 2 は世帯別の平等割額を定めるものであります。後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、新たに 1 人だけの国保世帯が生じた場合、これを「特定世帯」と規定いたしまして、特定世帯以外の平等割額を「1 万 9,200 円」から「1 万 8,400 円」に、特定世帯の平等割額については 5 年間に限り 2 分の 1 とする激変緩和措置を講じるものであります。また、「9,600 円」を「9,200 円」に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは後期高齢者医療制度への支援分にかかる按分率の改正であります。第 6 条は所得割の率を「100 分の 2.14」から「100 分の 2.42」に改めるものであります。

第 7 条は資産割の率を「100 分の 8.00」を「100 分の 12.55」に改めるものであります。

第 7 条の 2 は均等割の額を「7,700 円」から「9,400 円」に改めるものであります。

第 7 条の 3 は平等割の額でありまして、特定世帯以外の額を「6,400 円」から「8,200

円」に、特定世帯の額を「3,200円」から「4,100円」に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分にかかる按分率の改正であります。第8条は所得割の率を「100分の1.18」から「100分の1.48」に改めるものであります。

第9条は資産割の率を「100分の6.54」から「100分の10.78」に改めるものであります。

第9条の2は均等割の額を「6,800円」から「8,600円」に改めるものであります。

第9条の3であります。平等割の額を「3,800円」から「4,800円」に改めるものであります。

次に第23条は、国民健康保険税の減額を定めるものでありまして、低所得者に対する7割、5割、2割軽減の額を定めた条文内容であります。第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の均等割額及び平等割額について、それぞれ記載の金額に改正するものであります。

なお、特定世帯につきましては軽減額についても5年間、2分の1とするものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。本条例の一部改正案につきましては、去る6月8日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいたところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　当然これ税負担が伴ってくるわけでありますので、基本的なことについて2、3お尋ねをしてみたいと思います。今日、この資料が配付されましたので、この資料の12ページの中で、若干お尋ねをしてみたいと思うんです。この被保険者の、国民健康保険の被保険者の動向をみると、20年度と比べて108人減少しているわけですね。世帯数では43世帯減少しているんですが、これは後期高齢者医療制度に117人が移行したためとこうなっておりますが、これからの被保険者の動向の中で、いわゆるいろんな退職をされて、新たに保険に加入するかたもおられるでしょうし、また、後期高齢者医療制度の中に移行されるかたもおられると思うんですが、その際に加入者と移行の割合については、この人数はどのように把握されておりますか。課税客体になるわけですから、この動向については、今後、被保険者はどういう状況を示しておりますか聞いておきたいと思います。

国保税の算定も、相当複雑化してきたわけでありまして、なかなか医療分だけで税率を算定するというわけにはいかない。つまり、この医療分と後期高齢者の支援分とか、あるいは介護分とか、これが総合的になって税率が改正されるということでありまして、ここでみると特に医療分については、1人当たり4,560円安くなっているわけですね。この理由については、いろいろトータルケアのまちづくりで努力したせいだとかうっておりますが、しかし、内容は後期高齢者に移行したのも相当影響がここに出ているんじゃないかと思うんですけれども、この具体的な理由については、どのようにみたほうがいいのか、ただ医療費の動向においては、実際医療費は高くなっているわけですね。こういうとこ

ろから考えれば、この 4,560 円、これが 1 人当り医療分について安くなっている理由を示していただきたいと思います。

支援分とか介護分というのは、国から示される額の中で、この負担分を計上しているということでありまして、なんら町の操作にはよらない。そのままストレートにこの計上していると思いますが、今後この負担額というのが、この内容をみると年々々々増額の傾向にあるわけですよ。そうすると、医療分で安くしても、この支援分と介護分が年々高まってくれば、おのずと 1 人当りの税額というものは高まっていってしまうと、こういう結果になりはしないか。この対策について町としては、具体的に財政面ではどのような対策を取っていくのか、あるいはこれだけを具体的に対処する方法はないのかどうか、お示ししていただきたいと思うんですが。

これまで町は財政 5 カ年計画で、毎年基金から 2,000 万円を取り崩している、繰り越しからも 2,000 万円を充てたと。そして特定検診分これは 733 万でしたか、これを一般会計から繰り入れたということで、減税財源としてこれだけ多く今回は投入した結果、相当額税率の中で緩和されているとこういうと思うんですが、特に今後の基金の財源については、先ほども資料にありましたが、今回、2,000 万円を取り崩した後の 1 億 9,200 万ですね。まだこれだけ基金にあるわけですが、今後積み立てをしていく場合の財源の裏付けというのは、どこからどういうふうに、この基金に積み立てていくのか、この点についても伺っておきたいと思います。

今回、たまたま繰越金が 2,100 万円でしたか、国の返還金を含めた実質 2,152 万 2 千円ですね。これが繰越金ということで、繰越金がここから出たから繰り越しになるわけですが、この繰越金がなければ、やっぱりこれ当然どこからか財源を持ってこなくちゃならないか、あるいはこの繰越金がなければ、相当今回の財源対策の中でももう少し税率が高まっていたのではないかとこう思われるわけです。ですから、今回はたまたま 2,000 万を超える繰越金が出たわけでありまして、今回のこの措置になったわけですが、この点については今後この繰越金の中身というのは、毎年この程度は出てくるんだろうとこう予測をされておりますか、聞いておきたいと思います。

それから、税の軽減対象者、これは 7 割、5 割、2 割の軽減がおりますね。ほとんど 50% 以上のかたがたが何らかの形でこの軽減の措置を受けるということですが、今年は昨年度と比べると、いわゆる人数、世帯ともこの軽減者が減少しているんですね。これはどういう理由でしょうか。聞いておきたいと思います。

また、最後にこの税収の関係であります、計算上は税収納率 94% でみているんですけども、これ実際は 85% もいけばいいほうなんですね、実際のところは。滞納とかなんとか。これは決算の段階でいけばいいんですが、これはあくまでも予算でありますからそれはそれとして、これ実際にみた場合との比較の中では大きな狂いはないのかどうなのか聞いてみたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 私のほうから、いろいろご質問ありましたがお答えをいたします。

まず国民健康保険の被保険者数の今後の推移でありますけれども、要素はだいたい 3 点あると思います。一つは議員がお話ありましたように、後期高齢者制度ができて、国

民健康保険の世代から高齢者の医療制度へいくということが一つはマイナスの要因です。それから、社会保険のほうから国民健康保険のほうに入ってくるというケースもございまして、今回、1月からこの3月まで、社会保険から国民健康保険に入った被保険者数は十数人多くなりましたけれども、この行ったり来たりの数によって変わってくるというのも一つございます。それからもう一つ大きいのは、我が町の人口減による自然減というものがありますので、今後も国民健康保険の被保険者数は少しずつ減ってくるだろうという予測をしております。

次に、国民健康保険税の基本となる医療費についてであります。先ほど総務税政課長のほうから説明申し上げましたが、この2ページをみていただくとおわかりになると思います。昨年はいろいろ国保の大きな制度改正がございまして、1月平均4,945万円という医療費の推計を立てていたわけですが、今年は昨年の4月診療分から本年の3月診療分まで、この平均が4,662万3千円ということでございまして、これから今年度は1月4,700万円をみました。前年比較月250万円の減であります。この医療費が減になることから保険税が大きく減になる要因であります。なお、最近の医療費きました。4,650万円でした。ですから、我々が予測した医療費とほぼ同じだということになります。

なお、いろいろ医療費にはありますけれども、昨年度1カ月、100万円を超えたと、支払いが100万円を超えたという件数が57件ございました。一番大きいのは1,000万円を超えるのもありました。800万。一番大きいのは心臓関係なんですね、心臓の手術が一番やっぱり費用がかかる。最近大きくなってきたものは、100万円を超えたもので、人工関節を入れるというものが最近は多くなってきたように見受けられます。しかし、医療費は去年よりは減っているというふうに感じております。

それから、介護保険分のいわゆる1号被保険者にかかる保険料、それから後期高齢者支援分にかかる保険料、これが増えたということでございますけれども、どうしても、これは全国を対象にした算定でございまして、社会保険支払報酬基金から示されてくるものですね。これを我が町の被保険者数で割ると、単純に割って出すということでございますので、町としては、これについてはそのとおり単純に割るしかないわけでございますけれども、なお、国保の関係市町村、年に課長会議が何回かございますけれども、常にこの国保の現状については県にもいいますし、県から国のほうにも国保の厳しさをわかってくれということで、申し込んでいるという状況にございます。

それから、基金の積み立てでございまして。本年の取り崩し2,000万円を取り崩しますと、残額が1億9,200万円ということでございまして、最低保有の額、1億6,300万円まであと2,800万円ということでございます。これにつきましては、いろんな繰越金があるわけですが、繰越金を基金に積んでいるわけですが、これにつきましては、医療費を推計して町民の皆さんの医療費が推計より少なかったというときには、当然、繰越金も出ます。さらに国のほうの財政支援があるときがございまして。そういう場合も我々が予測しない財政支援があった場合は全部繰越金として基金のほうに積むこととなります。

保有額から2,800万円程度でございまして、来年どのくらいの繰越金が出るかにもよりますけれども、それによって来年度の繰越金、あるいは基金等からの減税財源の充当を考えていきたいというふうに思っております。なお、今年減税財源として基金から2,000

万円、それから繰越金から 2,000 万円、それから特定検診の被保険者の軽減として 733 万円、合わせて 4,733 万円を繰り入れいたしました。1,000 万円繰り入れしますと、だいたい 1 人 4 千円の減税財源となります。ですから今年は、おおむね 2 万円弱が減税財源として繰り入れということになりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず軽減者の関係でございますけれども、これにつきましては、確かに人数減ってはおりますけれども、全体に占める割合は去年より逆に若干増えているというような状況がございます。

それから、収納率につきまして、先ほどご説明申し上げましたように、一般医療分については収納率 94%でみてございます。それで、先ほど議員 85%程度ということでおただしあったわけでございますが、この 85%の収納率については滞納分も含んだ収納率ということでございます。今回算定にあたりましては、いわゆる現年分の収納率ということで、19 年度の実績でございますけれども 96.42%、20 年度の収納率の、まだ最終的な率はいま調整中でございますけれども、この世界的な景気の大減速によりまして、非常に所得が皆さん落ちてきているというようなこともございまして、設定した 94%を若干下回るかなというような状況でございますが、収納率の確保につきましては、今後も職員一丸となって頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 1 点だけ聞いておきたいと思うんですが、今回、結果的に合計でみると 1 人当り税負担は 2,729 円の増、9 万 3,767 円、一世帯当り 1,142 円、16 万 2,518 円というふうになるわけですが、これはまだ県下と比べるとどういう状況かはわからないのかどうかわかりませんが、現在の町の保険税が県下、あるいは隣接町村から比べるとどのような位置になりますか。これについてはどのように把握されているかお示ししていただきたいと思います。なお、これらの表が整っているならば、配付をしていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 このご質問につきましては、先の臨時議会、議会臨時会におきまして 5 番、清野佐一議員から同じ質問をいただきました。大変失礼しました。国保運営協議会の場でございましたけれども、県下でこの税額のとりとまとめということは、県の中ではやっておりませんので、西会津町が県内の中でどのくらいにあるのかというのは資料としてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 それはおかしいでしょう。国保税なのは 20 年度分とか、そういうのは全市町村なみに新聞などにも出ますよ、それは。どの程度市町村の段階で国保税がどのくらいの位置にあるか、その資料がないなんてのは、そんなばかな話どこにある。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 私が申し上げましたのは、平成 21 年度の本算定の関係でございますが、正式に発表になっておりますのは 18、19 年度までということでございますので、そういうことで本町の今現在の、本年度の算定の状況については、どの辺にあるのかわからない

というのが現状でございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 それは参考までに、これまでの18、19ですか、その資料等々があれば参考資料として配っていただきたい。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今、手元にありますのは会津管内の町村でございますけれども、この資料でよければ、のちほどお渡ししたいというふうに思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 確認のためにお尋ねするんですが、国保税は一般医療分と、それから介護分と後期高齢者支援分と、この三つから成り立っているわけですが、これの被保険者は全部この三つ、国保の被保険者というのは、この三つ全部を負担というか、それぞれ負担するものなのか、あるいは年齢によっては、どこかの部分が課税から免除されるということがあるのか、それが第1点。

今度の21年度の税の算定にあたって、基金の取り崩しの2,000万円と、それから繰越分の見込み2,000万円、4,000万円は医療分の一般分に全部投入されているんですよ。だから1人当たりで4,560円、一世帯当たりで約9,500円、こういうふうな減額になるわけですが、これを支援分や介護分にもばらして入れたらどうなるのか。すべて一緒なら、私なら私が国保に加入していれば必ず支援分も介護分も課税されるんですよと、こういうことであればこの方式もいいでしょうけれども、この4,000万円を医療分にだけ投入して、町で操作できるものは安くなったというのはどうかなという感じするんですよ。

そして、私もこの国保運営協議会の委員に初めてなりましたが、審議会の中でわからなかったのを再度お聞きしますが、支援分の徴収率を一般で94%、退職で96%、介護分で一般で90%、退職で96%とこうみておられますが、私はこれは執行部そのものが、このくらいしか払えないだろうという推測の上に立って、つまりは担税能力を超えた課税ということをお認めているのではないかと。

なお不思議なのは、介護分にしろ支援分にしろ、この徴収率で1年間まかなっていきけるんだということが、普通だったら100%収納になって、はじめてまかなっていきけるということだと思んですが、支援分で94%でも、介護分で90%でも、支障なく1年間やっていますよということ自体がわからないんです。

そして、先ほど当町の国保税は県平均よりも低いんだと、それは国保運営協議会でもおっしゃっていますが、しかし、単純に税額だけで、1人頭の税額だけで比較してどんな意味があるんだろう。例えば年収500万円の人の最高税額、今63万円ですか、それと年収200万円以下の人の20万円、これだったら、本当に。じゃあこういう比較をするのであれば、被保険者の平均年収まで、あるいは年収の何%を国保税として負担しているのか、これも市町村別に比べなければ、本当に安いかどうか、担税力に見合った課税の仕方かどうかなんていうようなことは出てきません。いずれにしろ、被保険者からみれば、国保税は高く大変だと。だから国においても7割、5割、2割の軽減措置があるんでしょうが、それでも本当に大変だという、このことに応えるために、どのような抜本的な措置をお考えになっているか、それだけ聞かせていただきたいとします。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず被保険者でございますけれども、医療分の被保険者、そして後期高齢支援分の保険料を納付していただく保険者につきましては74歳までが被保険者となります。

それから介護分につきましては、介護の1号被保険者ということで40歳から64歳のかたが、この被保険者となります。なお65歳以上につきましては、介護保険の特別会計で、国保については2号でございました。失礼しました。

次に、基金の件でございますが、今回、2億1,000万円ございまして、そこから2,000万円を繰り出しするんですが、この基金につきましては、すべて町の医療分として繰越金を積んできたというのが基金の中身でございまして、介護分、あるいは支援分につきましては、診療報酬支払基金からその年度に納める額が示されます。それを前年度、前々年度の清算があって、若干狂うときもございまして、だいたいはその額によって単純に割りますので、ほとんど繰り越しというのはこれまでもありませんでしたし、あっても繰り越しを次の年度に入れます。去年の決算でも介護分についての繰り越しは11万2,000円とこの程度でございますので、これは今年の年度の繰越金に入れて精算するということでございます。ですから、本当にこの基金の積み立てするものにつきましては、町が独自に行なっております医療分についてだけを基金として積み立てるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 収納率の関係についてのご質問でございますけれども、議員おただしのおとり、本来であれば収納率は100%として設定するのが当然ということでございます。しかしながら、いろんなその家庭の状況によって税を納めることができないというようなかたも、その年度に発生することもございます。そういうことで、本来は100%で設定して、それを全額皆さんが納めていただければ、それに越したことはないわけでありましてけれども、残念ながらそのことが100%なかなか納めきれないということがございますので、やむを得ず収納率を、逆に少し下げて、そういう下げることによってその年度の医療費の支払いをまかなっていくということでございますので、その点はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

（「安い、高いという」の声あり）

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 答弁漏れがございまして、大変申し訳ございませんでした。1人当りの比較でございますが、これも単純に、先ほど申し上げました1人当り、あるいは1世帯当りの比較というのは、大きな視点でみればこのくらいの差があるというのは出てきますけれども、それはその世帯の構成、所得の状況、あるいは世帯の人数、そういった扶養の状況だとか、そういった状況をいろんな算定要素がございまして、そういうことで、その家庭によって一つ一つ変わってまいりますので、一概に先ほどいった1人当り、1世帯当りが当てはまるということではございませんので、その点はひとつご理解をいただきたいと思っております。なお、算定にあたりまして、その個々の状況に応じて算定というようなことでございますけれども、これは実際問題、総体の医療費を算出、必要医療費から税額を出して、

それから本算定をかけるということになりますので、金額を出す前段で一人一人の算定というのはちょっと難しい状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、平成21年度西会津町一般会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第3号「平成21年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の調製」について、ご説明を申し上げます。

今次の補正は、年度開始間もないことから、緊急かつやむを得ないものについて補正を行なうものでありますが、その主な内容といたしましては、国有マイクロバス購入費をはじめ、地域資源などを活用した新たな産業ビジネスの調査・研究に要する経費、出ヶ原集会所改修に伴うコミュニティー育成事業補助金を新規に計上したほか、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業や町史第2巻・通史Ⅱの年度内発刊に伴う町史編さん費の追加などであります。

以上の財源といたしましては、県支出金、財産収入等を充当し、なお不足する分につきましては、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,043万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億31万3千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。14款県支出金、2項4目労働費県補助金350万円の増であります。これは、当初予算に引続き、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業の追加要望分として交付されるものであります。

15 款財産収入、2 項 2 目物品売払収入 186 万 5 千円の増であります。これは、町史本巻等の売却代金であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,504 万 6 千円の増であります。歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰り入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高は 3 億 16 万 8 千円となる見込みであります。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 2 万 2 千円の増であります。これは、町史の資料所在目録売却代金であります。

次に、7 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 220 万 4 千円の追加であります。これは、国土交通省からの小型マイクロバス払下げに伴う自動車購入費とこれにかかる諸経費であります。6 目企画費 530 万 7 千円の追加であります。これは、地域資源などを活用しました新たな産業ビジネスの調査・研究に伴う委託料と研究会開催に伴う謝礼や費用弁償などあります。8 目自治振興費 124 万 6 千円の追加であります。これは、出ヶ原集会所改修に伴うコミュニティー育成事業補助金であります。

次に、4 項 3 目町長選挙費 56 万 3 千円の追加及び 4 目衆議院議員選挙費の組み替えであります。野沢中央投票所につきまして、これまで野沢小学校体育館を使用してまいりましたが、本年は耐震補強工事を実施していることから使用できないため、役場駐車場に仮設投票所を設置するための計上であります。

次に、3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費 27 万円の減であります。これは、介護保険特別会計への事務費繰出金の減であります。

次に、5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 350 万円の追加であります。これは、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の追加要望分にかかる臨時職員賃金及び委託料等の計上であります。

次に、10 款教育費、1 項 4 目町史編さん費 788 万 3 千円の追加であります。これは、本町の町史編さん事業で最後の発刊となります「第 2 巻・通史Ⅱ」につきまして、その発刊の目途が立ったことから、発刊に伴う印刷製本費や監修・校正料などを計上すると共に、編さん事業完成の祝賀会に要する経費を計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　町史発刊の補正なんですけれども、788 万円ほど今総務課長がいらっしゃいましたが、これ何冊分であって、まだ売れる見通しはあるんですか、完売というか、そういう見通しについて。

○議長　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　町史に関するご質問にお答えをいたします。

今般、西会津町史、通史Ⅱ、近代・現代を発刊する予定でございますが、発行部数は 800 部を予定しております。販売の見通しはというご質問でございますが、これまで通史Ⅰを 18 年に発刊いたしました。今回、通史Ⅱ、近代・現代を発刊するわけでございますが、通

史Ⅰにつきましては、現代・古代・中世・近世、さらに通史Ⅱにつきましては、近代・現代ということで、この2巻につきましては、文章形式でわかりやすく、史実に基づいた歴史を文章形式で書いたものでございますので、セットで販売をさせていただくということで、通史ⅠⅡをセットで販売を、促進をしたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 問題は、その最終回だということで、私はあえて反対するわけではないんですけれども、前の残りとおっしゃるか、その部分がこの前聞いたら1,200、300万円在庫あるといったんでしょう。その処分とか、それもしないで新たに788万円、800万円も製本するという事は、完売の見通しがないなんてことはこれはちょっとおかしいんだ、例えば注文をとって必要な部分とかなんとか、そういうそれだけを製本するとかかなりしないと、つくるはつくった、これと1,300万と口ではいうけれども、在庫ですよ。売れ残りがそれくらいあるんでしょう。その処分もしないで、今この不景気なときに、何いってるんだと町民からいわれますよ、口でいうのは簡単だけど。そういう部分で私は質問しているんですから、必要な分を注文をとるなりなんなりして、そしてこれやるべきだと、私はこう思うんですがいかがですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 再質問にお答えをいたします。

販売の見通しということでございますが、注文を取ってからというご質問でございますが、町史を発刊する当初でございますが、全巻注文ということで申し込みをいただいていたかたがございましたが、現在まで24年を経過し、そのかたが一部亡くなられたかたもおります。そんな関係で残部も残っているわけでございますが、今回につきましては、これまで12巻発刊し、最後の13巻ということで、すべて町史の発刊が終わります。これを機にすべての巻を揃えていただくようなことも、注文の中で考えてまいりたいと思えますし、また通史Ⅰ、通史Ⅱにつきましては、先ほども申し上げましたように、文章形式でのわかりやすい史実についての記述でありますので、注文を取る際にも、それらもパンフレット等わかりやすく作りまして、販売の促進に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 歳入で一つお尋ねしますが、今度繰入金、基金に1,500万円以上、1,504万6千円を積み立てるということは、繰り越し見込みで3,000万円以上あるというふうにみていいんですね。その辺は、もし正確な額が出ていればお示し願いたいのであります。

次、歳出で民生費でお尋ねしますが、老人福祉費で27万円の減額です。これは介護保険特別会計への減額ですが、介護保険のほうで必要なくなったから減額すると思ったら、介護保険のほうをみれば、必要があるから基金から取り崩しているんですね。じゃあなぜ一般会計で27万円の減額しなければならないのか、この理由についてお尋ねをいたします。

さらに、労働費で今次臨時職員の賃金追加で240万円ありますが、これは一般質問なんかでもいわれていたように、期限の切った臨時職員、臨時だからそうなんだろうね。い

つまで何人雇用する予算措置ですか、以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 財政調整基金についてのご質問にお答えをいたします。

今回の予算措置でございますけれども、今ほど積み立てということで議員おただしがございましたけれども、今回、取り崩しでございますして、不足額を今回取り崩すということでございます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 民生費の 27 万円の減額のご質問にお答えいたしますが、ご承知のように介護保険料の軽減ということで、国から臨時特例交付金が 3 月にきまして、それを全部で 613 万 5 千円ほど基金として積み立てたわけですが、そのうち、96 万 6 千円ほどがシステム改修と、それから今度の介護保険が変更になるよと、周知してくださいよという経費に使ってくださいというのが、この事務費の 96 万 6 千円なんです。それで、当初予算でこの基金が事務費としてどのくらい見込めるかということが予測できなかったものから、21 年度の当初予算を編成したのが 12 月でございます。そのときに、この介護保険の保険料の変更にかかる通知用封筒、あるいは郵便料等について、この臨時交付金から充当できるという数字が示されたものですから、このたび一般会計のほうへ、この 27 万円分、必要な 27 万円分を返すということにしたものでございます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 14 番議員のおただしのうち、緊急雇用の関係についてお答えいたします。

今次補正 350 万円につきましては、本年度当初予算 2,200 万円計上したわけですが、それにつきましては、22 事業の要望の総額が 2,200 万円と。その後、補助の決定がございまして、結果的には 8 事業、1,500 万円強が決定になったわけですが、今回追加要望がございまして、県に要望した額が 860 万円ほど要求してございます。今回の補正につきましては、当初予算の差額、減額分と今回追加要望しました分の調整で結果的に 350 万円になったわけでございます。今回、県に要望しました事業につきましては、3 事業でございます。それぞれ委託事業、それから賃金で行なう事業ございまして、賃金で行なう事業につきましては、総額で 330 万円ほどの賃金を、4 人分でございますけれども要求してございます。以上です。

○議長 10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回で 2 次補正ですが、今後の補正予算ということでお尋ねしたいわけですが、国では 21 年度で今 15 兆円補正予算を組みました。この影響が町にどの程度くるのか。それを 9 月の定例会で補正予算として計上するのか、景気対策、不況対策でありますから、町にくるお金が確定したならば、その段階で補正予算を組んで、早めにそれを執行していくのか。そして今の時点をつかんでいる町への影響額といいますか、があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今後の事業の関係でございますけれども、議員おただしのよう、平成 21 年度の国の第 1 次補正予算が、過般、可決されました。この中で特に市町村に影響といえますか、いい意味での効果ということでございますけれども、2 兆 4,000 億円の配分が

予定されております。一つは今般、地域活性化の臨時交付金で全国で1億円、それからこのあとに公共事業臨時交付金で1兆4,000億円ということで配分がなされる予定でございます。

このうちの最初の地域活性化の臨時交付金の部分については、本町には約2億3,000万円ほどの配分が予定されております。これにつきましては、現在、各課から事業を吸い上げまして、町としてどの事業を実施していくというものを調整しているところでございます。この内容を県を通じて国にあげまして、最終的な決定については秋になりますけれども、事業が町としてこの事業を実施するという方針が決まれば、できるだけ早い機会に補正予算を調整いたしまして、議会のほうにお願いを申し上げたいというふうに考えております。

それから、公共事業臨時交付金の全国規模1兆4,000億の部分でございますが、これにつきましては、まだその概要が国から示されておられません。したがって、町のほうにどの程度配分になるかということが、まだわかっておりませんので、これについてはわかり次第、町として対応していきたいというふうに考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時57分)

○議長　再開します。(13時00分)

先ほど、伊藤勝君から議員辞職願いが提出されましたので、議会運営委員会を開催し、取り扱いを協議するため、暫時休議にします。(13時00分)

○議長　再開します。(13時45分)

日程第4、議案第4号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第4号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、今年度からの第4期介護保険事業計画期間の介護保険料には、介護従事者の処遇改善のための介護報酬の引き上げのための保険料上昇分が含まれております。福島県では2.8%となっております。そのため、その保険料の急激な上昇を抑

制するため、1年目に保険料上昇分の全額を、2年目にはその半額を国の金により軽減する措置を取ることとしたため、介護保険料が毎年変わることになります。それらに伴うパソコンソフトのシステム改修が必要となることから、その改修費等を計上したものであります。なお、その財源につきましては、介護保険臨時特例基金を充当することとなりますので、財源の調整もしたところであります。

それでは、予算書をご覧ください。

平成 21 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 33 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 129 万 9 千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。6 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金、27 万円の減額であります。これは事務費繰入金の減額であります。保険料額の変更にかかる事務費でありまして、通知用の封筒、郵便料等について臨時特例交付金を充当できるため、当初予算で計上していた事務費分を一般会計へ返すものです。

6 款繰入金、2 項 2 目介護保険臨時特例基金繰入金、60 万 6 千円の増であります。なお、国から交付されました基金用の交付金は、全体で 613 万 5,517 円です。そのうち、介護保険料軽減分で 516 万 9,317 円、事務費等で 96 万 6,200 円となっておりますが、これを 3 年間で支出するようになります。

次に歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、31 万 2 千円の追加であります。これは介護保険事務処理システム改修委託料であります。

1 款 4 項 1 目趣旨普及費、2 万 4 千円の追加であります。これは趣旨普及のためのパンフレットの購入等の経費であります。なお、本年 4 月 1 日現在の第 1 号被保険者数は 3,289 名でありまして、昨年と同じ時期と比べますと 7 名の減数であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、財産の取得について（小型マイクロバス）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第5号、「財産の取得」について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年度国の第2次補正予算に計上された「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して整備するもので、平成6年に購入いたしました「温泉宿泊施設送迎用・小型マイクロバス1台」が、購入から15年目を迎え、老朽化が著しいことから、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

1の取得する財産及び数量であります。小型マイクロバス1台であります。2の取得の方法は売買であります。去る6月5日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、株式会社平和総合企業、有限会社斎藤オート、有限会社相原モーターズ、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店の5社であります。

入札の結果、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業代表取締役吉田又俊氏が708万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額743万4千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結したところであり、納入期限は本年9月11日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、財産の取得について（小型マイクロバス）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、財産の取得について（小型マイクロバス）は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、財産の取得について（機能訓練送迎用リフト付小型バス）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第6号、「財産の取得」について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、平成20年度国の第2次補正予算に計上されました「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して整備するものでありまして、平成13年に購入いたしました「機能訓練送迎用リフト付小型バス1台」について、購入から9年目を迎え、大規模修繕が相次ぎ、年間修繕料が多額にのぼっていることから、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量であります。機能訓練送迎用リフト付小型バス1台であります。2の取得の方法は売買であります。去る6月5日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、株式会社平和総合企業、有限会社相原モータース、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店の5社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート代表取締役斎藤一博氏が898万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額942万9千円を取得価格として、同日、物品売買契約を締結したところであります。納入期限は本年10月30日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、財産の取得について（機能訓練送迎用リフト付小型バス）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、財産の取得について（機能訓練送迎用リフト付小型バス）は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、財産の取得について（放送スタジオシステム設備等機器一式）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第7号、「財産の取得」について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、平成20年度国の第2次補正予算に計上されました「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して整備をするものでありまして、平成14年に開校した西会津中学校の放送スタジオシステム設備一式について、地上デジタル放送への移行に伴い、アナログ編集機器からデジタル編集機器に移行するため、購入をするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量であります。放送スタジオシステム設備等機器一式であります。2の取得の方法は売買であります。去る6月5日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付をいたしました入札結果のとおり、株式会社システムズ、富士通ネットワークソリューションズ株式会社東北支店、株式会社東芝東北支社、日本電気株式会社郡山支店、株式会社日立製作所東北支社、三菱電機株式会社東北支社、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社の7社であります。

入札の結果、株式会社システムズ代表取締役島田信一氏が710万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額745万5千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は本年9月30日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

14番、清野興一君。

○清野興一 7社を指名したんですが、結果的に応札したのは2社だけで、あとの5社というのはこれ棄権されているんですが、どういう理由で棄権なされたのか。そしてまた、棄権率からいうと70%を超えているわけですね。この2社だけで実際は応札したと、これでも、この入札は成立したというふうにみなしたからこれ提案されたと思うんですが、これでも入札は正当に行なわれたというふうに決断した、決めた根拠はなんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目のご質問でございますが、今回、議員おただしのように7社を指名いたしました。結果的には2社が応札したわけでございます。棄権をした会社の理由でございますけれども、一つは自社製品のみ扱いということでありまして、今回、入札に付した仕様に対応できないという部分が2社ほどございました。それから、納品の期日までに間に合わないというのが1社、それから仕様の機器の一部の機器に対応できないというのが1社、それからまったく理由のないということででなかったのが1社ということでございます。

それから、7社のうち2社だけの入札で有効なのかということでございますけれども、これは私どもの指名競争入札につきましては、町の西会津町財務規則に基づいてこの指名競争入札を行なったところでございます。根拠といたしまして、その123条の中に、指名競争入札の参加者の指名ということで、ここではなるべく3社以上の指名をしなさいとい

うことになっております。具体的にその指名の取り扱いでございますけれども、我々、町の財務規則を運用する中で、この市町村財務事務提要いうものがございます。これはいわゆる逐条解説的な部分でありまして、条文をさらに事細かく解釈したものでございます。この中で3社以上指名したけれども、その2社以下であった場合の対応ということで記載があるわけでありまして、その中には、入札参加者が複数であれば入札を執行しても差し支えないというふうになっております。ただし1社の場合でありますと、これは適切ではないということで、再度入札を行なうべきであるというふうになっておりますので、これを根拠といたしまして複数入札ということでありますので、我々としては有効としてご提案を申し上げたところであります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 指名のあり方が本当によかったのかと、対応できないというのは、自社製品では対応できないとか、それからもう1社はなんだっけ、対応できないのが3社あるんですね。そして期間が間に合わないから棄権するという事なんですが、本当にこういうこの会社の内容をちゃんと把握して指名したと思うんですが、指名願いは、こういう製品を扱っていますよとかという、事細かに書いた指名願いというのは出されているわけですね。その中で選んだのに、なぜこんなに、理由のないのは2社あるとのことだけでも、4社までが、3社か、こういうことで、しかも落札者と2番札では僅か700万円くらいの製品を買うのに、100万円以上の差があるんですね。私はこの理由がよくわからないので、もう少し説明してください。参考資料も配られていますけれども、よくわかりません。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回のスタジオシステムにつきましては、参考資料でお手元のほうに配付いたしましたように、非常に機器構成が複雑になっております。それと併せまして、今町が進めております町のケーブルテレビのデジタル化との関係がございまして、いろんなメーカー、今回指名いたしましたのは、いずれも大手の電機会社でございますけれども、なかなかその機種によっては、いわゆる非常に機械同士の相性の関係とか、いろいろ微妙なところがあるということで、なかなかメーカーというか会社によっては自社製品では対応するけれども、他社の製品と組み合わせると構築するのはなかなか難しいというような状況もございまして、そういったところで自社製品のみ取り扱いということで棄権されたのが2社というような、2社、それからもう1社も同じような部分でございまして、そういったことで、今回指名した業者については、先ほども申し上げましたように、いずれも指名の参加が出ておりまして、こういった放送設備を扱えますということで指名参加願いが出ております。大手ということでございまして、ある程度複雑な機器構成においても対応できるだろうというふうに判断して指名をしたところでございまして。

そういうことでありますので、今回、機器構成の中で自社製品等でなかなか対応できないということで棄権されたのがちょっとあったということでございまして、その点をご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 私も今話をちょっと聞いてみて思うことなんですが、入札する段階で、いろんな複雑化する機能とか、こういう資料をもらいましたけれども、別にこれは機器とか内

容で参考になるための資料でもなんでもないので、ただ配置図を渡したただけですから、参考の、入札の直接の資料でもなんでもないので、これ。ですから、この入札をする場合、例えばいろんな条件を付してくると、特定な業者に結びついてくるというようなケースもままあるわけですよ。私はこれがそれだとはいいませんよ。しかし、この内容的にいろいろ条件を付してくると特定な業者に結びつくというようなケースがある、こういうようなことについては、今回はこれに該当しないというふうに、はっきりと明確にいえませんか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのありました仕様によって業者が限定されるのではないかとというようなことでございますけれども、この放送スタジオシステムにつきましては、指名参加願いに出された大手の業者を今回それぞれ指名をしております。我々としては大手のメーカーでございますので、それぞれ対応できるというふうに判断して入札の案内を出したわけでありまして、結果的には2社の応札ということでございました。議員おただしのような仕様書の設定によって業者を絞り込んでいくというようなことは一切ございませんので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうするとこの株式会社システムズというのは、どういう会社で、具体的にこういう対応をしているいろんなところで、具体的に工事がされた、あるいは実績というものはどのように判断をしておられますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回落札した株式会社システムズでございますけれども、これは町のケーブルテレビの放送機器、これを扱っている業者でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうすると町のケーブルテレビのすべてを取り扱っているということですか、そうすると、条件でもなんでも、必然的に今いったように、当然結びついてくるんじゃないんですか。だってここで、今まで取り扱ってきたんだから、それが一番よくわかるというならば、当然いろんな条件を付せば、ほかの業者が参入するというような根拠はないんじゃないの。その辺はどうなんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 このシステムズでありますけれども、ケーブルテレビの放送関係の機器を、先ほども申し上げましたように扱った業者であります。ただ、すべてがシステムズの機器ではございませんで、全体の一部ということでございます。

仕様書の中には、どのメーカーも対応できるように、この例えばどここのメーカーのこの製品のこのやつというような指定はしてございませんので、こういう機器構成で運用できれば大丈夫ですというような形で案内をしておりますので、そういうことで業者、この仕様によって業者が選定されるというようなことはございませんので、ご了承をいただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一　私は、この放送スタジオシステム設備機器の購入の入札については反対であります。先ほども申し述べたとおり、7社のうち70%以上の5社が棄権をし、しかも残った二つが同じような性能の機械を買うのに100万円以上も差がある。こういう結果を素直に信用しろといわれても、できないのであります。こういう結果であったならば、再度入札をされて、議会に出すべきだと思いますので、私はこの議案には反対であります。以上です。

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第7号、財産の取得について（放送スタジオシステム設備等機器一式）を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数です。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

したがって、議案第7号、財産の取得について（放送スタジオシステム設備等機器一式）は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第8号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更」について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、福島県市町村総合事務組合に加入しておりました「県中地域水道用水供給企業団」が、平成21年3月31日をもって同組合から脱退することに伴い、同規約の一部を変更するものであります。

それでは議案書の記の部分をご覧いただきたいと思います。併せて、条例改正案新旧対照表の9ページをご覧いただきたいと思います。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。別表第1の表中と別表第2の1及び4の項に規定されております「県中地域水道用水供給企業団」を削除するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成21年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

資料配付のため暫時休議します。(14時23分)

○議長 再開します。(14時26分)

日程第9、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、野沢六町内在住の伊藤政憲さんを適格者とし推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

伊藤さんについてご紹介申し上げますと、その人となりにつきましては、皆様もよくご存知のことと思っておりますが、昭和44年3月に中央大学文学部を卒業後、福島県教職員に採用され、猪苗代町立一沢小学校を振り出しに、金山町立横田中学校教頭、猪苗代町立猪苗代中学校教頭、玉川村立須釜小学校校長、熱塩加納村立会北中学校校長、喜多方市立第3中学校校長などを経て、平成19年3月、会津坂下町立第1中学校校長を最後に福島県教職員を退職されました。温和で誠実な人柄から、地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、地域の信頼の厚い伊藤政憲さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては適任者と認めることに決しました。

日程第10、議案第10号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 議案第10号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、奥山杉山在住の佐藤高雄さんを適格者として推薦したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

佐藤さんについてご紹介申し上げますと、その人となりにつきましては、皆様もよくご存知のことと思いますが、昭和42年3月、県立喜多方高等学校を卒業後、国家公務員として採用され、仙台国税局を振り出しに、福島税務署をはじめ、県内の税務署のほか、宮城県の大河原税務署、仙台中税務署、岩手県の二戸税務署などを経て、平成20年7月、山形県の寒河江税務署署長を最後に国家公務員を退官されました。温和で誠実な人柄から、地域の厚い信望を得られているかたであります。

以上、略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、地域の信頼の厚い佐藤高雄さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第10号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては適任者と認めることに決しました。

日程第 11、請願第 3 号「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願から、日程第 13、請願第 5 号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20 万トン規模の政府米買い入れを求める請願を一括議題とします。なお、審議の方法は各委員会の報告終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行ないます。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

- 総務常任委員長 請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 3 号、付託年月日、平成 21 年 6 月 12 日、件名、「公共工事における賃金等確保法」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願については、審査の結果は、当委員会は継続審査を要すると報告いたします。

それでは、同じく請願審査報告書について、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願第 4 号、付託年月日、平成 21 年 6 月 12 日、農地法の「改正」に反対する請願。当委員会は審査の結果、継続審査を要するというので報告いたします。終わります。

- 議長 経済常任委員長、清野佐一君。

- 経済常任委員長 それでは、審査の結果を朗読をもってご報告申し上げます。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 5 号、付託年月日、平成 21 年 6 月 12 日、件名、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20 万トン規模の政府米買い入れを求める請願。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

- 議長 これから、請願第 3 号、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 討論なしと認めます。

これから、請願第 3 号、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第 3 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第4号、農地法の「改正」に反対する請願の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第4号、農地法の「改正」に反対する請願を採決します。

お諮りします。

請願第4号は、農地法の「改正」に反対する請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、農地法の「改正」に反対する請願は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第5号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第5号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第5号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、清野佐一君。

○清野佐一 (意見書案第1号の説明)

- 議長　これから質疑を行ないます。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。
これから、意見書案第1号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
したがって、意見書案第1号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書は原案のとおり可決されました。
暫時休議します。（14時50分）
- 議長　再開します。（15時10分）
日程第15、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出についてを議題とします。
各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。
お諮りします。
各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
したがって、各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたします。
加えて申し上げます。所管事務調査の結果を9月議会定例会に報告をお願いいたします。
日程第16、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。
総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りします。
総務常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
したがって、総務常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
日程第17、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。
議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議にします。(15時14分)

○議長 再開します。(15時15分)

伊藤勝君から、議員の辞職願いが提出されています。

お諮りします。

伊藤勝君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、伊藤勝君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、伊藤勝君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、伊藤勝君の退場を求めます。

(伊藤勝議員退場)

○議長 職員に辞職願いを朗読させます。

事務局長。

(事務局朗読)

○議長 お諮りします。

伊藤勝君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、伊藤勝君の議員の辞職を許可することに決定しました。

辞職許可通知を本人に交付するため、暫時休議にします。(15時18分)

○議長 再開します。(15時19分)

副町長より補正予算の専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、薄友喜君。

○副町長 6月議会定例会の閉会に当たりまして、平成21年度一般会計にかかる補正予算の専決処分についてお願いを申し上げます。

今ほど12番、伊藤勝議員の辞職によりまして、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、町議会議員の補欠選挙を行わなければならないことになり、この補欠選挙にかかる経費約170万円程度であります。この補正予算について、議会を招集する時間的余裕がありませんので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により処理したいので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、山口博續君。

○町長 6月町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきましては、平成21年度補正予算案をはじめ、条例の一部改正、人事案件等についてご審議を願ったのでございますけれども、皆様には、ご精励を賜り、議案の全部についてご承認をいただきました。心から感謝を申し上げます。次第であります。

ご議決をいただきました案件につきましては、本会議、あるいは委員会等において表明されました皆様のご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させ、町民生活の安定と向上に最善の努力を傾注してまいり所存であります。

暑さに向かう折、皆様には、今後とも一層ご自愛の上、町政発展のためにご尽力、ご協力くださいますよう心からお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月12日の開会以来、本日まで実質3日間にわたり、平成21年度一般会計補正予算をはじめ、重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案のとおり議決成立をみました。会議を通じ、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また町当局におかれましては、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に考慮され執行の上、十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

これから梅雨や猛暑の季節をむかえますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいます。町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。閉会の言葉といたします。

これをもって平成21年第5回西会津町議会定例会を閉会いたします。(15時24分)